

コミュニケーション船橋の
創出をめざして

第3次 船橋市地域福祉計画

(平成27年度～平成32年度)



平成27年3月
船橋市

～ 表紙の説明 ～

すべての世代が登場する表紙は、「子どもからお年寄りまで、すべての市民が担い手であり受け手でもある」という地域福祉の理念を表しています。

また、三つ葉のクローバーとハートをデザインしたシンボルマークは、地域福祉の推進に必要な4つの力の融合を表現しており、「地域に住む一人ひとりが努力していくこと（自助）」「地域が力を合わせて実現していくこと（共助・互助）」「行政の責任として推進していくこと（公助）」に市民一人ひとりの暖かなハートが加わることによって、「幸せ」のシンボルである四葉のクローバーにしていきたいという願いが込められています。

はじめに

近年、少子高齢化が加速し、10年後の平成37年（2025年）には、団塊の世代といわれる方々が後期高齢者となる等、支援を必要とする方々を支えるボランティアが、今以上に必要となり、生活支援体制の充実が急務となっています。

また、災害時の要配慮者（災害時要援護者）といわれる方々の避難支援、高齢者や子ども等への虐待、生活保護世帯の増加や生活困窮に至るおそれのある方の増加など、福祉課題が増加しております。

地域のめざすべき姿を見据え、行政の取り組みや個人や家庭だけでなく、地域の方々がお互いの力を合わせて、地域の福祉課題の解決に向けて取り組んでいくことが求められております。

本市の地域福祉計画は、平成17年3月に策定した第1次地域福祉計画から、市民相互のコミュニケーションが活性化していくための施策、人間関係を深めていくためのしくみづくりを基本としております。

今回策定いたしました第3次地域福祉計画は、新たな取り組みとして、健やかに安心して暮らすことができる地域の実現のため、地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、地域の方々が参加しやすいボランティア活動の推進を図ります。

さらに、生活困窮者自立支援制度により、生活に困窮した方々が地域で自立した生活がおくれるよう相談体制の更なる充実を図ってまいります。

今後は、計画に沿った取り組みを進めていくうえで、市民の皆様や関係機関・団体の皆様、事業者の皆様と本市が協働していくことが必要となってまいりますので、まちづくりへの積極的な参画とより一層のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりましては、第3次船橋市地域福祉計画策定委員会の皆様に熱心なご議論をいただくとともに、住民説明会、パブリックコメントを通じて市民の皆様をはじめ、関係者の皆様から貴重なご意見・ご提案をいただきましたことに、心から感謝申し上げます。



平成27年3月

船橋市長 松戸 徹

目次

第1章 地域福祉計画について

1	地域福祉計画策定の趣旨	2
1.1	地域福祉政策の方向性	2
1.2	地域福祉政策の課題	3
1.3	地域福祉計画とは	5
1.3.1	第1次船橋市地域福祉計画の振り返り	7
1.3.2	第2次船橋市地域福祉計画の振り返り	9
2	地域福祉の役割分担と「互いに助け合う社会」の構築	11
2.1	地域福祉の役割分担	11
2.2	互いに助け合う社会の構築	14
3	地域福祉計画の船橋市計画体系における位置づけ	16
4	地域福祉計画の計画期間	17
5	第3次船橋市地域福祉計画策定の経緯	18

第2章 船橋市における地域福祉の現状と課題

1	地域福祉施策の進捗状況	20
1.1	船橋市における事業評価	20
1.2	「市民意識調査」からみた市民評価	25
1.3	「地域福祉推進の課題を把握するアンケート調査」から みた実施者評価	33
2	今後の課題	36

第3章 めざすべき地域福祉の姿

1	船橋市の将来人口と財政状況	38
1.1	船橋市の将来人口	38
1.2	船橋市の財政状況	40
2	計画のメインテーマと4つの柱	41
2.1	メインテーマ	41
2.2	4つの柱とボランティアの充実	42
3	地域福祉計画の施策体系	44
4	市としての取り組み	46

5	あらたな取り組み	48
	その1 生活困窮者自立支援の取り組みについて	48
	その2 地域包括ケアシステムの構築へ向けて	52
	その3 ボランティアの充実のための検討	55

第4章 心をつなぐ地域づくり ～まずは知り合い～

1	人と人がふれあう環境の創造	60
	1. 自らが携わる福祉へ	60
	2. ボランティア意識の啓発	64
	3. 家庭・学校・社会教育での福祉活動の充実	66
2	心をつなぐ仕組みづくり	68
	1. 出会いの仕組みづくり	68
	2. 地域情報の発信・交換	70
3	地域交流事業の促進	72
	1. 世代間交流の活性化	72
	2. 立場を超えた交流の活性化	74
	3. 地域交流イベントの支援	76

第5章 楽しく暮らせる地域づくり ～共に楽しみ・遊んで～

1	生きがいの創造	80
	1. 生涯学習の推進	80
	2. サークル活動の支援	82
	3. 起業・就業の支援	84
	4. 動物と共生できるまちづくり	88
2	健康づくり	92
	1. 健康づくりへの取り組み	92
3	移動の自由の確保	96
	1. ユニバーサルデザインによるまちづくり	96
	2. 移動手段の確保	98

第6章 安心して暮らせる地域づくり ～困ったときには助け合う～

1	必要なサービスの確保	102
	1. 船橋市社会福祉協議会と地区社会福祉協議会の充実・強化	102

2.	市民活動・組織の活性化	108
3.	優良な事業者の育成	110
4.	地域医療体制の充実	114
5.	日常における防犯体制の充実	118
6.	認知症の徘徊等の早期対応と地域の見守り体制の充実	122
7.	災害時における要配慮者（災害時要援護者）支援体制の充実	126
8.	ホームレス対策の推進	130
9.	生活困窮者自立支援制度	132
10.	地域包括ケアシステムの構築（生活支援コーディネーターの設置）	134
2	既存組織のネットワーク化	138
1.	連携・協力体制の確立	138
2.	保健と福祉の総合相談窓口の充実	144
3	サービス受給者の人権擁護	150
1.	個人情報保護と情報の共有化	150
2.	権利擁護の推進	152

第7章 地域福祉推進のための仕組みづくり ～活気と温もりのある地域を目指して～

1	地域福祉を推進するための総合的な仕組みづくり	156
1.	船橋市のコミュニティ	156
2.	地域資源の有効活用	158
3.	福祉人材の育成とネットワーク化	162
4.	地域福祉を推進するための仕組みづくり	163
5.	個別計画と調和のとれた総合的な福祉の推進	164
2	計画の進捗管理と評価	165
1.	進捗管理と評価の体制	165
2.	進捗管理と評価の方法	165

資 料

1	船橋市地域福祉計画策定委員会	168
2	船橋市地域福祉計画検討委員会	171
3	パブリックコメント	174
4	市民説明会の開催	174
5	用語集	180

第1章 地域福祉計画について

1 地域福祉計画策定の趣旨

1. 地域福祉政策の方向性

いわゆる社会福祉基礎構造改革の成果として、平成12年に社会福祉事業法が社会福祉法と改正され、「地域福祉の推進」が社会福祉の基本理念の一つに位置づけられました。

これよりわが国の福祉政策は、個人の尊厳を尊重する視点から、市民一人ひとりの生活全体に着目し、地域での自立した生活を支援するという基本的な考え方に基づいて、たとえ障害があっても、また、要介護状態になっても、できる限り地域の中でその人らしい暮らしができるような基盤の整備を進めています。

中でも、公的な福祉サービスの供給については、利用者主体、市町村中心の仕組みとなってきたおり、介護保険法に基づく介護サービスや障害者総合支援法（旧：障害者自立支援法）に基づく障害福祉サービスなどの取り組みが進められています。

さらに、少子高齢化が進み、社会保障費が年々増加する中、税制や年金制度、医療と介護、子育て支援、障害者制度、雇用などを抜本的に見直していく、「社会保障と税の一体改革」がスタートし、社会保障制度改革として、介護保険制度改革、子ども・子育て支援法、生活保護法の改正、生活困窮者自立支援法に基づく支援体制の整備などが進められています。



2. 地域福祉政策の課題

「地域福祉」というと難しそうに聞こえますが、かつてどこにでも見られた隣近所との付き合い、近所の誰かが困ったとき、何かあったときには互いに声を掛け合い、助け合う、そのような地域になることが「地域福祉」の目指すひとつの姿です。

地域での自立した生活を営む上で、電球の交換やごみ出しができない、買った物を持ち帰ることができないといった生活力の低下に起因する問題、ひとり暮らしが寂しい、家に閉じこもってしまうといった心の問題など、公的な福祉サービスだけでは対応できない様々な生活課題が、少子高齢化の加速などによる社会の変化とともに、今後ますます顕在化していくと考えられます。

さらに、生活面において何らかの支援が必要な人については、近年注目されている孤立死問題や悪質商法、振り込め詐欺¹の被害の問題、東日本大震災において明らかになった災害時の避難や避難生活などのリスクが高まっています。また、子育ての孤立化や育児不安も社会問題化しており対策が求められています。

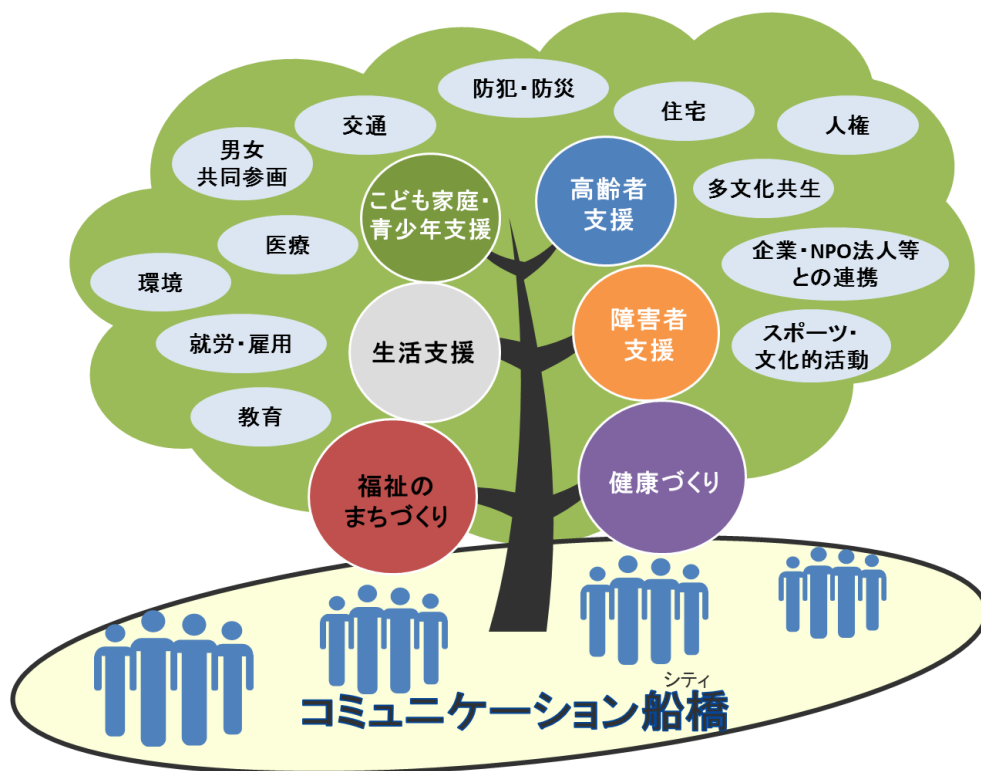
かつて、このような多様な生活課題は、家族や、向こう三軒両隣という言葉に代表される隣近所、地域の助け合いによって解決されていましたが、世帯のさらなる高齢化や少人数化、地域での人と人とのつながりの希薄化、住民の地域への帰属意識の低下などにより、地域の相互扶助力が低下していることなどから、高齢者を中心に身近な生活課題を解決できない人が増加しています。

また、団塊の世代（昭和22年から昭和24年生まれを中心とする世代）など現役を引退した人たちが、ボランティアなどの地域活動に参加する一方、引き続き仕事を続けたり自分の趣味に時間を費やす人が多く、団塊ジュニア世代（昭和46年から昭和49年生まれを中心とする世代）は、ボランティアに興味はあるものの、仕事、家事、育児などに追われて自由な時間がなかなか作れない世代でもあります。そのため、地域を支えるボランティア不足が予測され、誰もが地域でボランティア活動を行うことができる仕組みづくりを考える必要があります。

このように、世代により様々な背景がありますが、世代を超えて、団塊世代が団塊ジュニア世代を、そしてその子ども世代を誘い合ってボランティア活動に参加していくような「好循環モデル」を構築していくことが今後の課題となっています。

1 被害者に対面することなく、現金を自己の管理する預貯金口座に振り込ませるなどしてだまし取る、匿名性が高い知能犯罪で、警察では「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」「融資保証金詐欺」「還付金等詐欺」の4類型に区別して対策を行っている。

図表 1 地域福祉のイメージ図



【地域福祉のイメージ】

私たちが考える地域福祉のイメージは、「福祉」という一つの木には、「様々な公助、共助・互助」の葉が茂り、市民一人ひとりの優しい気持ちや思いやり（自助）で木が育ち、助け合いや支え合いの実ができる、というものです。このイメージを具体化したものについては以下の例があげられます。

◆福祉のまちづくり

地区社会福祉協議会の「ふれあい・いきいきサロン」、「ミニデイサービス」など

◆スポーツ・文化活動

「総合型地域スポーツクラブ²」、「まちかど音楽ステージ」など

◆防犯・防災

「自主防災組織³」、「自主防犯パトロール隊」など

2 子どもから高齢者まで、スポーツを愛する市民が身近な地域でスポーツをするほか、指導や運営にも携わり、生涯にわたって活動することをめざした組織。

3 「私たちの地域は、私たちで守る」という精神、連帯感により自主的に結成する組織で、お互い協力しあい、地域が一体となって災害の予防・軽減のための防災活動を行うための組織。

3. 地域福祉計画とは

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条に規定されており、社会福祉法上の地域福祉計画の目標は「1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進」「2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達」「3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進」となっています。

本市では、社会福祉法の規定よりも広い理念を掲げ、地域福祉の推進に努めています。

図表 2 社会福祉法第107条

社会福祉法（抄）
<p>（市町村地域福祉計画） 第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項 2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項 3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

図表 3 船橋市地域福祉計画の理念

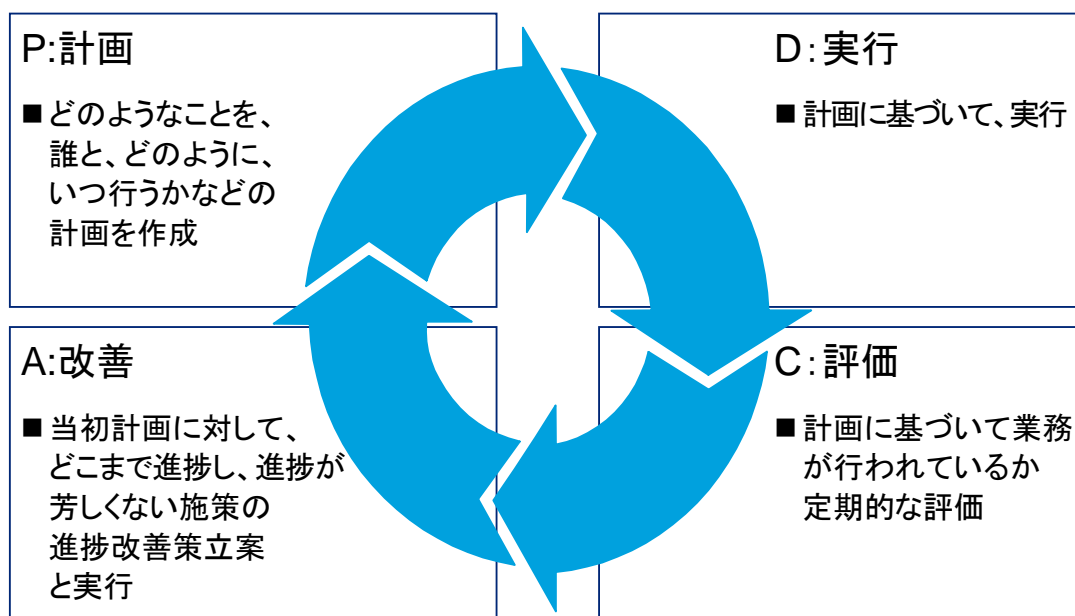
船橋市地域福祉計画の理念

船橋市の市民一人ひとりが、
自らの住む地域に積極的に関わり、
誰かの役に立ち、感謝され、
地域の中に自分の居場所が確保されていて、
安心感、安堵感だけでなく、
生きがいや充実感を持ちながら暮らすことのできる
「いたわり合い」と「支え合い」の心に満ちた船橋を創出する。

本市では、平成17年3月に「コミュニケーション船橋（シティ）の創出」をメインテーマとした「第1次船橋市地域福祉計画」を策定し、積極的に事業を展開してまいりました。その後、平成22年3月には、第1次船橋市地域福祉計画のメインテーマを受け継ぎながら、「第2次船橋市地域福祉計画」を策定し、地域住民と行政が協働⁴しながら「すべての市民が生涯を通して生き生きと、自分らしく、安心して暮らせる地域づくり」を進めてまいりました。このたびの計画は「第3次船橋市地域福祉計画」となり、第1次船橋市地域福祉計画および第2次船橋市地域福祉計画のメインテーマを受け継ぎながら、さらに地域力の向上を目指した内容になっています。

船橋市の地域福祉計画は、「市民の参加」を重要なポイントとしてとらえています。計画を策定する際には、いわゆるPDCAサイクル⁵を意識して策定する必要がありますが、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）、それらのどの場面においても市民が参加できるような体制を構築しています。つまり、船橋市の地域福祉計画は「『市民の手によって』市民自身を支えるシステム」を目指し、実践に向けて取り組んでいるのです。

図表 4 船橋市地域福祉計画のPDCAサイクル



4 市民（地域住民）と行政が役割と責任を分担し、対等な立場で協力・連携し同じ目的に向かって活動すること。

5 Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の頭文字をとったもの。計画を策定する際には、実行や評価、評価をもとにした改善にかかるまで、一連のサイクル（循環）を意識して策定することが良いとされている。

3.1 第1次船橋市地域福祉計画の振り返り

図表 5 第1次船橋市地域福祉計画（平成17年度～平成21年度）

- | |
|----------------------------------|
| I. メインテーマ
コミュニケーション船橋（シティ）の創出 |
| II. 地域福祉推進のための4つの柱 |
| 1 心をつなぐ地域づくり（先ずは知り合い） |
| 2 楽しく暮らせる地域づくり（共に楽しみ・遊んで） |
| 3 安心して暮らせる地域づくり（困ったときには助け合う） |
| 4 推進体制の整備（活気と温もりのある地域を目指して） |

第1次船橋市地域福祉計画では、急速な人口増加に伴い、隣人の顔すら知らない市民も少なくないという希薄な隣近所付き合いの現状を踏まえ、市民の地域参加を進めていくための第一歩として、孤立化してしまっている市民相互のコミュニケーションを活性化していくための施策や人間関係を深めていくための仕組みづくりを目標に計画策定が行われました。

計画策定にあたっては、「ふなばし地域福祉の5原則（1.地域の視点で考える 2.一人ひとりが役割を持つ 3.楽しみながら活動する 4.チャリティの心を大切に 5.最期は真心の輪の中で迎える）」を定め、分かりやすい行政施策の展開、保健福祉地区の設定、評価システムの普及・創出、地域と行政の連携による相談体制の構築などの推進・施策評価のための仕組みづくりを行いました。そして、「コミュニケーション船橋（シティ）の創出」をメインテーマとし、「心をつなぐ地域づくり」「楽しく暮らせる地域づくり」「安心して暮らせる地域づくり」「推進体制の整備」の4本柱を策定し、さらに公助項目を具現化するため、個別事業の評価を「地域福祉計画推進事業要覧⁶」としてまとめました。

また、船橋市社会福祉協議会（市社協）や地区社会福祉協議会（地区社協）を地域福祉推進の中心となる組織と位置づけており、「自助」「共助」として掲げた項目の実現については、船橋市社会福祉協議会が平成18年度から施行した「第1次船橋市地域福祉活動計画」により、具体的な事業を推進しました。

6 船橋市地域福祉計画の公助項目を具現化する事業について、事業概要や実績、今後の予定、改善点、決算・予算額などを明らかにした要覧で、実施計画といえる内容になっている。行政資料室、各公民館、各図書館、各地区社会福祉協議会などに設置しているほか、ホームページ上でも公開している。

特徴的な取り組みとしては、「共助社会の構築」に向けた仕組みづくりを地域が主体的に取り組めるよう、行政側から地域を支援する具体的な施策として、平成18年度から「地域福祉支援員」を地域福祉課内に2名（正職員1名と公募による非常勤職員1名）配置しました。主な業務内容は、地域住民同士による家事援助を中心とした「助け合い活動」を普及するために作成した「助け合い活動立ち上げマニュアル」を活用し、地域に出向いての団体立ち上げ支援及び活動の普及、地区社会福祉協議会や地区民生児童委員協議会、地区自治会連絡協議会等による、地域の福祉課題を解決する仕組みである「地域福祉関連団体連絡協議会」の立ち上げ支援、「第1次船橋市地域福祉活動計画」の推進に向け、船橋市社会福祉協議会に対して情報提供などによる支援、出前講座による地域ぐるみの福祉活動についての啓発を行いました。

地域福祉支援員のこれまでの活動実績は、第6章141ページ「コラム ～ 地域福祉支援員とは? ～」内に掲載しています。



3.2 第2次船橋市地域福祉計画の振り返り

図表 6 第2次船橋市地域福祉計画（平成22年度～平成26年度）

I. メインテーマ コミュニケーション船橋（シティ）の創出
II. 地域福祉推進のための4つの柱 1 心をつなぐ地域づくり 2 楽しく暮らせる地域づくり 3 安心して暮らせる地域づくり 4 地域福祉推進のためのしくみづくり
III. 地域福祉推進のための3つのステップ 第1ステップ 地域の市民同士が先ずは出会い、知り合う 第2ステップ 毎日の暮らしの中でともに楽しみ、遊んで 第3ステップ 困ったときには相互に助け合う
IV. 第2次船橋市地域福祉計画重点プロジェクト 1 災害時要援護者支援プロジェクト 2 相談窓口のワンストップ化プロジェクト

第2次船橋市地域福祉計画では、第1次船橋市地域福祉計画を継承した「コミュニケーション船橋（シティ）の創出」をメインテーマに、「心をつなぐ地域づくり」「楽しく暮らせる地域づくり」「安心して暮らせる地域づくり」「地域福祉推進のためのしくみづくり」の4本柱と2つの重点プロジェクトの設定を行い、第1次船橋市地域福祉計画同様、公助項目の個別事業の評価を「地域福祉計画推進事業要覧」としてまとめました。

そして、各施策に対して現状と課題を把握して施策の方向性を定め、自助、共助、公助の役割別に、努力する項目の設定を行いました。

また、第2次船橋市地域福祉計画での特徴として、「災害時要援護者支援プロジェクト」と「相談窓口のワンストップ化プロジェクト」を重点プロジェクトとして設定しました。

「災害時要援護者支援プロジェクト」は、災害発生直後の人命救助等の対応は自助・共助による助け合いが重要・不可欠であることから、一人暮らし高齢者や高齢者世帯、障害を持っている人などの災害時に援護が必要な人の情報を、地区社会福

社協議会や町会・自治会、民生委員・児童委員等の地域の関係団体と共有する事業です。この事業により、災害時における近隣同士の救援・支援体制づくりを進めました。その結果、市内24地区コミュニティにて取り組みが始まりましたが（第3章「4 市としての取り組み：要配慮者⁷（災害時要援護者）支援の推進」を参照）、支援を担う人の確保などの課題もあります。

「相談窓口のワンストップ化プロジェクト」は、相談対象を限らず、重複した相談案件に対応することができる、船橋市「保健と福祉の総合相談窓口」さーくる（circle）⁸を開設し、社会福祉士や精神保健福祉士が相談に応じています。開設してから月を追うごとに相談件数が増加しており、市民の福祉ニーズに応じる体制づくりを進めました。

なお、参考として「さーくる」については、第6章「2. 2 保健と福祉の総合相談窓口の充実」に平成25年度の相談実績を掲載しています。



- 7 東日本大震災の発生により、災害時要援護者（高齢者、障害者等）とその支援者（消防団、民生委員・児童委員等）が多数犠牲となった教訓を踏まえ、災害対策基本法が一部改正（平成25年6月公布）され、「災害時要援護者」は「要配慮者」へ名称が変更された。「要配慮者」の中で、特に災害時に避難支援を要する人については「避難行動要支援者」とされている。
- 8 対象を限らないワンストップの相談窓口として、福祉サービスのコーディネーター、福祉の総合相談、権利擁護を行う保健と福祉の総合的な相談窓口。

2 地域福祉の役割分担と「互いに助け合う社会」の構築

1. 地域福祉の役割分担

地域福祉の推進は、個人、地域社会、行政がそれぞれの役割を果たしながら連携・協力していくことによってはじめて可能になります。本計画では、それぞれの立場で努力し実現していくべきことを「地域福祉の役割分担」として「自助（地域に住む一人ひとりが努力すること）」、「共助（市民が助け合い共に生きる地域社会）・互助」（個人でのボランティアや隣近所の助け合いなどの相互扶助）」、「公助（行政が責任をもって推進する生活保障を行う社会福祉など）」の3つに区分して表記しています⁹。

なお、国が検討している「地域包括ケアシステム¹⁰」のあり方においては、「自助、互助、共助、公助」の役割分担をふまえた上で、自助を基本としながら互助、共助、公助の順で取り組んでいくことの必要性が示されています。

しかし、「共助」も「互助」も大きな観点で見れば、お互いがお互いを支えあっているという理念においては共通しており、両者には一体性があると考えられます。そのため、本計画では「共助・互助」として記載しています。

こうした考え方の中心にあるのは「個人」を大切にすることであり、何よりも先ず一人ひとりが地域の中で自立することを基本としながら、地域で自立した個人が相互に助け合う社会の構築を目指しています。

このような社会における行政の役割としては、「自助」「共助・互助」ではカバーできない範囲の福祉サービスを提供するとともに、「自助」「共助・互助」が生まれやすい環境づくりを進めていくことが期待されています。

地域福祉においては、「自助」「共助・互助」「公助」が互いに良い影響を与え合い、地域社会の活性化に結びつくようなサイクル（循環）を創出できるような仕組みづくりを行うことも、行政の役割の一つです。

具体的な事例としては、第2次船橋市地域福祉計画の重点プロジェクトである災害時要援護者避難支援事業により、大規模災害時における避難支援体制の構築を、

9 厚生労働省「地域包括ケア研究会 報告書～今後の検討のための論点整理～」における定義を参考にした。

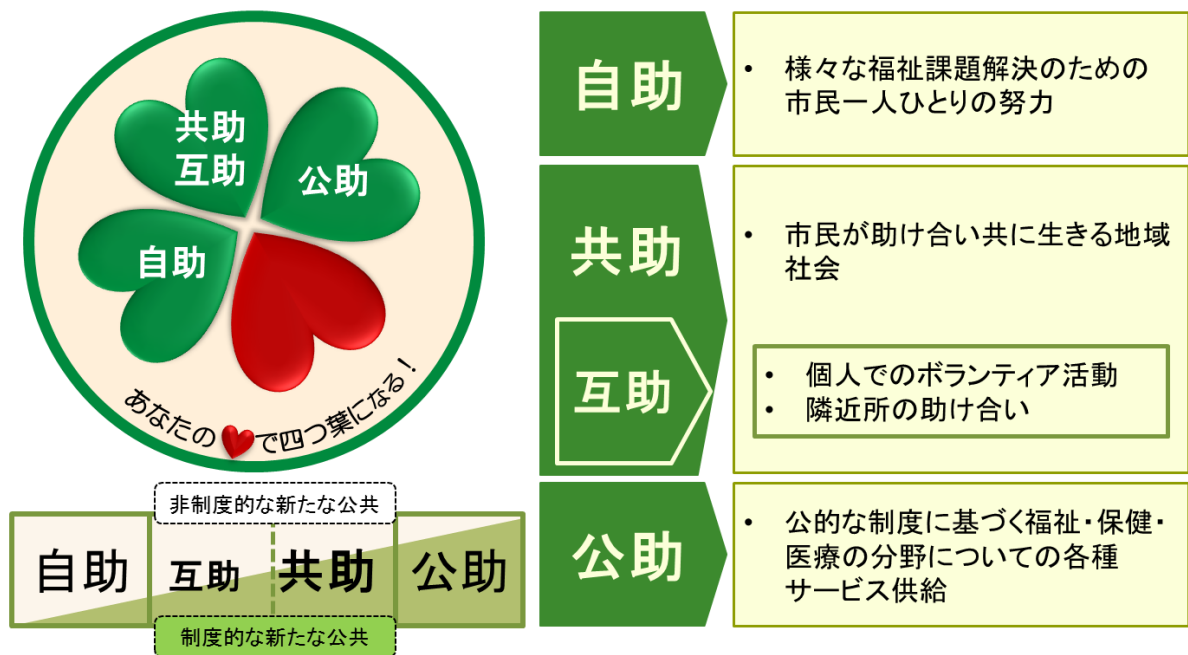
10 高齢者の尊厳と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう包括的に支援すると同時に、「介護」「予防」「医療」「住まい」「生活支援」が一体的に提供されるサービス提供体制の構築を目指したシステムである。

行政が地域と連携して進めています。地域福祉の推進は行政だけで行えるものではなく、町会・自治会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の地域のボランティアが連携・協力して福祉活動を行うことが必要であり、今後も市民の活躍が重要となります。

第1次、第2次船橋市地域福祉計画では、三つ葉のクローバーとハートをデザインしたシンボルマークを掲げ、「地域に住む一人ひとりが努力すること（自助）」、「地域が力を合わせて実現していくこと（共助）」、「行政の責任として推進していくこと（公助）」に市民一人ひとりの温かなハートが加わることによって「幸せ」のシンボルである四つ葉のクローバーにしていきたいとの願いを込めました。

第3次船橋市地域福祉計画でもこのシンボルマークを継承し、ボランティア活動やNPO活動などからも、地域福祉の推進にとって不可欠な、住民参加¹¹型福祉である互助との関係性を示しています。本市では、「自助」「共助・互助」「公助」のバランスをはかりながら地域福祉の活性化を考えています。

図表 7 自助・互助・共助・公助の考え方



11 行政の意思決定過程に住民が加わることであり、特に、地方自治体への参加を指して使われる。

コラム ～ 「共助・互助」について ～

◆ 「共助・互助」と併記していることについて

本市のこれまでの取り組みでは、ボランティアや近所の助け合いなどを「共助」と考えてきました。その背景として、隣近所の助け合い（互助）が周りに大きく広がっていき、地域社会が一体となって支え合う（共助）という考え方があります。しかしながら、地域包括ケアシステムを推進していくにあたり、助け合い活動などの地域を支えるボランティア活動の役割がこれまでより大きくなるため、「互助」の役割もそれに比例して大きくなっていきます。そのため、地域における様々な活動（互助）を行う人や団体、そしてそこに関係各機関や行政が協働して地域を支え合う仕組みづくり（共助）を合わせ、「共助・互助」と併記しています。



2. 互いに助け合う社会の構築

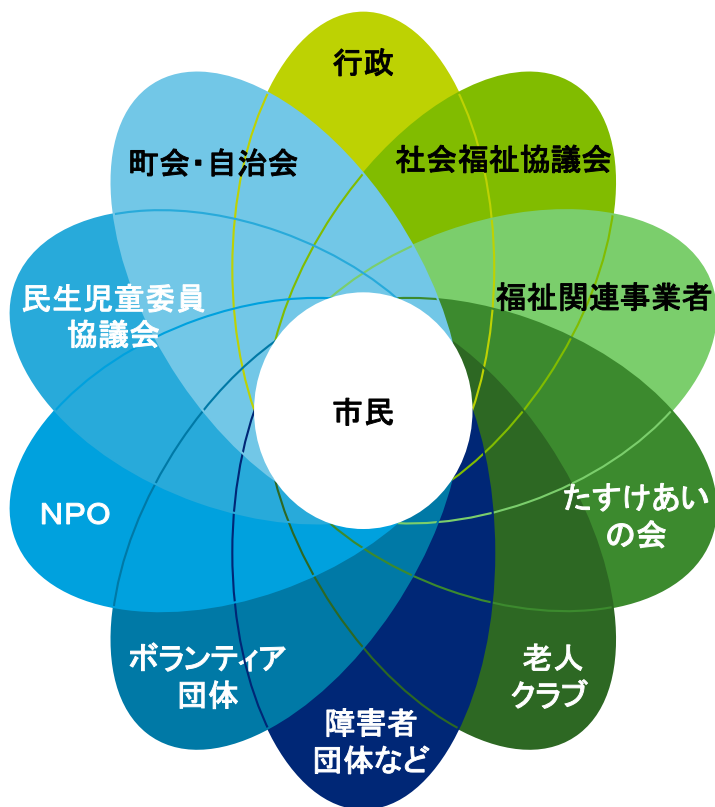
それでは、自立した個人が相互に助け合う社会を創り出していくためには何が必要なのでしょうか。

市民や市民活動組織、社会福祉事業者などの地域を構成している人や団体が、「自分たちの暮らす地域をより良くしていこう」という目的を持って協力・連携して活動する場合、そこに一種の公共性が生じることを「新たな公共」と表現します。

「新たな公共」とは、人を支えるという役割を、行政のみが担うのではなく、地域において教育や子育て、まちづくり、防犯や防災、医療や福祉の現場などに携わっているそれぞれの人が参加し、それを社会全体として応援しようという新しい価値観です。

行政だけでなく、市民、NPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、身近な分野において、共助・互助の精神で活動する「新たな公共」を推進していくことが大切です。

図表 8 さまざまな関係者による参加のイメージ



ところが、市民の地域への参加意識が希薄になってきている都市部では「新たな公共」が生まれにくい状況になっており、地域福祉計画においては、「新たな公共」を生み出す基盤となる「共助・互助」の確立を図っていくことが重要な課題となります。

さらに、「共助・互助」は、隣近所の助け合いが発展し拡大することによって確立されていくものであることから、隣近所の人間関係を緊密にしていくことが互いに助け合う社会を創り出していくための第一歩になります。

また、地域には様々な個性を持った人々が暮らしています。市民一人ひとりの個性を尊重しながら、行政や他の人々に必要以上に依存することなく、それぞれがお互いに協力し、お互いに力を補い合いながら、地域住民みんながそれぞれの役割を果たしていくことで互いに助け合う社会の実現に近づきます。

そして、このような社会が実現することで、いつまでも安心して暮らせる船橋を創ることができるのではないのでしょうか。

本市では、地域福祉計画の策定から実施、評価や改善にいたるまで、さまざまな関係者がそれぞれの知恵を出しあい、地域のことを共に考えていく仕組みを大切にしています。

コラム ～ 新たな公共を推進する取り組み ～

地域における「新たな公共」の推進に向けた取り組みとして、「安心登録カード事業」「助け合い活動」が挙げられ、共助・互助の精神に基づいた事業展開をしています。

◆安心登録カード事業

船橋市社会福祉協議会が実施しており、災害時や突発的な発病など日常生活における緊急時に備え、65歳以上のひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、障害者等が、緊急連絡先や持病等の情報を登録する事業（登録任意）です。登録した情報は、できる限り迅速かつ適切な救援・支援を行えるよう、地域や関係機関・団体で共有するしくみとなっており、船橋市自治会連合協議会、船橋市民生児童委員協議会の協力を得ながら実施されています。

◆助け合い活動

各地域において、日常生活のちょっとした困りごとや、困っている人の生活を支援するための家事援助、買い物支援などを実施しています。

3 地域福祉計画の船橋市計画体系における位置づけ

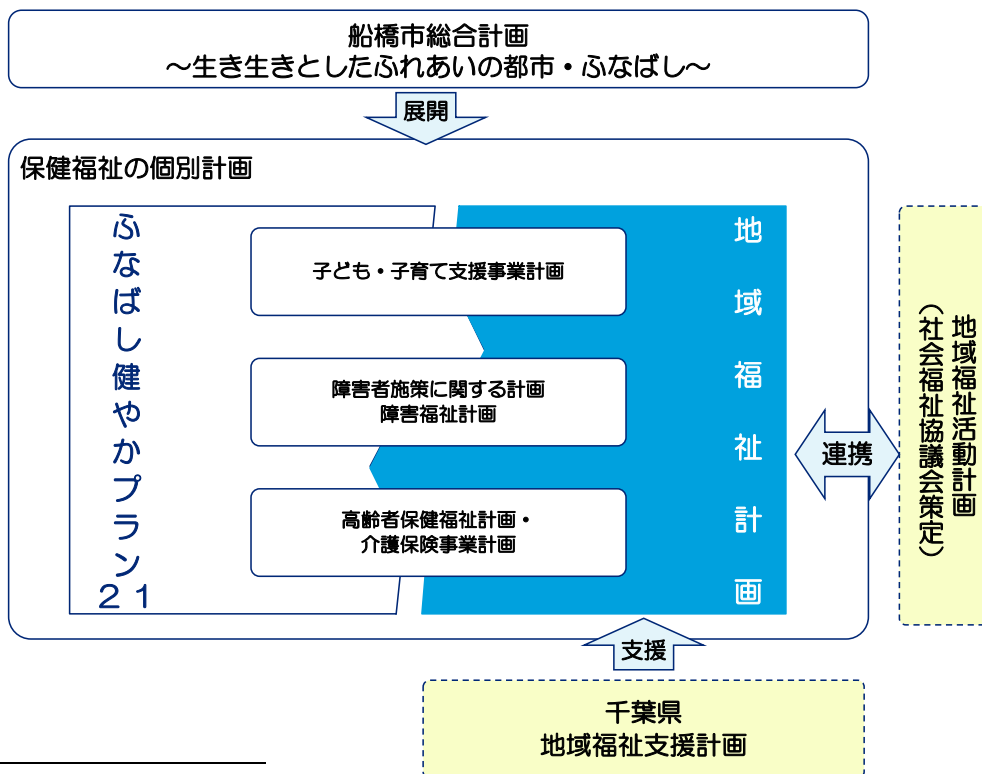
本市は、将来のまちづくりの指針となる「船橋市総合計画¹²（基本構想・基本計画・実施計画）」を策定し、市全体の行政施策の目標としています。

この総合計画のもと、各部門別に様々な個別計画を策定し、保健福祉部門では子どもや子育て中の人などを対象とする「子ども・子育て支援事業計画」、障害者を対象とする「障害者施策に関する計画」「障害福祉計画」、高齢者等を対象とする「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」など、それぞれの対象者別の福祉関連個別計画の他、市民の健康づくりに関わる計画として「ふなばし健やかプラン21」を策定しています。

地域福祉計画は、こうした保健福祉部門における個別計画の対象者や対象分野だけではなく、まちづくりや教育・生涯学習などの保健福祉部門以外の分野にも及ぶ幅広い計画として、位置づけられます。

地域福祉計画の目指す地域住民と行政の協働による地域社会の実現は、保健福祉関連個別計画を推進していく上でも極めて重要といえます。

図表 9 地域福祉計画の船橋市計画体系における位置づけ



12 市の政策目標を示し、それを実現するための施策や事業を関連づけて総合的・体系的に取りまとめた計画で、基本構想・基本計画・実施計画から構成されている。市の施策や事業は、総合計画に基づいて進められている。

4 地域福祉計画の計画期間

本計画の計画期間は、関連する他計画の計画期間との整合性を考慮し、平成27～32年度の6カ年度とします。

計画期間においては計画の進捗状況や成果について検証していきます。

図表 10 地域福祉計画及び関連計画の計画期間

平成(年度)										
22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
総合計画(基本構想)										
総合計画 (前期基本計画)		総合計画(後期基本計画)								
第2次地域福祉計画					第3次地域福祉計画					
第5次高齢者保健福祉計画・第4期介護保険計画		第6次高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画			第7次高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画			第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画		
第2次障害者施策に関する計画					第3次障害者施策に関する計画					
第2期障害福祉計画		第3期障害福祉計画			第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画		
ふなばし健やかプラン21					ふなばし健やかプラン21(第2次)					
次世代育成支援行動計画 ふなばし・あいプラン					子ども・子育て支援事業計画					
第1次地域福祉活動計画	第2次地域福祉活動計画				第3次地域福祉活動計画					

5 第3次船橋市地域福祉計画策定の経緯

地域福祉計画の策定は、社会福祉法第107条で定められており、今回、社会情勢の変化や法・制度等の改正、また本市においても福祉を取り巻く環境が変化していることから、第2次船橋市地域福祉計画期間の終了に伴い、第3次船橋市地域福祉計画を策定することとなりました。

【計画策定の体制】

◆船橋市地域福祉計画策定委員会

地域福祉計画を地域の実情に即した実効性のある内容にするためには、市民組織や社会福祉関係事業者、教育関係者、一般市民等といった幅広い関係者の意見を反映することが必要であり、幅広い分野の関係者から構成される船橋市地域福祉計画策定委員会において計画の策定を行いました。

◆船橋市地域福祉計画検討委員会

行政運営上の意見の集約・調整を目的とする船橋市地域福祉計画検討委員会を設置し、調査・検討を行いました。

◆パブリックコメント¹³の実施

平成27年1月から2月まで計画素案によるパブリックコメント手続きを実施し、寄せられた意見については計画策定の参考とさせていただきました。

◆住民説明会の開催

平成27年1月9日から1月20日にかけて5回開催し、地域福祉の概要や本計画の内容について、市民の皆様にご説明させていただきました。

13 行政機関が政策の立案等を行う際に、その案を公表し広く市民に意見を求めることで、提出された意見を考慮して最終的な意思決定を行う。

第2章

船橋市における 地域福祉の現状と課題

1 地域福祉施策の進捗状況

1. 船橋市における事業評価

本市では、「地域福祉計画」で提言されている公助項目を具現化するため、これに対応する個別事業の進捗状況について担当所管での自己評価等を行い、「地域福祉計画推進事業要覧」を年度ごとに作成しています。

「地域福祉計画推進事業要覧」では、担当所管が、①事業名、事業概要、②事業実績（2年間）、③事業の評価、④今年度の事業予定、⑤来年度以降の事業の方向性、⑥コメントを、地域福祉計画を推進する視点から記入しています。これは、地域福祉におけるPDCAサイクルを実現化する一つの手段でもあります。

各事業の評価結果基準は以下のとおりです。

評価基準

完了：小項目を達成したため、事業を完了した

A：小項目を順調に達成している、あるいは達成しつつあるため、このまま事業を継続する

B：小項目を達成するためには、当該事業の改善・工夫が必要である

C：小項目を達成するためには、当該事業の根本的な見直しが必要である

廃止：当該事業を実施しても小項目を達成することはできないため、平成26年度からは当該事業を廃止する

注）「地域福祉計画」における“小項目”を「地域福祉計画推進事業要覧」では“中項目”として扱っているが、ここでは「地域福祉計画」での呼称“小項目”に合わせている。

次に、平成25年度における各事業の評価結果に基づき、「地域福祉計画」における公助項目の進捗評価を整理します。

整理の方法としては、「地域福祉計画」における体系（大項目・中項目・小項目）に基づき、これを構成する各事業の評価結果別事業数としてまとめました。

評価については、大項目ごとに評価が「完了」または「A」である事業が、全体の事業のうちどのくらいの割合を占めているかという割合を進捗指標としています。

第1次計画の「地域福祉計画推進事業要覧（平成21年度）」と、第2次計画の「地域福祉計画推進事業要覧（平成26年度）」の進捗状況を比較しながらまとめています。

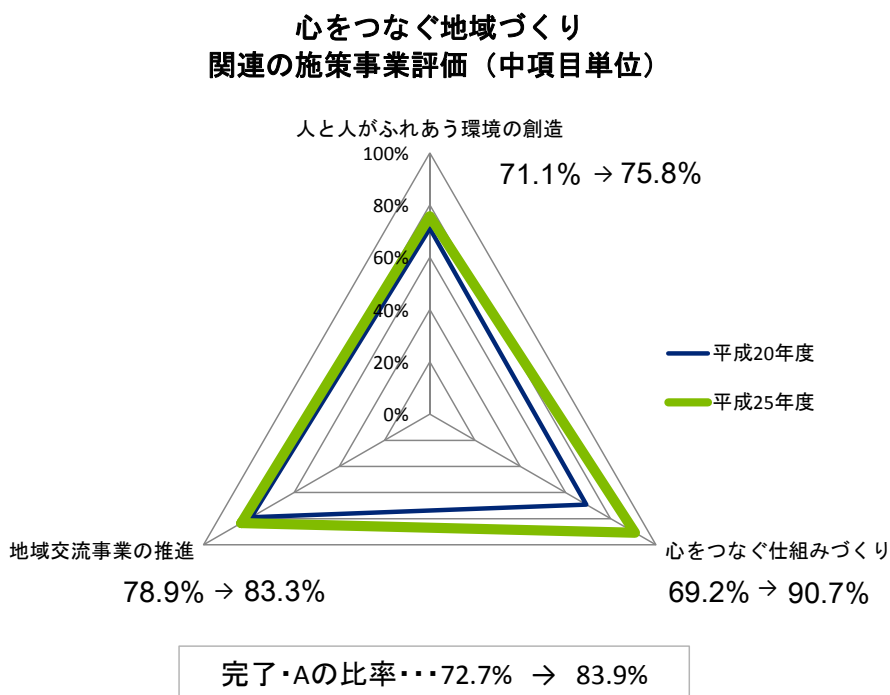
(1) 心をつなぐ地域づくり [大項目]

中項目単位での「完了・A」の比率は、「心をつなぐ仕組みづくり」が90.7%で最も高く、3項目全体では83.9%（前期比+11.2ポイント）となっており、Cは1つもありませんでした。3項目共にバランスの良い評価となっています。

図表 11 「心をつなぐ地域づくり」における各施策事業評価の比較表

中項目・小項目	平成20年度						平成25年度					
	完了	A	B	C	廃止	計	完了	A	B	C	廃止	計
人と人がふれあう環境の創造	4	23	10	0	1	38	0	25	7	0	1	33
福祉に対する意識の変革	2	13	4		1	20		14	3		1	18
ボランティア意識の啓発	2	3	3			8		6	1			7
家庭・学校・社会教育での福祉活動の充実		7	3			10		5	3			8
心をつなぐ仕組みづくり	4	32	13	0	3	52	0	39	2	0	2	43
出会いの仕組みづくり	4	26	5		1	36		31			2	33
地域情報の発信・交換		6	1			7		8	2			10
地域通貨の導入検討(第1次計画のみ)			7		2	9						0
地域交流事業の推進	1	29	6	0	2	38	0	35	7	0	0	42
世代間交流の活性化		13	3		1	17		8	4			12
立場を超えた交流の活性化	1	16	3		1	21		23	3			26
地域交流イベントの支援(第2次計画のみ)								4				4
計	9	84	29	0	6	128	0	99	16	0	3	118

図表 12 「心をつなぐ地域づくり」における各施策事業評価の比較（中項目単位）



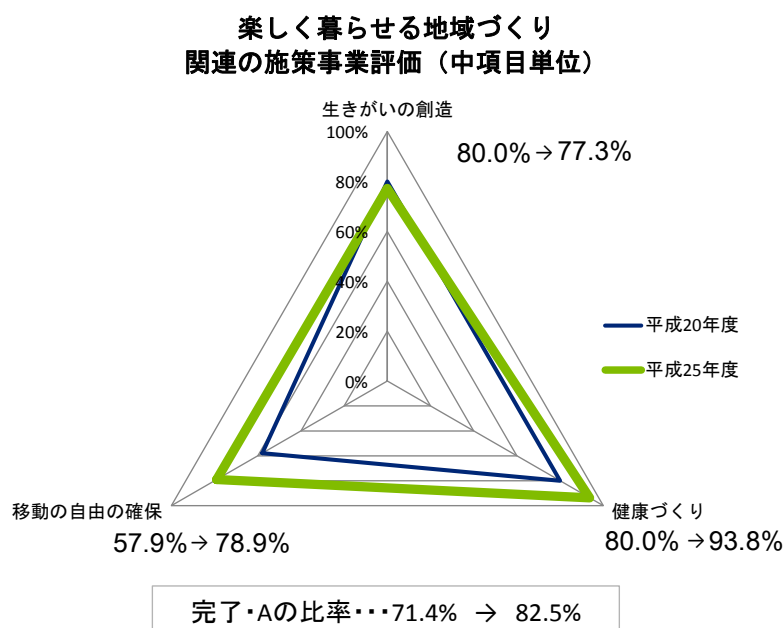
(2) 楽しく暮らせる地域づくり[大項目]

中項目単位での「完了・A」の比率は、「健康づくり」は93.8%（前期比+13.8ポイント）で最も高い割合となっています。つづいてユニバーサルデザイン¹⁴によるまちづくりの進捗が好調だったことで「移動の自由の確保」は78.9%（前期比+21.0ポイント）で前期と比較して大きく「完了・A」の比率が増えました。一方で、「生きがいの創造」は生涯学習の推進状況が芳しくなくなったことにより77.3%（前期比-2.7ポイント）と「完了・A」の比率が減り、全体では82.5%となっています。

図表 13 「楽しく暮らせる地域づくり」における各施策事業評価の比較表

中項目・小項目	平成20年度						平成25年度					
	完了	A	B	C	廃止	計	完了	A	B	C	廃止	計
生きがいの創造	0	16	4	0	0	20	0	17	5	0	0	22
生涯学習の推進		4				4		1	2			3
サークル活動の支援		5	1			6		6				6
起業・就業の支援		3	1			4		4	1			5
動物と共生できるまちづくり		4	2			6		6	2			8
健康づくり	1	7	0	0	2	10	0	15	1	0	0	16
健康日本21への取り組み	1	7			2	10		15	1			16
移動の自由の確保	1	10	8	0	0	19	1	14	4	0	0	19
ユニバーサルデザインによるまちづくり		7	8			15		10	4			14
移動手段の確保	1	3				4	1	4				5
計	2	33	12	0	2	49	1	46	10	0	0	57

図表 14 「楽しく暮らせる地域づくり」における各施策事業評価の比較（中項目単位）



14 年齢や性別、身体の状態等に関わらず、誰もが安全に使いやすくわかりやすい暮らしを実現するために、物や環境、サービスなどを設計段階からデザインすること。

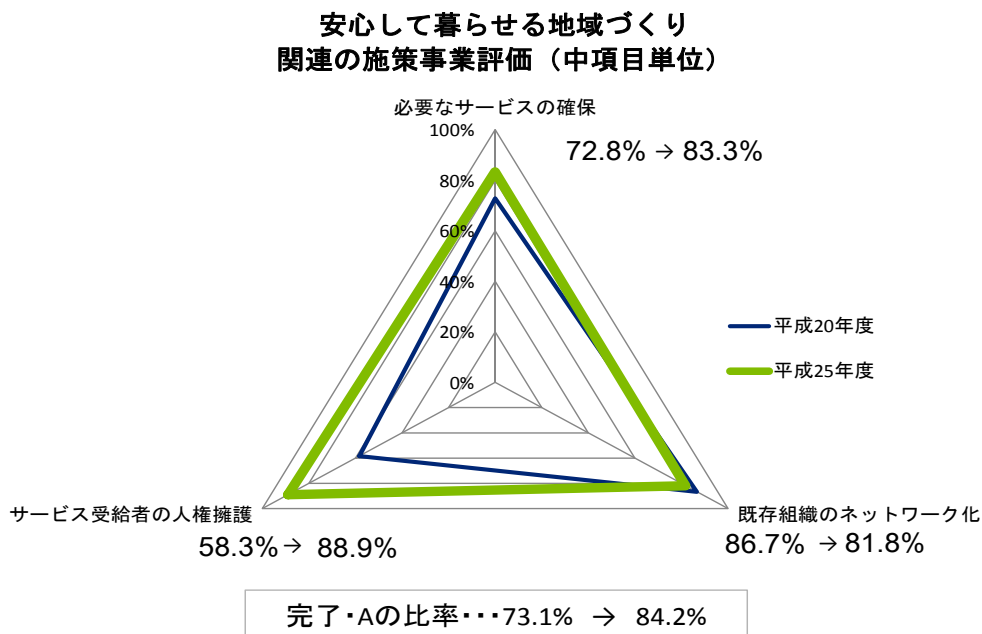
(3) 安心して暮らせる地域づくり[大項目]

中項目単位での「完了・A」の比率は、「サービス受給者の人権擁護」の権利擁護の推進と見守り体制の充実の進捗により、88.9%（前期比+30.6ポイント）と最も高くなりました。つづいて、「必要なサービスの確保」が前期比+10.5ポイントで83.3%、「既存組織のネットワーク化」は保健と福祉の総合相談窓口の整備が重点プロジェクトとして小項目から外れたことにより前年比-4.9ポイントで81.8%となっています。3項目全体では84.2%（前期比+11.1ポイント）となっています。

図表 15 「安心して暮らせる地域づくり」における各施策事業評価の比較表

中項目・小項目	平成20年度						平成25年度					
	完了	A	B	C	廃止	計	完了	A	B	C	廃止	計
必要なサービスの確保	16	51	17	2	6	92	1	54	11	0	0	66
社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の充実・強化	1	2				3		2				2
市民活動・組織の活性化		2	1			3	1	3	1			5
優良な事業者の育成	2	13	6	1	2	24		17	5			22
地域医療体制の充実	3	8	1		1	13		9				9
防災・防犯体制の充実(第1次計画のみ)	3	15	3	1	2	24						0
災害時における要援護者支援体制の充実(第2次計画のみ)								12	1			13
日常における防犯体制の充実(第2次計画のみ)								9	1			10
ホームレス対策の推進	2	3	2			7		2	3			5
福祉の個別計画の推進(第1次計画のみ)	5	8	4		1	18						0
既存組織のネットワーク化	5	8	2	0	0	15	1	8	2	0	0	11
連携・協力体制の確立	1	2	2			5		3	1			4
保健と福祉の総合相談窓口の整備	4	6				10	1	5	1			7
サービス受給者の人権擁護	1	6	5	0	0	12	0	16	2	0	0	18
プライバシーの確保(第1次計画のみ)			2			2						0
個人情報の保護と情報の共有化(第2次計画のみ)								4				4
権利擁護の推進と見守り体制の充実	1	6	3			10		12	2			14
計	22	65	24	2	6	119	2	78	15	0	0	95

図表 16 「安心して暮らせる地域づくり」における各施策事業評価の比較（中項目単位）



(4) 進捗状況

大項目ごとにみると、「完了・A」の比率は“心をつなぐ地域づくり”が83.9%（前期+11.2ポイント）、続いて“楽しく暮らせる地域づくり”が82.5%（前期+11.1ポイント）、“安心して暮らせる地域づくり”が82.1%（前期+9.0ポイント）と、いずれも80%以上の進捗と評価できます。

前期と比較すると、大項目が全てにおいて「完了・A」の比率が上がっており、中項目単位の施策評価のバランスがとれています。

公助（行政が責任をもって取り組むこと）の役割の一つは地域での支え合いを芽生えさせ、育てていくための“最初の1歩”を作り出すことです。公助の取り組みを進展し、地域でどのように活用されているかを把握することで、具体的な施策へとつなげていくことが必要と考えます。



2. 「市民意識調査」からみた市民評価

前項の「地域福祉施策の進捗状況」は、施策の実施主体である行政による自己評価です。

ここでは、地域福祉施策の推進によって、住み良さや定住意識、愛着心、市政の各分野における市民ニーズの基本的な動向を把握することを目的として行われた「市民意識調査（平成25年度）」における「(5) 地域との関わり合い」「(6) ボランティア・市民活動」の各章の結果に基づき、整理します。

つまり、ここでは「市民意識調査」の結果を、市民の視点から見た地域福祉施策に対する市民評価としてとらえています。通常、市民評価は、地域福祉施策の成果だけでなく、様々なまちづくり施策の総合的な成果に対する評価として捉えられるものですが、ここで扱う調査項目は地域福祉の達成状況を把握する上で重要な指標となり得ると考えます。

市民意識調査の概要

1. 調査目的

住み良さや定住意識、愛着心、市政の各分野における市民ニーズの基本動向を把握し、分析するとともに、これまで実施してきた市民意識調査結果との時系列分析を行うことにより、今後の施策展開に資することを目的とする。

2. 調査設計

- | | |
|----------|--|
| (1) 調査地域 | 船橋市全域 |
| (2) 調査対象 | 船橋市在住の満20歳以上の男女 |
| (3) 標本数 | 3,000人 |
| (4) 標本抽出 | 住民基本台帳からの無作為抽出 |
| (5) 調査方法 | 郵送配布一郵送回収
(調査期間に催促を兼ねた「礼状はがき」を1回送付) |
| (6) 調査期間 | 平成25年7月12日(金)～7月29日(月)
(※調査期間後に郵送回収した調査票については、できるかぎり調査に反映させた) |

3. 配布・回収結果

- | | |
|--------------------|--------|
| (1) 標本数(アンケート票配布数) | 3,000人 |
| (2) 回収数 | 1,324人 |
| (3) 回収率 | 44.1% |

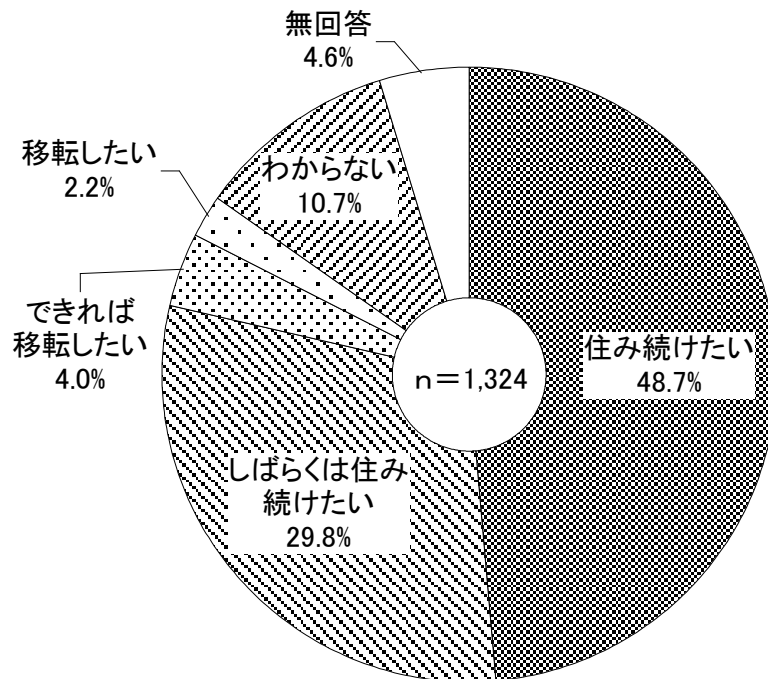
注：集計の構成比については、端数処理の関係上、合計と内訳が一致しない場合がある。

(1) 住みごころについての評価

【船橋市への定住意向】

今後も船橋市に住み続けたいと思いますかとの問いに対して、「住み続けたい」(48.7%)と「しばらくは住み続けたい」(29.8%)を合わせた“住み続けたい”人の割合は78.5%と高くなっています。「できれば移転したい」(4.0%)と「移転したい」(2.2%)を合わせると、“移転したい”人の割合は6.2%でした。

図表 17 船橋市への定住意向 (N=1,324)



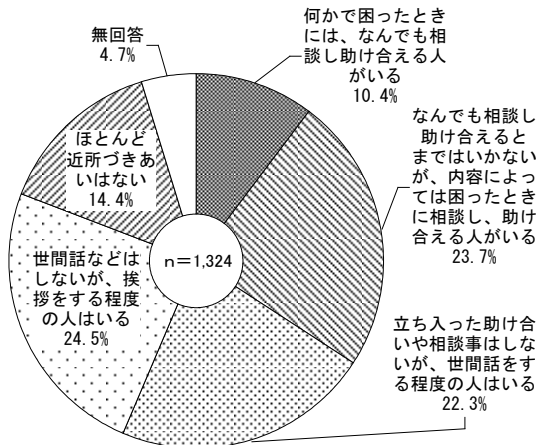
(2) 地域との関わり合いの評価

【隣近所とのつきあい】

隣近所（歩いて行ける程度の範囲）にどの程度のお付き合いの人がいるかの問いに対して、「世間話などはしないが、挨拶をする程度の人はいる」が 24.5%で高くなっています。

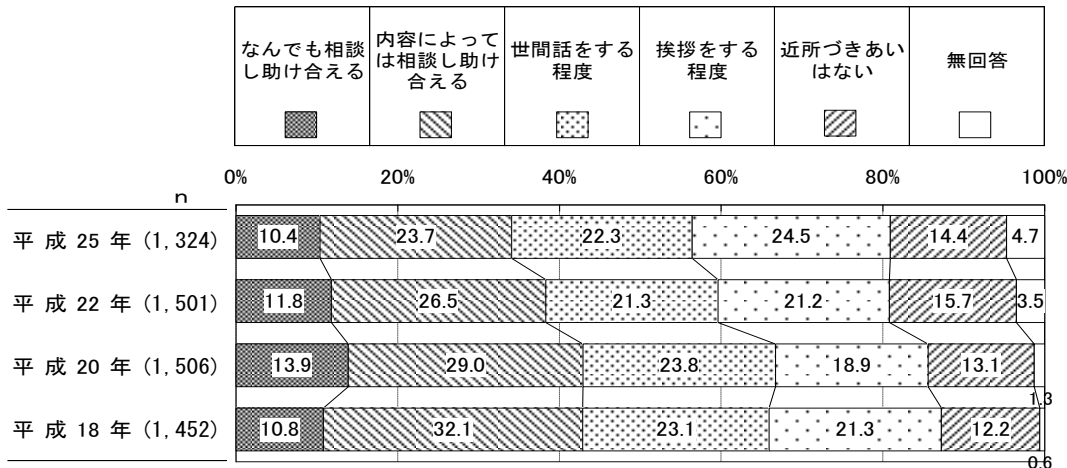
「なんでも相談し助け合えるとまではいかないが、内容によっては困ったときに相談し、助け合える人がいる」が 23.7%、「立ち入った助け合いや相談事はしないが、世間話をする程度の人はいる」は 22.3%、「何かで困ったときには、なんでも相談し助け合える人がいる」は 10.4%であり、「ほとんど近所つきあいはない」は 14.4%でした。

図表 18 隣近所とのつきあい (N=1,324)



時系列で比較すると、「内容によっては相談し助け合える」(23.7%)は、平成22年(26.5%)と比べて2.8ポイント減少しました。

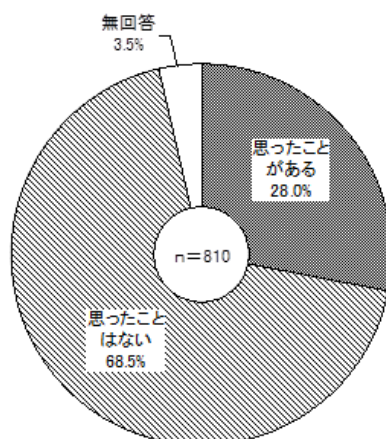
図表 19 隣近所とのつきあい (時系列比較)



【隣近所に助け合える人がいればよかったと思ったことがあるか】

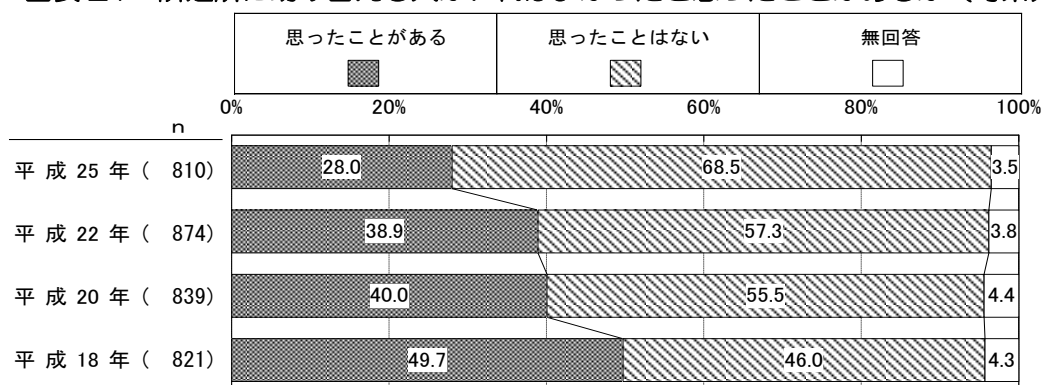
これまでに、何か困ったときに、隣近所に助け合える人がいればよかったと思ったことがあるかの問いに対して、「思ったことがある」が28.0%、「思ったことはない」は68.5%でした。

図表 20 隣近所に助け合える人がいればよかったと思ったことがあるか (N=810)



時系列で比較すると、「思ったことはない」(68.5%)は平成18年以降増加傾向にあり、平成22年(57.3%)と比べて11.2ポイントの増加でした。

図表 21 隣近所に助け合える人がいればよかったと思ったことがあるか (時系列比較)

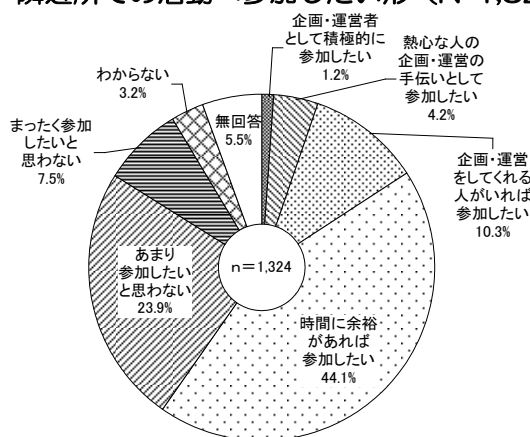


【隣近所での活動へ参加したい形】

隣近所での活動（町会・自治会、公民館、老人会等による祭り・盆踊り、清掃、美化活動、サークル活動・旅行などの活動）へどのような形で参加したいかの問いに対して、「時間に余裕があれば参加したい」が44.1%で高く、これに「企画・運営者として積極的に参加したい」（1.2%）と「熱心な人の企画・運営の手伝いとして参加したい」（4.2%）と「企画・運営をしてくれる人がいれば参加したい」（10.3%）を合わせた“参加したい”人の割合は59.8%となっています。

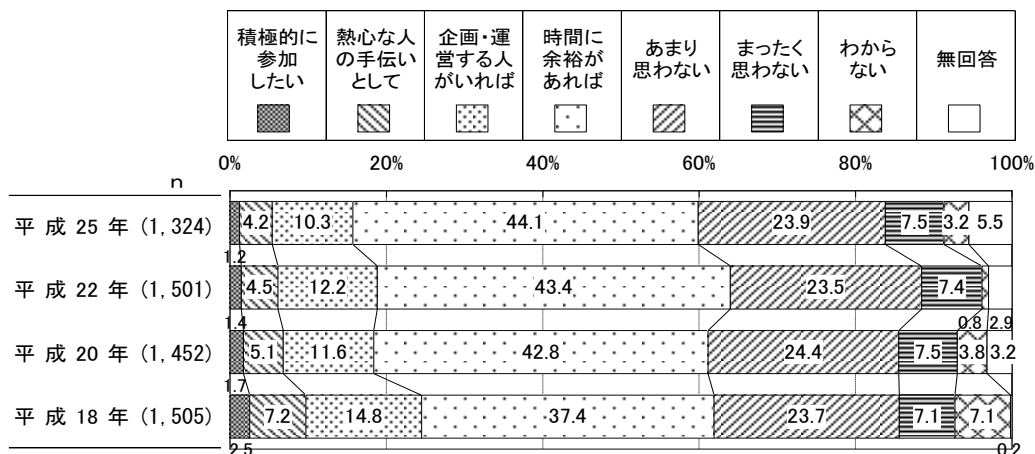
「あまり参加したいと思わない」（23.9%）と「まったく参加したいと思わない」（7.5%）を合わせた“参加したいと思わない”人の割合は31.4%でした。

図表 22 隣近所での活動へ参加したい形 (N=1,324)



時系列で比較すると、過去の調査とほぼ同じ傾向でした。

図表 23 隣近所での活動へ参加したい形（時系列）

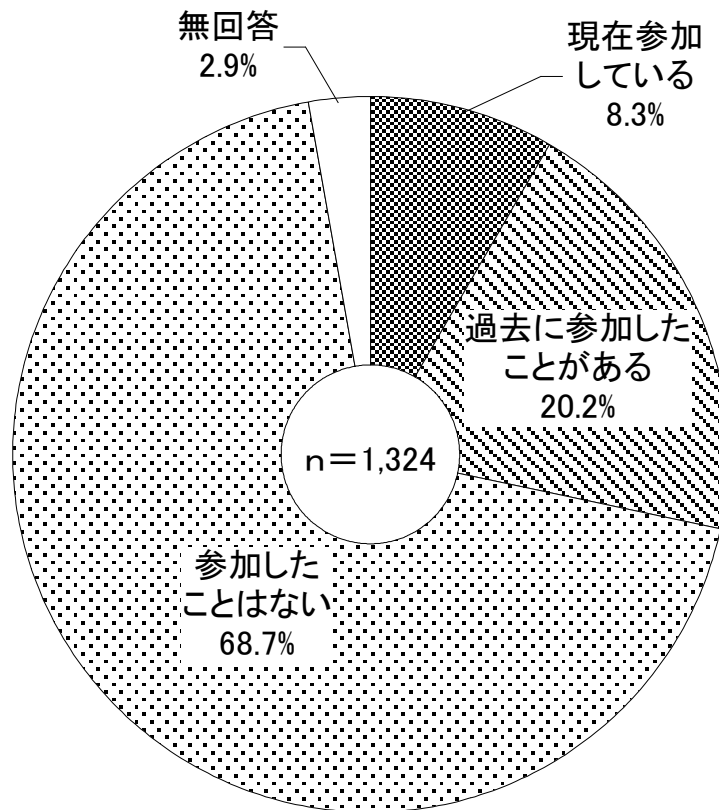


(3) ボランティア・市民活動の評価

【ボランティアや市民活動への参加状況】

ボランティアや市民活動の参加経験についてたずねたところ、「現在参加している」が8.3%、「過去に参加したことがある」は20.2%となっています。「参加したことはない」は68.7%との回答でした。

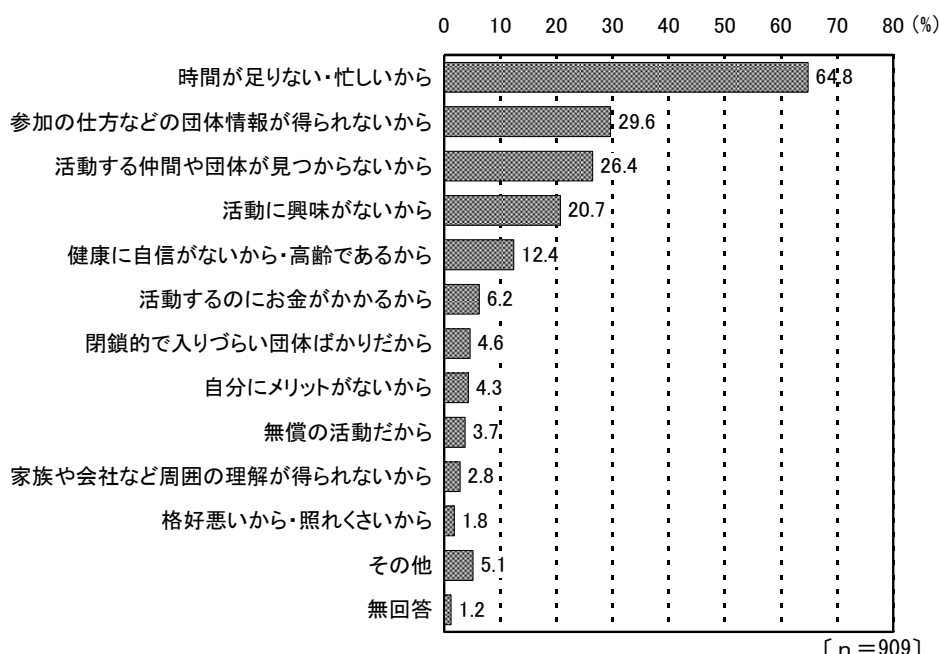
図表 24 ボランティアや市民活動への参加状況 (N=1,324)



【ボランティアや市民活動に参加したことがない理由】

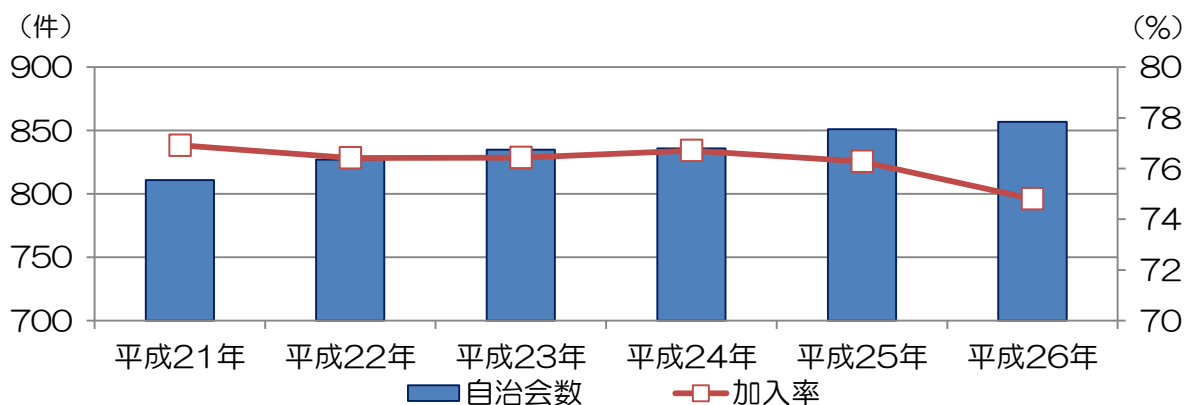
ボランティアや市民活動の未経験者に対して、参加しない理由についてたずねると「時間が足りない・忙しいから」が64.8%で最も高く、次いで「参加の仕方などの団体情報が得られないから」(29.6%)、「活動する仲間や団体が見つからないから」(26.4%)、「活動に興味がないから」(20.7%)の順に回答がありました。

図表 25 ボランティアや市民活動に参加したことがない理由 (N=909)



コラム ～自治会の加入状況～

近年、自治会の加入状況も減少傾向にあるといわれています。船橋市においても同様に、平成21年には加入率76.9%に対して、平成26年には74.8%と減少傾向にあります。



(4) 「市民意識調査」からの課題

- 船橋市に住み続けたいと思いますかとの問いに対して、「住み続けたい」と約半数の人が回答しています。船橋市に長く住み続けるために、より良いまちにしていくことを市民も望んでいるといえます。
- 隣近所付き合いに関しては、「世間話などはしないが、挨拶をする程度の人はある」と回答した人が4人に1人程度おり、平成22年の調査と比較すると増加傾向にあります。一方で「なんでも相談し助け合えるまではいかないが、内容によっては相談し助け合える」人も同様に4人に1人いますが、こちらは前回調査と比較して減少傾向にあります。また、隣近所に助け合える人がいればよかったと思ったことがあるかとの問いに対して、「思ったことがない」人が約70%おり、前回調査と比較して増加傾向にあることから、隣近所付き合いは年々希薄化しており、これらの現状は、宅地開発による他地域からの移住者の増加や自治会への加入率が年々減少していることが要因と考えられます。
- 隣近所付き合いが希薄化していることとあわせて、住民が高齢化することにより、助け合いたいが出来ない状況にある可能性も考えられます。また、船橋市に新しく住み始めた人とこれまで住み続けてきた人との出会いのきっかけづくりなどの仕組みを検討し、近所の誰かが困ったとき、何かあったときには、互いに声を掛け合い、助け合えるような地域づくりを進めることが重要となります。
- 隣近所での活動へ参加したいかとの問いに対して「時間に余裕があれば参加したい」と回答した人が約40%でした。これは前回調査でも同様の結果であり、活動に関心のある人をいかに実際の活動につなげていくかが重要です。
- ボランティア活動や市民活動の参加経験について、「参加したことはない」と回答した人が約70%でした。今後は、ボランティア活動や市民活動への参加者や市民が中心となり地域コミュニティの活性化をはかることが期待されますが、中でも、これまで活動に参加したことのなかった人が参加することが重要となります。

3. 「地域福祉推進の課題を把握するアンケート調査」からみた実施者評価

地域福祉の担い手である、町会・自治会、地区社会福祉協議会及びボランティア関係者の活動状況、課題、ニーズを、「地域福祉推進の課題を把握するアンケート調査」の結果に基づき整理します。

ここでは「地域福祉推進の課題を把握するアンケート調査」の結果を、担い手の視点から見た地域福祉施策に対する評価としています。市民評価と同様に、調査項目は地域福祉の達成状況を把握する上で重要な指標となり得るものと考えます。

地域福祉推進の課題を把握するアンケート調査の概要

1. 調査目的

地域福祉活動の担い手である、町会・自治会、地区社会福祉協議会、民生委員、ボランティア、小中学校PTA、その他福祉関係者を対象に、活動の実態・課題・意向等を把握分析し、今後の地域福祉のあり方や、第3次船橋市地域福祉計画策定のための資料とすることを目的とする。

2. 調査設計

- | | |
|----------|---|
| (1) 調査地域 | 船橋市全域 |
| (2) 調査対象 | 船橋市内の町会・自治会、地区社会福祉協議会、民生委員、地区社会福祉協議会ボランティア、ボランティアセンター、老人クラブ、PTA、スクールガード、市民活動団体、助け合いの会 |
| (3) 標本数 | 1,405 団体 |
| (4) 標本抽出 | 調査団体の構成員等 |
| (5) 調査方法 | 郵送及び会議等で配付・回収 |
| (6) 調査期間 | 平成 25 年 7 月～9 月 |

3. 配布・回収結果

- | | |
|--------------------|----------|
| (1) 標本数（アンケート票配布数） | 1,405 団体 |
| (2) 回収数 | 874 団体 |
| (3) 回収率 | 62.2% |

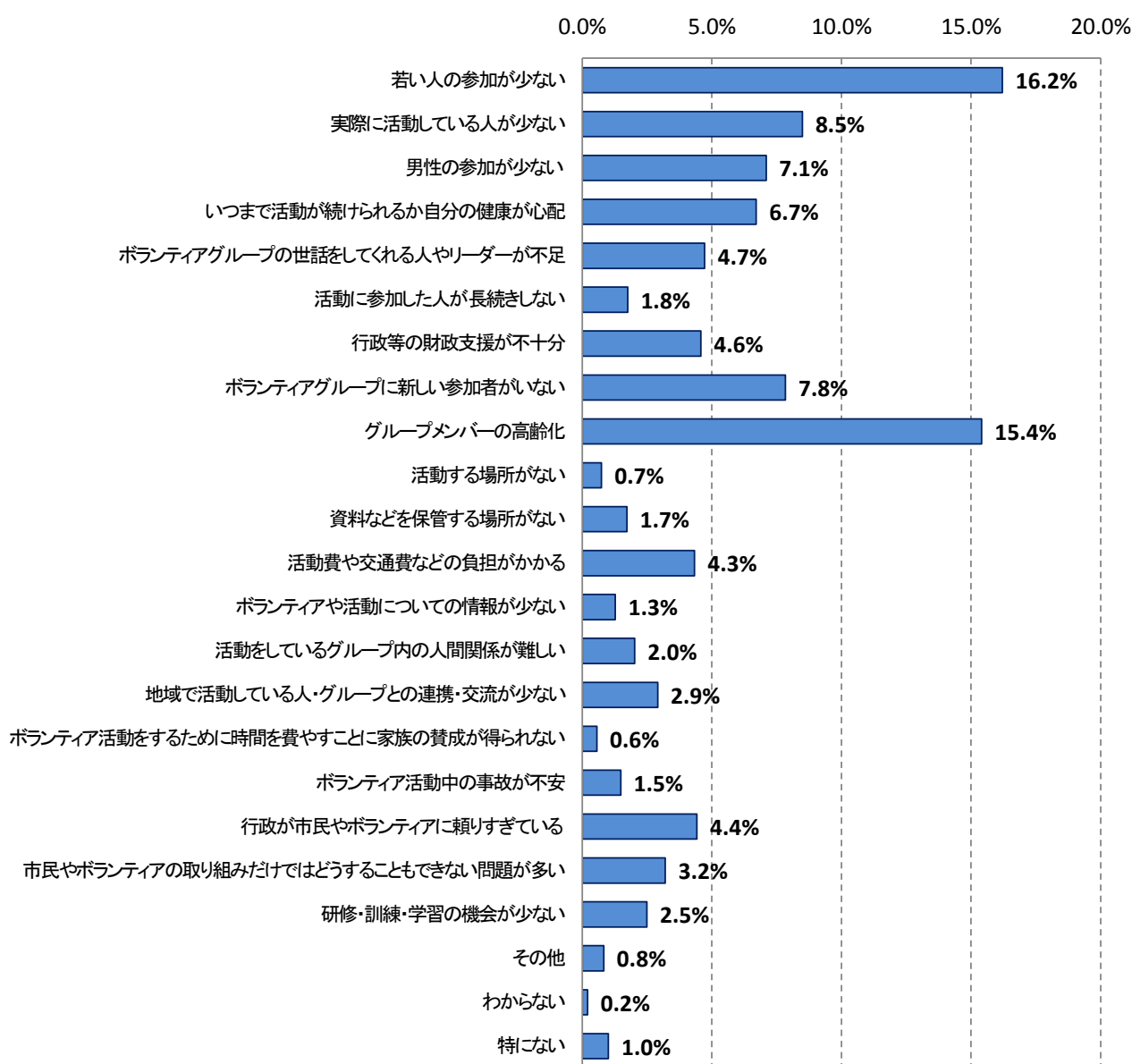
注：集計の構成比については、端数処理の関係上、合計と内訳が一致しない場合があ

(1) 活動を進めるうえでの課題

【日ごろ感じていることや困っていることや悩んでいること】

団体の関係者に、ボランティア活動、地域福祉活動のなかで、日ごろ感じていることや、困っていること、悩んでいることをうかがったところ、「若い人の参加が少ない」という声が16.2%で最も多く、次いで「グループメンバーの高齢化」(15.4%)、「実際に活動している人が少ない」(8.5%)、「ボランティアグループに新しい参加者がいない」(7.8%)という声がありました。

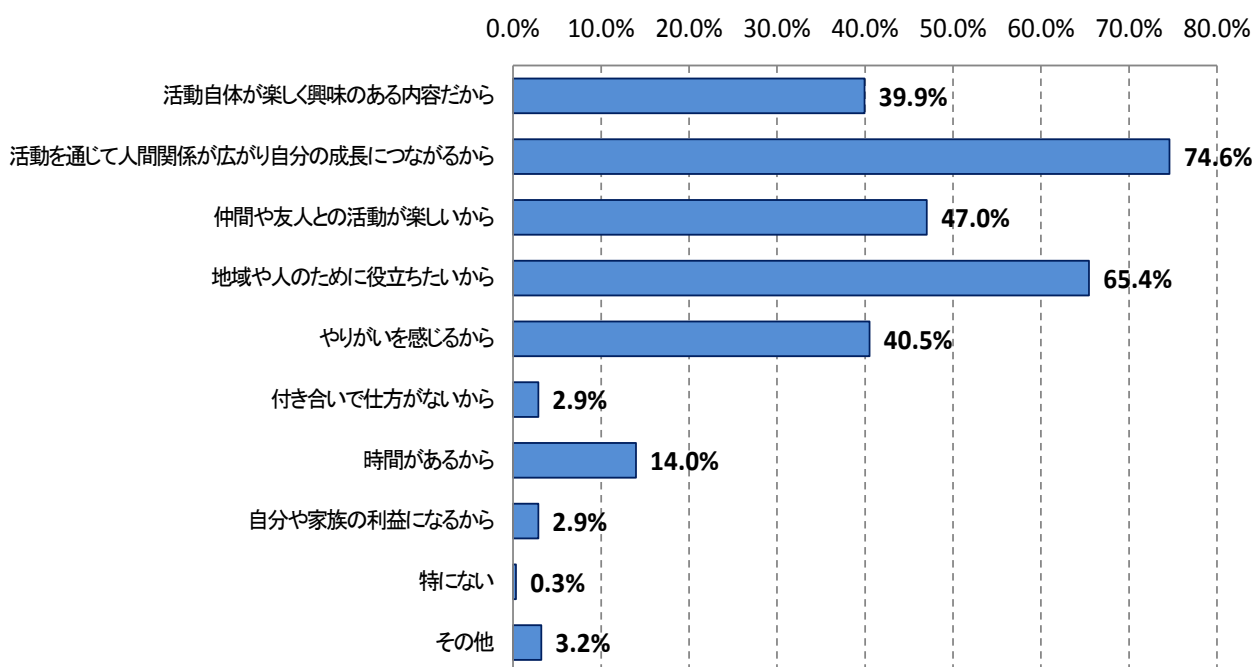
図表 26 日ごろ感じていること、困っていること、悩んでいること (N=874)



【ボランティアの活動理由】

活動に参加している理由はとの問いに対して、「活動を通じて人間関係が広がり自分の成長につながるから」が74.6%で最も多く、次いで「地域や人のために役立ちたいから」(65.4%)、「仲間や友人との活動が楽しいから」(47.0%)、「やりがいを感じるから」(40.5%)の順となっています。

図表 27 活動理由 (N=874)



(2) 「地域福祉推進の課題を把握するアンケート調査」からの課題

- 日ごろ感じていることや困っていること、悩んでいることについての質問では、「若い人の参加が少ない」と回答した人が16.2%、「グループメンバーの高齢化」と回答した人が15.4%との結果でした。このことから、ボランティアが固定化しており、若い世代の参加が少ないことや現在の参加者が高齢化していることが課題となっています。
- 活動の理由として、「活動を通じて人間関係が広がり自分の成長につながるから」、「地域や人のために役立ちたいから」と回答した人の割合が高く、活動が生きがいにつながっていると考えられます。このような、ボランティア活動の成果を更に周知していく必要があると考えます。

2 今後の課題

今後の課題として、本市による事業評価、市民を対象とした「市民意識調査」、
「地域福祉推進の課題を把握するアンケート調査」を参考にすると、以下の課題が
浮き彫りとなりました。

- 第2次船橋市地域福祉計画では「助け合いが可能となる緊密な人間関係」を築くことが重要と考え、地域の人と「知り合う」こと、そして「共に楽しみ・遊ぶ」ことができる人間関係づくりを目標に、第1次船橋市地域福祉計画で設定した「コミュニケーション船橋（シティ）の創出」をメインテーマとして踏襲し、積極的な取り組みを行ってきました。しかし、転出入者が多いという本市特有の背景もあり、「市民意識調査」の結果からみても、近所づきあいの希薄化は引き続き解決すべき課題として残っています。
- 第3次船橋市地域福祉計画では、船橋市におけるコミュニケーションの構築をさらに強化することを目的に、市民が具体的な行動をおこすための支援策を示します。地域においてお互いに助け合う活動として、ボランティアや市民活動への支援を強化する取り組みに焦点を当て、今まで以上に市民全体を巻き込んで地域福祉を推進していくような取り組みに力を入れていきます。
- ボランティアや市民活動の担い手の回答者のうち7割が65歳以上の高齢者で、生きがいを感じながら活動しています。その一方で、ボランティアや市民活動への若年層の参加はまだ少なく、「地域福祉推進の課題を把握するアンケート調査」の結果では、若年層向けの「福祉教育の充実」や「働きかけ」を求める意見が多くありました。また、同調査では、ボランティアの高齢化も課題として浮き彫りになりました。今後は、地域の幅広い世代がより地域福祉活動に参加するにはどのようにすればよいか注目し、現状にあった形で具体的にどのような策をとることができるのかを明確にしていきます。

第3章 めざすべき地域福祉の姿

1 船橋市の将来人口と財政状況

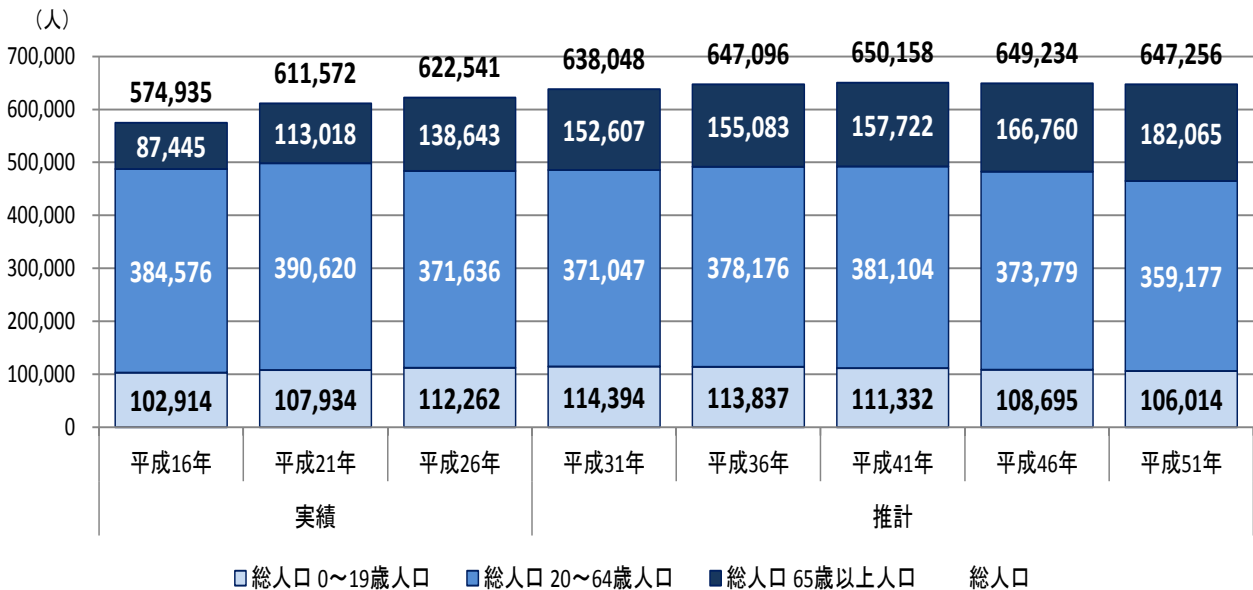
1. 船橋市の将来人口

船橋市の人口は、平成 26 年時点では 622,541 人ですが、15 年後の平成 41 年には 650,158 人まで増加し、以降人口は減少するものと見込んでいます。

年齢階層別にみると、同期間に未成年者の人口（0～19 歳）が減少する一方で、老年人口（65 歳以上）は増加していくものと見込んでいます。

また、25 年後の平成 51 年には高齢化率が 28.1%となり、総人口の減少及び総人口に占める老年人口の割合が高まっていくことが分かります。

図表 28 船橋市の人口



出典：実績値(平成 16 年、21 年)…船橋市住民基本台帳(10 月 1 日時点)及び外国人人口の合計による
実績値(平成 26 年)…船橋市住民基本台帳(10 月 1 日時点)
推計値(平成 31 年以降)…平成 22 年～26 年の実績値を使用し、コーホート要因法にて推計

図表 29 船橋市の人口及び世帯数と世帯あたり平均人員

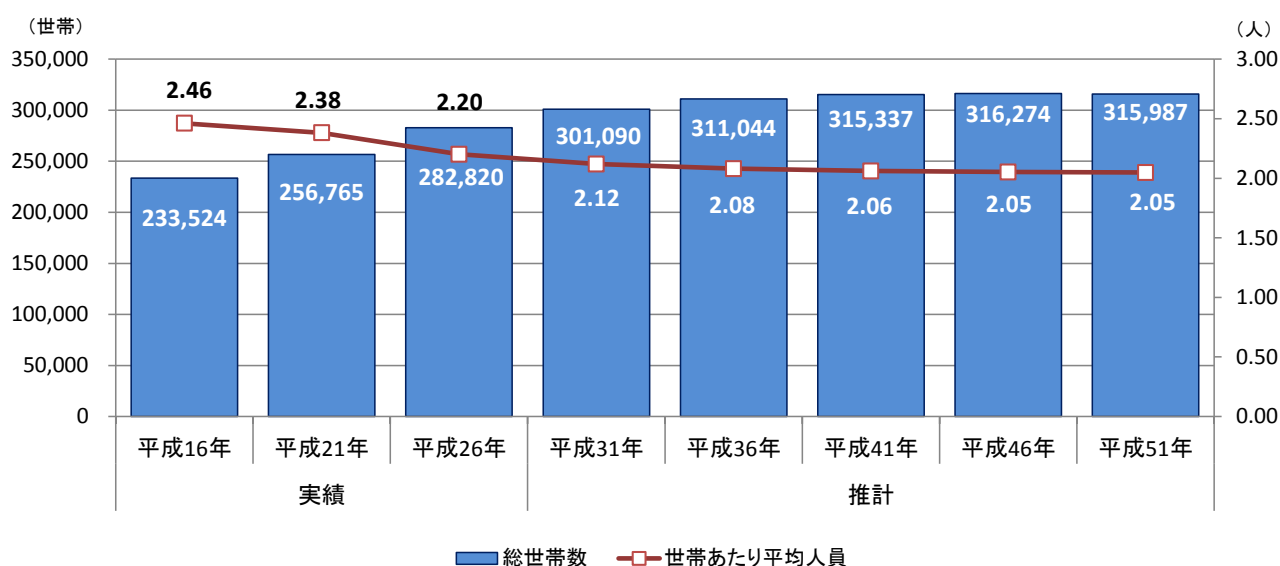
	実績			推計				
	平成16年	平成21年	平成26年	平成31年	平成36年	平成41年	平成46年	平成51年
総人口	574,935	611,572	622,541	638,048	647,096	650,158	649,234	647,256
0～19歳人口	102,914	107,934	112,262	114,394	113,837	111,332	108,695	106,014
20～64歳人口	384,576	390,620	371,636	371,047	378,176	381,104	373,779	359,177
65歳以上人口	87,445	113,018	138,643	152,607	155,083	157,722	166,760	182,065
構成比								
0～19歳人口	17.9%	17.6%	18.0%	17.9%	17.6%	17.1%	16.7%	16.4%
20～64歳人口	66.9%	63.9%	59.7%	58.2%	58.4%	58.6%	57.6%	55.5%
65歳以上人口	15.2%	18.5%	22.3%	23.9%	24.0%	24.3%	25.7%	28.1%
総世帯数	233,524	256,765	282,820	301,090	311,044	315,337	316,274	315,987
世帯あたり平均人員	2.46	2.38	2.20	2.12	2.08	2.06	2.05	2.05

出典：実績値(平成16年、21年)…船橋市住民基本台帳(10月1日時点)及び外国人人口の合計による
 実績値(平成26年)…船橋市住民基本台帳(10月1日時点)
 推計値(平成31年以降)…平成22年～26年の実績値を使用し、コーホート要因法にて推計
 総世帯数(平成16年～26年)…船橋市住民基本台帳(10月1日時点)、平成21年および26年の
 実績値を使用し、変化率法にて推計

世帯数については、平成26年の282,820世帯から25年後の平成51年には315,987世帯に増加するものと見込んでいます。

この間の1世帯あたりの平均人員については、今後も減少傾向であり、2.20人/世帯から2.05人/世帯へと変化するものと見込んでいます。

図表 30 船橋市の世帯数と世帯あたり平均人員



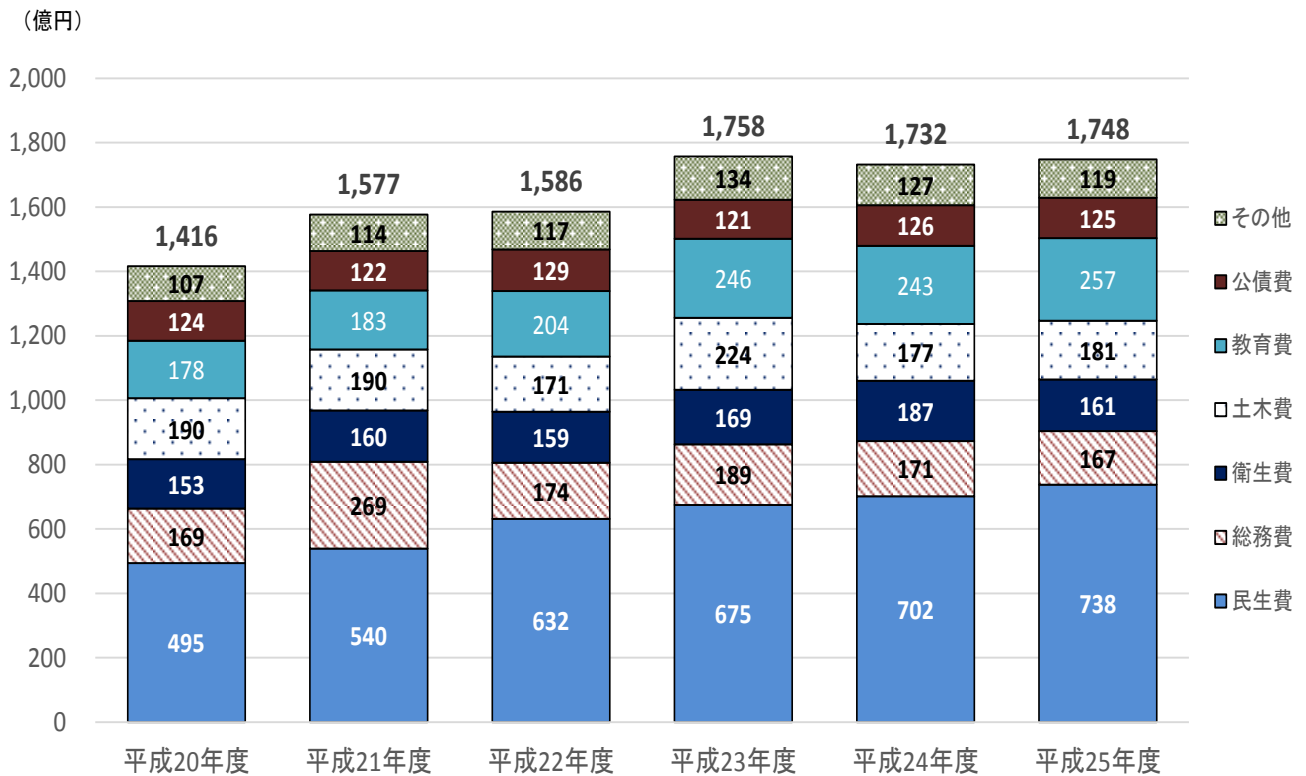
出典：総世帯数(平成16年～26年)…船橋市住民基本台帳(10月1日時点)、平成21年および26年の実績値を使用し、変化率法にて推計

2. 船橋市の財政状況

船橋市全体の歳出について見てみると、平成20年度以降は増加傾向にあり、平成24年度は、前年度に比べて減少したものの、ほぼ変わらない水準で推移しており、平成25年度については再び増加に転じました。

とりわけ、福祉関係に係る民生費は毎年増加しており、平成25年度の歳出は738億円となっていて、その割合は平成25年度の全歳出の内の42.2%となっています。

図表 31 船橋市の歳出推移



注：集計の構成比については、端数処理の関係上、合計と内訳が一致しない場合がある。

2 計画のメインテーマと4つの柱

1. メインテーマ

メインテーマ(平成27～平成32年度)

コミュニケーション^{シティ}船橋の創出

第2次船橋市地域福祉計画では、第1次船橋市地域福祉計画のメインテーマを受け継ぎ、コミュニケーションが活性化するように、地域の人と人が出会い、知り合い、人間関係を深めて行くための仕組みづくりを進め、重点プロジェクトとして「災害時要援護者支援プロジェクト」と「相談窓口のワンストップ化プロジェクト」を設定し取り組んでまいりました。

平成25年度に実施した「市民意識調査」の結果では、「隣近所に助け合える人が居ればよかったと思ったことがある」と回答した人が28.0%おり、今後も災害時や緊急時における助け合いや地域の情報共有も含めたさらなるコミュニティの活性化が必要と考えられます。

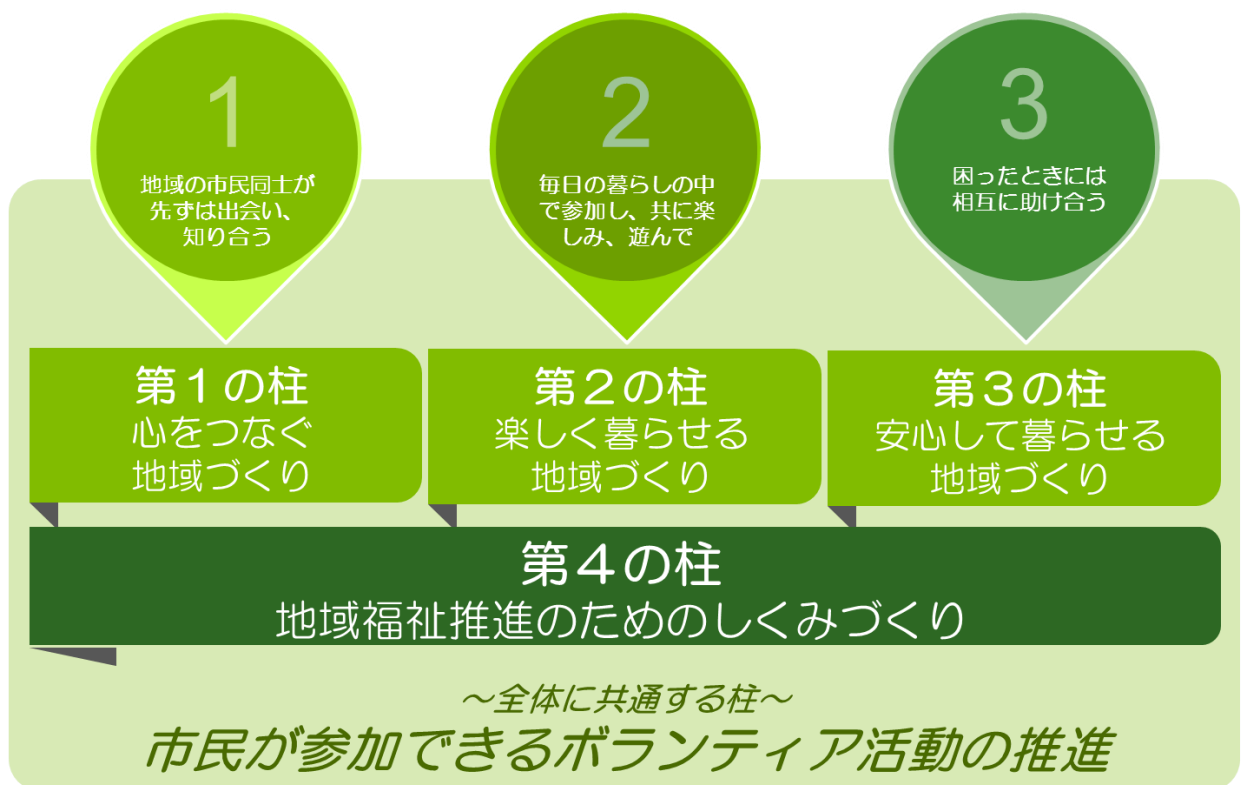
また、第2次船橋市地域福祉計画を策定した当時の課題であった“市民一人ひとりの積極的な参加意識の醸成”については、さまざまな取り組みを行ってまいりましたが、ボランティアや市民活動の参加状況が十分に活性化されたとは言いにくい状況です。前章の「市民意識調査」の結果からは、ボランティアや市民活動に「現在参加している」および「過去に参加したことがある」と回答した人は合わせて28.5%でした。一方で、「参加したことはない」と回答した人は67.8%と依然として多い結果となりました。

ボランティアや市民活動に参加しない理由としては、「時間が足りない・忙しいから」が64.8%、続いて「参加の仕方などの団体情報が得られないから」29.6%、「活動する仲間や団体が見つからないから」26.4%でした。このことから短時間でできる活動が増えるように工夫を行いながら、ボランティアや市民活動に参加するきっかけを生み出すような取り組みを行い、これまでボランティアや市民活動に

参加したことがなかった人が新たに参加する仕組みをつくる必要があると考えます。

第3次船橋市地域福祉計画においても、これまでのメインテーマを踏襲することとし、市民の地域参加を進めていくための第一歩として、コミュニケーションが希薄になったことにより孤立している人たちを生み出している現状を改善し、市民相互のコミュニケーションが活性化することをめざし、地域の人と人との出会い、知り合い、人間関係を深め、困ったときには相互に助け合っているような仕組みづくりを進めます。

2. 4つの柱とボランティアの充実



コミュニケーション^{シティ}船橋の創出のための柱

地域福祉を推進していくための基本的な方向性として、第1次船橋市地域福祉計画も、第2次船橋市地域福祉計画も共に4つの柱を設定して計画を推進し、毎年、進捗状況を地域福祉計画推進事業要覧にまとめ、地域福祉計画推進委員会を開催し進捗管理を行ってきました。第3次船橋市地域福祉計画においてもこれを継承し、4つの柱を設定した上で計画を推進し進捗管理を行っていきます。

4つの柱のうちの3つの柱については、メインテーマを踏まえ、人・地域とのつながり（コミュニケーション）に対応した柱としています。この3つの柱を第4の柱で支えることで、地域福祉の基本的な枠組みが創られます。さらに、それぞれの柱にテーマを設定し、地域福祉を推進していくための行動指針を示すことで、地域全体で「コミュニケーション船橋（シティ）の創出」のために取り組むことを表しています。

なお、第3次船橋市地域福祉計画においては、全ての柱においてボランティアや市民活動への参加を活性化させる施策を講じます。そうすることで、市民がボランティアや市民活動を通して互いにコミュニケーションを深め合い、助け合いながら船橋市の地域福祉の推進に寄与するという好循環が起こることが期待されます。

ボランティア活動や市民活動においては、「ボランティアの高齢化」、「新規ボランティア参加者の不足」や「若年層のボランティア活動や市民活動への理解不足」などの課題があげられています。今後、「地域包括ケアシステム」の推進に伴いボランティア活動の活性化がますます重要になることから、4つの柱において、ボランティア活動や市民活動を支えると共に課題を解決する仕組みづくりを進めていきます。



3 地域福祉計画の施策体系

第2章における「地域福祉施策の進捗状況」では、各施策の事業評価は比較的高い評価であったものの、地域における共助・互助社会の構築はまだ道半ばの状況であり、今後、「地域包括ケアシステム」を推進していくにあたり、地域における助け合い活動やボランティア活動をはじめとする様々な地域活動のさらなる活発化が求められます。

そのような中で、メインテーマとして掲げた「コミュニケーション船橋(シティ)の創出」の理念として述べたとおり、地域の中で孤立する人たちを生み出している現状を改善しながら市民相互のコミュニケーションを活性化することをめざし、地域の人と人との、まずは出会い、知り合い、そして人間関係を深め、困ったときには相互に助け合っていけるような仕組みづくりを進めていきます。

よって、第3次船橋市地域福祉計画においては、これまで推進してきた施策の更なる充実を図るため、第2次船橋市地域福祉計画の施策項目を継承していきます。

なお、小項目や施策内容については、法改正や本市の現状に合わせて見直しました。



メインテーマ ～ コミュニケーション船橋(シティ)の創出 ～		
計画の4本柱(大項目)	中項目	小項目
第4章 心をつなぐ地域づくり ★まずは知り合い	人と人がふれあう 環境の創造	自らが携わる福祉へ
		ボランティア意識の啓発
		家庭・学校・社会教育での福祉活動の充実
	心をつなぐ仕組みづくり	出会いの仕組みづくり
		地域情報の発信・交換
		世代間交流の活性化
地域交流事業の促進	立場を超えた交流の活性化	
	地域交流イベントの支援	
第5章 楽しく暮らせる 地域づくり ★共に楽しみ・ 遊んで	生きがいの創造	生涯学習の推進
		サークル活動の支援
		起業・就業の支援
		動物と共生できるまちづくり
	健康づくり	健康づくりへの取り組み
	移動の自由の確保	ユニバーサルデザインによるまちづくり
移動手段の確保		
第6章 安心して暮らせる 地域づくり ★困ったときには 助け合う	必要なサービスの確保	船橋市社会福祉協議会と地区社会福祉協議会の充実・強化
		市民活動・組織の活性化
		優良な事業者の育成
		地域医療体制の充実
		日常における防犯体制の充実
		認知症の徘徊等の早期対応と地域の見守り体制の充実
		災害時における要配慮者(災害時要援護者)支援体制の充実
		ホームレス対策の推進
		生活困窮者自立支援制度
		地域包括ケアシステムの構築 (生活支援コーディネーターの設置)
	既存組織の ネットワーク化	連携・協力体制の確立
		保健と福祉の総合相談窓口の充実
	サービス受給者の 人権擁護	個人情報保護と情報の共有化
		権利擁護の推進
第7章 地域福祉推進の ための仕組みづくり ☆活気と温もりのあ る地域を目指して	地域福祉を推進するた めの総合的な仕組みづく り	船橋市のコミュニティ
		地域資源の有効活用
		福祉人材の育成とネットワーク化
		地域福祉を推進するための仕組みづくり
		個別計画と調和のとれた総合的な福祉の推進
	計画の進捗管理と評価	進捗管理と評価の体制
進捗管理と評価の方法		

4 市としての取り組み

要配慮者（災害時要援護者）支援の推進

第2次船橋市地域福祉計画の重点プロジェクトとして、災害時に避難支援が必要となる人を地域で見守り、支援する体制・仕組みを作る「災害時要援護者支援プロジェクト」を掲げました。

この取り組みでは、本市における地域住民との協働による要配慮者（災害時要援護者）の支援体制づくりの過程を通じて、地域における助け合いの中で新しい出会いが生まれ、地域住民同士の親交が深まることを目指していました。

一方、市内各地では、65歳以上のひとり暮らしの人や高齢者のみの世帯の人、障害がある人などが安心して住み続けられるように、日頃の見守り活動をはじめ、事件・事故、突発的な病気などの緊急時や災害時での避難支援のために船橋市社会福祉協議会の「安心登録カード事業」が、船橋市自治会連合協議会、船橋市民生児童委員協議会の連携を得ながら実施されています。

本市では、災害時要援護者避難支援事業を進める上で、地域での日頃からの見守り活動が災害時にも役立つことを考慮し、「安心登録カード事業」との連携を図ることが安心して暮らせる地域づくりにつながると考えました。船橋市自治会連合協議会や船橋市民生児童委員協議会の協力を得ながら事業を進めています。

具体的には、平成23年より毎年市内の独居高齢者、高齢者世帯、障害者に対して、災害時等に他からの支援が必要かどうかの意思確認を行い、自らの情報を地域へ開示することについての同意を呼びかけ、平成26年3月末までに19,727人から同意を得ることができました。同意者については、船橋市社会福祉協議会より安心登録カードへの登録についても促しています。安心登録カードの登録者数は、連携当初の4,568人から16,407人にまで増加しており（平成26年8月31日現在）、一定の成果があったと見ています。

第3次船橋市地域福祉計画においても、この取り組みを継続し呼びかけを行うとともに、行政と地域との協力体制を強化し、地域関係団体との連携の場において、要配慮者（災害時要援護者）の避難支援に係る具体的方策を話し合う機会を設け、町会・自治会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員を中心とした地域防災の取り組みに積極的に参画するよう働きかけます。

コラム ～ 「災害時要援護者」と「要配慮者」について ～

平成23年3月の東日本大震災では、高齢者や障害者等の災害時要援護者、また、その支援者が多数犠牲になった教訓を踏まえ、平成25年6月に災害対策基本法が一部改正されました。

改正された法律では、高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦など特に配慮が必要な人は「要配慮者」と定義され、自力避難が困難な高齢者や障害者等を災害から保護するため、全ての市町村において「避難行動要支援者名簿」の作成を義務づけました。

本市では、第2次船橋市地域福祉計画の重点プロジェクトのひとつとして、災害時要援護者支援プロジェクトを位置づけ、船橋市社会福祉協議会の安心登録カード事業との連携を図り、大規模災害時の安否確認や避難支援の準備を進めてきました。災害時に支援が必要な人の名称は「災害時要援護者」と定義しており、実際に地域で活動している地区社会福祉協議会や町会・自治会、民生委員・児童委員に対する事業説明会でも同様に「災害時要援護者」と説明していることから、本市ではこの名称が浸透しています。

よって、本計画では、本市における災害時に支援が必要な人の名称を「要配慮者（災害時要援護者）」と併記することとしました。

本計画においても、第2次船橋市地域福祉計画からの重点プロジェクトを引き継ぎ、大規模災害時における避難支援体制の構築を進めていきます。



5 あらたな取り組み

事業進捗評価、市民評価、メインテーマ、法改正の流れを踏まえた中で、今後6年間にあらたに行う取り組みについて取り上げます。

その1 生活困窮者自立支援の取り組みについて

⇒ 【第6章】生活困窮者自立支援制度

これまでの日本では、安定的な雇用を土台とした社会保険制度や労働保険制度などが機能し、また仮に生活困窮状態に陥ったとしても生活保護制度がセーフティネットとして国民に包括的な安心を提供してきました。

しかし、安定した雇用機会の縮小と経済的困窮の拡大、家族やコミュニティ機能の低下、複合的な課題を抱えた人の増加、稼働年齢世代を含む生活保護受給者の増加、貧困の世代連鎖などにより、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行う「第2のセーフティネット」の構築が必要となっています。

生活保護受給者数は、戦後において過去最高だった昭和26年の約204万人を平成23年に更新（約206万人）し、その後も高い水準で推移し続けています。

このほか、非正規雇用労働者は、平成12年に26.0%だったものが、平成25年には36.7%に、年収200万円以下の給与所得者も平成12年に18.4%だったものが平成24年には、23.9%に増加しています。また、全国的に「血縁」や「地縁」の希薄化も進んでいます。こうした経済社会の構造的な変化の中で、今や誰もが生活困窮に至るリスクに直面しているといえます。

このような社会情勢の変化を踏まえ、平成27年4月から「生活困窮者自立支援法」が施行となります。この生活困窮者自立支援法は、日本の社会経済の構造的な変化に対応し、これまで「制度の狭間」に置かれてきた生活保護受給者以外の生活困窮者に対する支援を強化するものです。

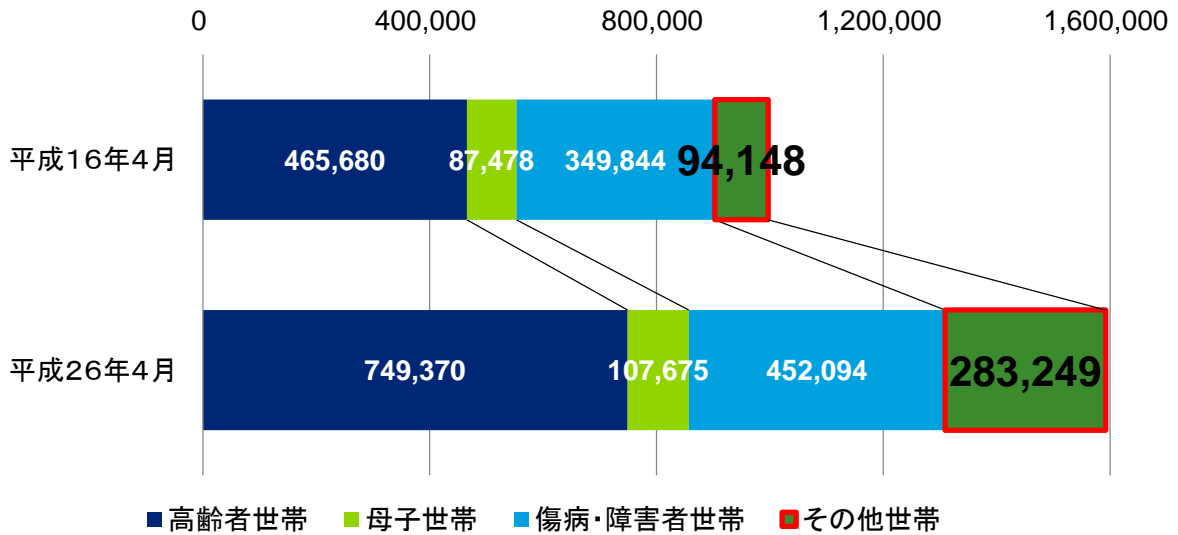
法の対象となる「生活困窮者」とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者です。

平成26年4月現在、全国の生活保護世帯数は1,592,388世帯と10年前と比較すると約1.6倍に増えています。その内訳として、稼働年齢層と考えられる「その他の世帯」が約3倍に増えています。

本市においては、平成26年4月末現在で、生活保護世帯数は6,527世帯と前

述の同様の時期と比較すると約 1.9 倍に増えており、中でも稼働年齢層である「その他の世帯」は約 2.1 倍に増えています。

図表 32 世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移（全国）



出典：被保護者調査（平成 26 年 4 月）、福祉行政報告例（平成 16 年度）

高齢者世帯： 男女とも 65 歳以上（平成 17 年 3 月以前は、男性 65 歳以上、女性 60 歳以上）の者のみで構成されている世帯か、これらに 18 歳未満のものが加わった世帯

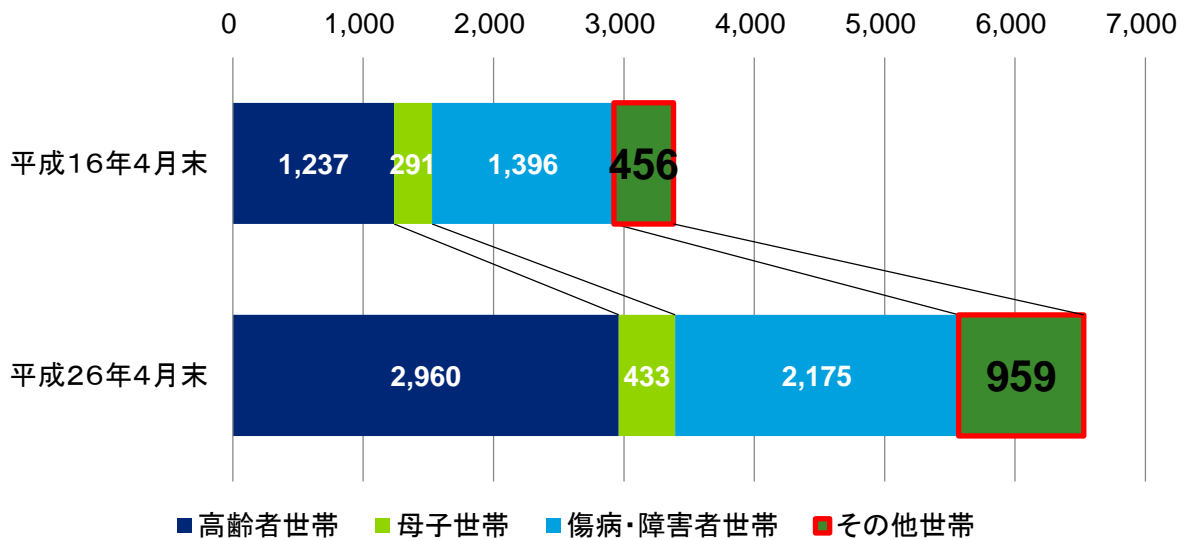
母子世帯： 死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者がいない 65 歳未満の世帯

障害者世帯： 世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯

傷病者世帯： 世帯主が入院しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯

その他の世帯：上記以外の世帯

図表 33 世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移（船橋市）



出典：船橋市生活支援課被保護者データより引用

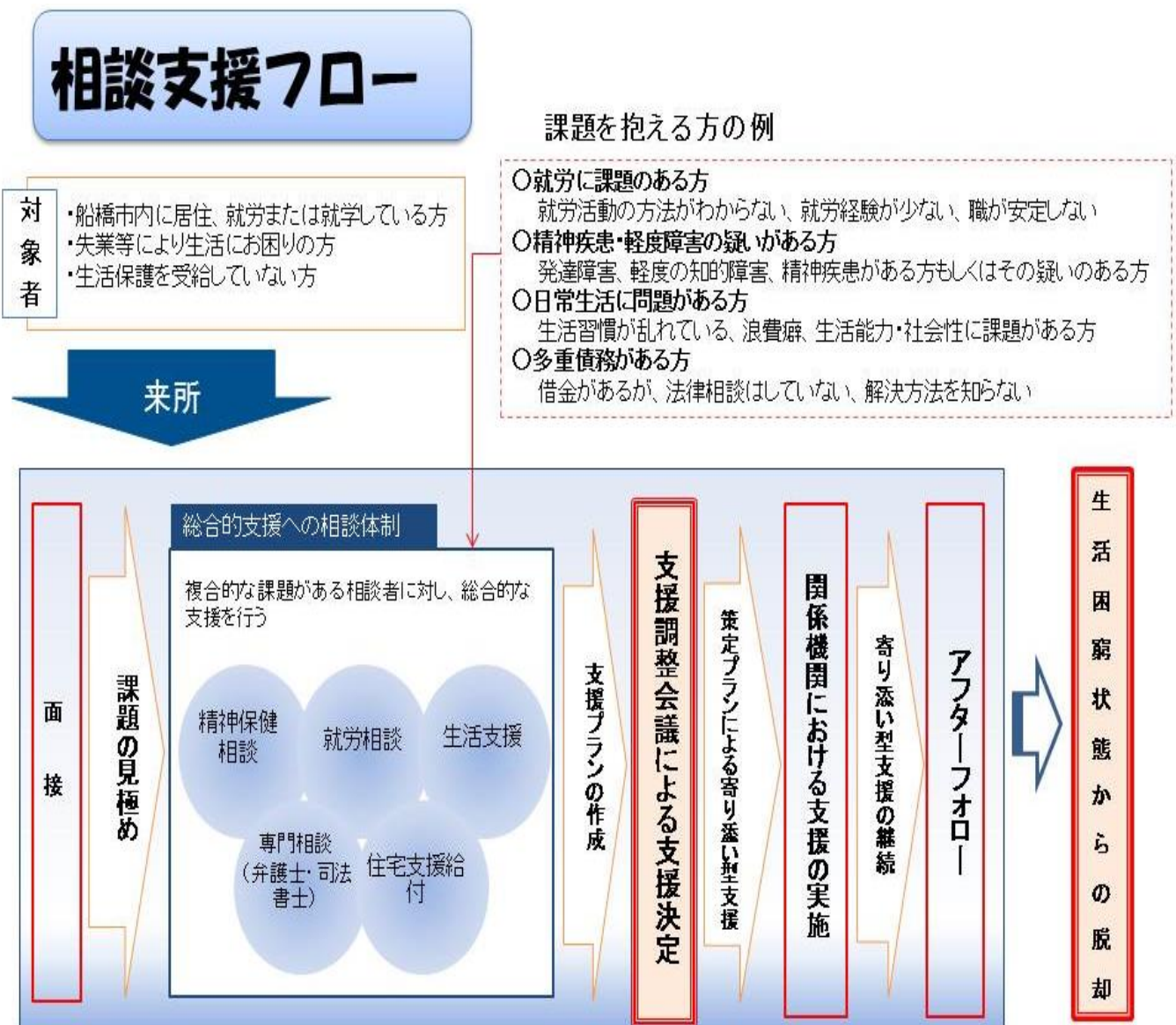
福祉事務所来訪者のうち生活保護の受給に至らない人は、高齢者等も含め年間約40万人と厚生労働省は推計しています（平成23年度推計）。この数値は、生活保護対象者の増加に伴い増加しています。増加している背景としては、就労状況の悪化などの直接的要因、大卒者の貧困率7.7%に比べて高卒者の貧困率は14.7%、高校中退者を含む中卒者の貧困率は28.2%と高いという間接的要因、生活保護受給世帯の出身者のうち約25%は自分が世帯主になっても生活保護を受給するという貧困の連鎖による要因があります。これらの要素がうかがえるデータとして、以下のデータが参考になります。

- ① 非正規雇用労働者の増加（平成12年 26.0%→平成25年 36.7%）
- ② 年収200万円以下の給与所得者の増加
（平成12年 18.4%→平成24年 23.9%）
- ③ 高校中退者（平成23年度 約5.4万人）
- ④ 中高不登校（平成23年度 約15.1万人）
- ⑤ ニート（平成23年度 約60万人）
- ⑥ 引きこもり（平成18年度厚労科研調査 約26万世帯）

出典：新たな生活困窮者支援制度の創設（平成25年8月2日生活困窮者自立促進支援モデル事業担当者連絡会議資料より）

これらのデータから、失業者、多重債務者、ホームレス、ニート、引きこもり、高校中退者、障害が疑われる者、矯正施設出所者等さまざまな人たちが該当すると考えられます。こうした複合的な課題を抱え、これまで「制度の狭間」に置かれてきた人たちへの対応が重要となるため、本市においても生活困窮者に対する支援体制の構築を検討します。

図表 34 生活困窮者自立支援制度における相談支援のイメージ（船橋市）



その2 地域包括ケアシステムの構築へ向けて

⇒ 【第6章】地域包括ケアシステムの構築（生活支援コーディネーターの設置）

1. 地域包括ケアシステムの概要

高齢社会の到来とともに、医療・介護を必要とする高齢者が大幅に増加し、世帯構成もひとり暮らし高齢者や、高齢者のみ世帯の急増により家庭における介護力低下、認知症高齢者の大幅な増加が予測され、特に団塊の世代が75歳以上になる平成37年以降、その流れはさらに強まっていくと考えられます。

平成25年に実施した高齢者生活実態調査結果では、本市の高齢者の多くが、医療や介護が必要な状態になっても、適切なサービスを利用することによって尊厳を保ちながら、自立した生活を可能な限り住み慣れた地域や居宅で生活を継続したいと考えており、こうした要望に対応するためには、住み慣れた地域において「介護」「予防」「医療」「住まい」「生活支援」が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築を着実に進めていくことが必要となります。

本市では平成24年度より、「すべての高齢者が、自分らしく、それぞれの生きがいを持ち、住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮らし続けられる『生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし』の実現」を目指し、「地域包括ケアシステムの構築 健やかで、安心して暮らし続けられる船橋を目指して」を高齢者保健福祉・介護ビジョンとし、団塊の世代が75歳以上となる平成37年度までに、地域包括ケアシステムを構築すべく、各施策を推進してまいりました。

第7次高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画においても、ビジョンを達成し、かつ、継続させるため「サービス提供基盤の整備」「多様なネットワークによる連携体制づくり」「地域包括ケアに関する情報の共有」に取り組む3つの基本的な視点と5つの基本方針により、地域包括ケアシステムの構築の実現を目指し、より充実した高齢者施策の推進を図ります。

（船橋市第7次高齢者保健福祉・第6期介護保険事業計画より引用）

「地域包括ケアシステム」は、高齢化等により社会経済環境が急激に変化していく中で、地域資源の整備・発掘、これらの相互連携の構築、そして、その活用のためのコーディネート機能の整備という不断のサイクルによって達成されるものであり、確たる完成形が存在するわけではありません。

今後、本市の「地域包括ケアシステム」をより充実したものとしていくために、

継続的な推進のための基本理念（ビジョン）を以下のように定め、この理念に則って各種施策を適時適切に実施していきます。

なお、第3次船橋市地域福祉計画においては、特に「生活（生活支援・福祉サービス）」の面を中心として、「地域包括ケアシステム」の推進に取り組んでいきます。

【船橋市高齢者福祉・介護ビジョン】

地域包括ケアシステムの構築
健やかで、安心して暮らし続けられる 船橋を目指して

2. 地域包括ケアシステムを構成する5つの要素

「介護」「予防」「医療」「住まい」「生活支援」について

「介護」については、平成27年度の介護保険法改正により、介護予防事業の一部を、市町村が独自に実施する介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）に移行されることとなり、そのしくみづくりと将来に向けた介護サービスの提供に関する人材や事業者を確保します。さらに、増加する認知症高齢者の支援として、認知症初期集中支援チームを中心とした初期支援体制を構築します。

「予防」については、市民が健康寿命を延伸する事業に気軽に参加できるよう、わかりやすい情報提供に努めるなど環境を整備します。また、「介護」と合わせて介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）への移行によって予防事業が統合されることから、その円滑な実施のための体制を構築します。

「医療」については、（仮称）保健福祉センターに、在宅医療と介護の連携を推進するための「在宅医療支援拠点」を設置するとともに、口腔ケアに関する業務を充実します。また、本市では、自立した生活が維持できるようサポートする地域リハビリテーション¹⁵支援拠点（リハビリセンター）を設置しましたが、今後、設置

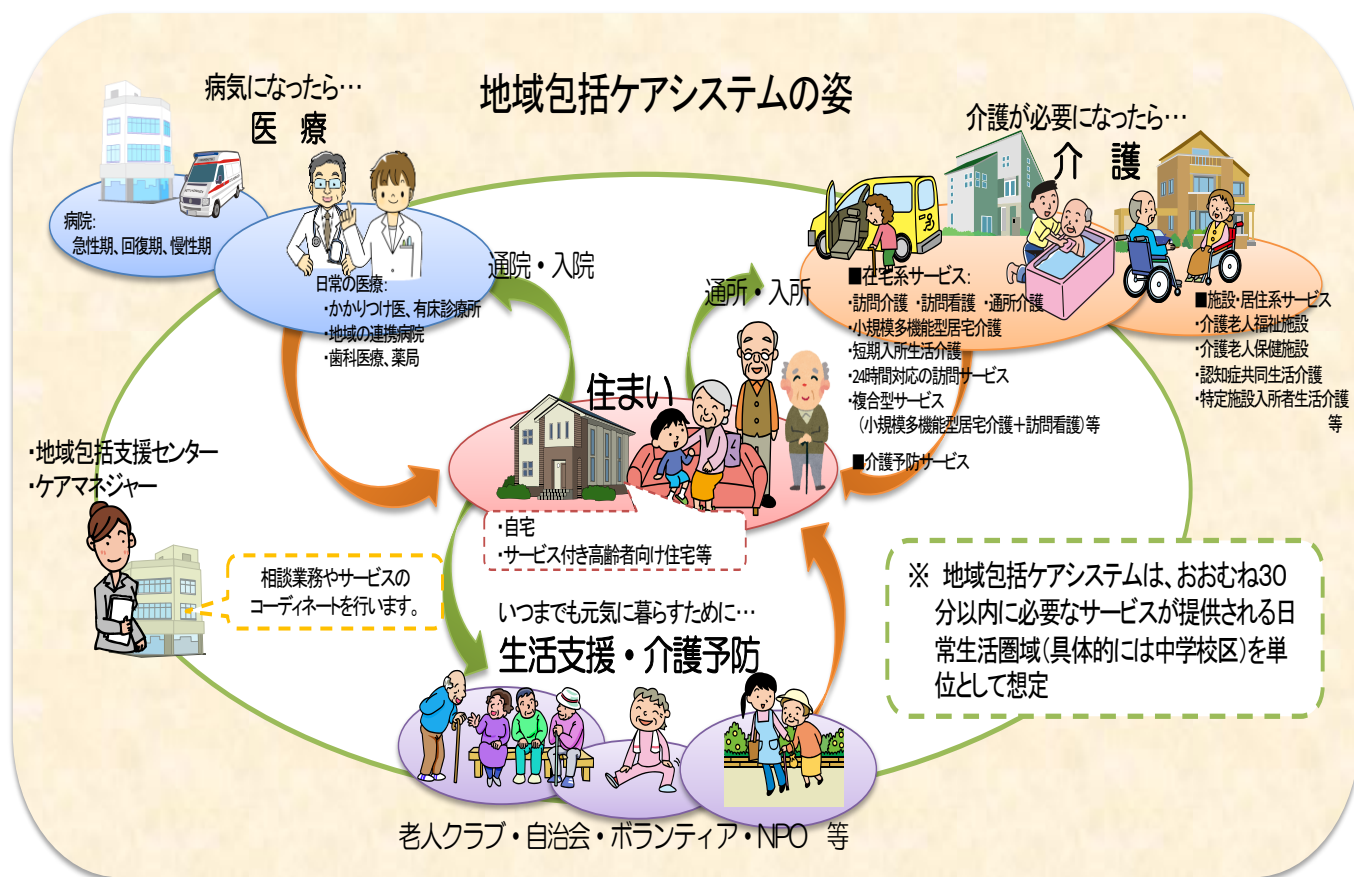
15 高齢者や障害のある人々が、住み慣れた所で、そこに住む人々と共に、一生安全にいきいきとした生活が送れるよう、医療・保健・福祉および生活に関わるあらゆる人々がリハビリテーションの立場から行う活動のすべてのこと。

される在宅医療支援拠点等と連携し、事業の拡大、充実を図ります。

「住まい」については、人にやさしい、多様なニーズに応じた住まいが確保され、可能な限り住み慣れた地域で安心して住み続けられることを目指し、在宅介護を継続するための住宅改修などにより住まいの質向上を促進します。また、住み替えが必要な場合や、在宅での介護が難しくなり高齢者施設などの入所が必要となった場合など、高齢者が生活状況にあった住まいを選ぶために、住まいに関する相談、情報の一元化を図る基盤を整備します。

「生活支援」については、現在、地区社会福祉協議会、市民活動団体などが、地域において助け合い活動を行っています。高齢者等の生活支援をさらに充実させるため新たに「生活支援コーディネーター」を配置し、地域の各種団体と連携しながら地域資源を活用して、その地域で不足するサービスの創出やボランティアの育成を支援する基盤を整備します。

図表 35 地域包括ケアシステムの姿



出典:平成 26 年 2 月厚生労働省老健局「1. 介護保険制度の改正案について」

その3 ボランティアの充実のための検討

1. ボランティア充実のための施策と地域福祉支援員の配置

第3章「2 計画のメインテーマと4つの柱」の記載にもありますが、ボランティア活動の充実については、第2次船橋市地域福祉計画においても「公助」の役割として、ボランティア活動への市民参加の啓発を行ってきました。

本市特有の事業として、具体的には、平成18年度より「共助・互助」の活性化を図るために、地域における福祉活動を側面から支援する「地域福祉支援員(P141参照)」を地域福祉課に配置しています。

2. 地域福祉活動助成金による支援

「地域福祉活動助成金」は、船橋市福祉基金の運用益等を活用し、在宅福祉等の普及及び向上を図る事業、健康及び生きがいづくりの推進を図る事業、ボランティア活動を活性化する事業など、地域福祉を推進する事業に対し財政的な支援をしています。

3. 今後の方策の検討について

今後「地域包括ケアシステム」の推進に伴い、生活支援に携わる活動がますます重要となってきます。これらのことから、福祉分野のボランティア活動を充実するための方策を以下のとおり検討していきます。

1 市民一人ひとりのボランティア活動への参加を促進する

誰もが当たり前のようにボランティア活動に参加していくことを年代層ごとに考えてみると、以下のようにまとめることができます。

若年期

子どもの頃から地域との関わりを持つことで、地域への愛情を育み、地域における住民同士のつながりの楽しさが実感できるような活動として、高齢者施設への慰問ボランティアや地域福祉まつりでのお手伝いボランティアがあります。

若年期での楽しいボランティア活動体験により、成長してからもボランティア活動に比較的入りやすくなります。

そのため本市では、地区社会福祉協議会の行事や慰問等活動できる施設の情報の提供を、幼稚園や学校、PTA、町会・自治会等の若年層の関係する団体等に対して行うほか、小中学生のボランティア体験、障害者やボランティアグループ等の講演や、高齢者等とふれあう機会の充実を図ります。

働き盛り期

この世代は、仕事や子育てに忙しい世代であり、継続的にボランティア活動等で地域に関わっていくことは難しいこともあります。小中学校の保護者が中心となるPTA活動などのボランティア等、子育て世代ならではの活動もあります。

また、この世代はいわゆる現役世代と呼ばれ、仕事などに拘束される時間も多いため、限られた時間でも参加できるボランティア活動が必要とされます。一方では、ボランティア活動をする意志があっても、情報やきっかけがなく、ボランティア活動をする機会を得られない人もいます。

そのため本市では、PTA等の学校関係団体や既存の活動団体の情報を集めて発信するほか、期間や場所を限定した参加しやすいボランティア活動のメニューや、地域のボランティアの情報が集約されている「ふなばし人材情報サイト」の利用を推進するなど、ボランティア活動ができる気運を高めます。

高齢期

豊富な知識や経験を有していることから、それらをボランティア活動を通じて地域へ還元するなど、積極的に社会参加（仲間づくりなど）し、地域で役立つことで深い満足感が得られます。

この年代は、ボランティア活動の主役となり、重要な担い手としての活躍が期待されます。また、現役時代に就労していた経験を活かすボランティア活動メニューを用意することも、活動につながると考えます。

そのため本市では、意欲を持つ高齢者をボランティア活動につなげるため、町会・自治会、地区社会福祉協議会、NPO等のさまざまな団体との連携を図り、この世代への情報発信や具体的なプログラムの作成など、多様な仕組みづくりに取り組めます。

2 地域福祉を支えるボランティア活動の拡大を図る

地域福祉活動は、多くの地域住民がボランティアとして参加し、そういった人々の力で支えられています。地域福祉の取り組みを進める上で、ボランティア

の力はなくてはならないものです。

福祉ボランティアの活動の形態は、無償のものだけではなく、材料費や交通費などの実費負担程度の報酬がある有償ボランティアなど多様化してきています。有償ボランティアは、ボランティア活動の受け手と担い手がよりよい関係を保つために、知恵を出し合い、工夫しあって生み出されたものであり、市民意識や地域の事情によってますます多様化していくものと考えます。

市としては、ボランティア活動やイベント、体験などの行事を通して、幅広い層の人々がボランティア活動に対する興味や関心を持てるような取り組みの機会をさらに充実させていきます。また、高齢化の進展に伴い、今後もさらに地域福祉を推進するボランティア団体（担い手）が必要となってくることから、他市における先進的な取り組みなどを参考にしながら、ボランティア団体に対する支援や、担い手になりやすい条件の整備について、最適な方法を検討しながら進めていきます。

3 既存団体のボランティア活動の促進を図る

本市では、町会・自治会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、老人クラブや生きがい福祉事業団など様々な団体が、様々な形で有償、無償ボランティア活動を展開しています。

こうした地域の貴重な社会資源が、支援を必要としている人々に適切に結びつくよう、各団体の事業内容の一元的な把握と利用者にとって利用しやすくなるため、ボランティア活動の情報提供などについて工夫していきます。

また、地区社会福祉協議会の活動や地域の支え合いのボランティア活動にあわせたリーダー研修の実施を検討していきます。

一方、地域の見守り活動などでは、従来は福祉とは関連が希薄であった団体や企業などの参画も求められていることから、企業等も地域福祉の担い手と捉え一層の交流・連携を図っていきます。さらに、地域へ職員が出向き、ボランティア活動のニーズや課題を捉え、活動しやすい環境整備に努めます。

第4章 心をつなぐ地域づくり

～まずは知り合い～

1 人と人がふれあう環境の創造

1. 自らが携わる福祉へ

現況と課題

本市では、当面人口の増加が見込まれるものの、人口減少と急速に進展する少子高齢化、核家族化やひとり暮らし世帯の増加による家族力の低下、景気低迷による雇用喪失など社会を取り巻く環境は大きく変化し続けています。

また、自殺やホームレス、児童などの虐待の問題や社会的孤立やひきこもり、所在不明高齢者などの新たな社会問題が発生しています。これに加え、生活習慣や価値観の多様化、プライバシー意識の高まりなどにより、かつてのような家族や隣近所をはじめとする住民相互のつながりがより希薄になっています。

さらに、東日本大震災を契機に、家族との絆、近隣や地域社会とのつながりの大切さが改めて見つめ直されるとともに、市民一人ひとりが自分の生き方を考えるきっかけとなりました。

公的な福祉サービスは、その時々ニーズに応じ、分野ごとに整備されています。しかしながら、制度の狭間にあって対応できない問題があるほか、市民の多様なニーズに対し、「福祉は行政だけが行うもの」という考え方では対応が難しくなっています。

地域社会を構成する市民、ボランティアやNPO、各種の団体、行政がお互いに連携・協力して、それぞれに求められる役割に基づき、これからの地域社会づくりを進めていく、「新たな支え合い」（共助・互助）の拡大・強化が求められています。その取り組みの一つとして、本市においては地域包括ケアシステムの推進を図っています。

地域福祉の考え方は、まさに「全ての市民が福祉の受け手であり同時に担い手でもある」という認識の上に成り立っています。そのため、福祉に対する意識を「サービスを受けるだけの福祉」から「自らが携わる福祉」へと変えていくことが必要となります。そして、市民一人ひとりが地域に対して関心をもち、地域における生活課題が自分の課題であると考えてもらうことが、地域福祉を推進する第一歩となってきます。

課題を解決するためのこれからの取り組み

地域に暮らす市民一人ひとりが地域に目を向け、地域での交流と支え合いに関心を持ち、自らの役割を考えてもらうために、広報やホームページ等による周知と啓発を行います。そして、地域のニーズに対応した行政運営を行うため、部門間の連携の強化や職員の福祉に関する意識を高めます。

さらに、具体的な方策として、船橋市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会の事業を強化することにより、地域における住民相互の交流活動のさらなる充実を図ります。

また、地域包括ケアシステムを推進するため、地域における助け合い活動の充実を図り、出前講座や公開講座などを通じて地域に対し積極的に啓発を行ってまいります。

めざすべき姿

- 地域に暮らす市民一人ひとりが地域に目を向け、何ができるのかを考え、認識できるようにします。
- 市民に地域福祉の考え方を理解してもらえよう、福祉に対する意識を高めます。



体制（役割分担と実施内容）

自助（市民ができること）	共助・互助（地域全体で取り組むこと）
<ul style="list-style-type: none"> ○福祉に対して興味・関心を持ち、福祉に関するイベントに積極的に参加するとともにボランティア活動にも関心を持つ ○地域の一員として自らの持つ知識・技術を活用し、地域に貢献する役割を認識する ○制度的な福祉サービスだけでは全て対応しきれないことも考え、自らが地域社会の支え合いの和に積極的に加わっていく必要があることを認識する 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民を対象に福祉学習の機会を設ける ○地域の中でリーダーとなる人材の発掘・育成に努める ○地域福祉という考え方を身近に感じられるような地域に密着した福祉活動を展開する ○地域の各団体は、実施事業や組織運営の強化に努める ○福祉関係施設利用者及び関係者の福祉に関する意識を高める ○地域の各種既存団体が集まって、地域における支え合いについて議論する
公助（行政等ができること）	
<ul style="list-style-type: none"> ○「新たな支え合い」（共助・互助）を拡大・強化するために、地域包括ケアシステムを推進する（健康福祉局） ○地域の「新たな支え合い」（共助・互助）を実現する地域の市民活動団体の活動を支援する（健康福祉局） ○地域における住民相互の交流活動を充実させるため、船橋市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会への支援を充実させる（地域福祉課） ○地域における助け合い活動を普及していくため出前講座、公開講座を行う（地域福祉課） ○地域福祉の視点から総合的でわかりやすい施策を展開する（全課） ○市民を対象に福祉学習の機会を設ける（社会教育課、健康福祉局） ○市民便利帳や対象者ごとの手引き・ガイドを活用し、福祉に関するわかりやすい情報の提供をする（健康福祉局） ○職員の福祉に関する意識を高める（人材育成室、福祉サービス部） 	



1 人と人がふれあう環境の創造

2. ボランティア意識の啓発

現況と課題

平成23年の東日本大震災では、多くの人ボランティアとして参加し復興を進める大きな力となっただけでなく、ボランティア活動への意識が高まりました。「市民意識調査」でも、4割の人が「ボランティア活動に関心がある」と回答していますが、ボランティア活動に「参加したことはない」と回答した人がおよそ7割にのぼりました。ボランティア活動に関心を持っているにもかかわらず参加に至らない人に対して、いかにボランティア活動に関心を持ってもらうか、また、いかに参加をしてもらうかが重要です。

市ではこれまで、市民活動に関するイベント開催や各種研修の実施を通して、ボランティア意識の啓発に取り組んできました。しかしながら、団塊の世代の多くは定年後を「老後」「引退」とは捉えておらず、「新たな出発」「自分の再発見」という意識で「仕事」や「趣味」を重視しています。そのため、団塊の世代を中心としたさまざまな世代に、いかにしてボランティア活動に参加してもらうかが課題となっており、ボランティア活動やその他の市民活動に誰もが気軽に参加できるような土壌をつくること、ボランティア活動について十分な情報の提供をするなど、支援していくことが重要となります。

近年、ボランティア休暇制度を導入する企業が増加するなど、企業の社会貢献活動も広がっており、就労している人も、以前に比べるとボランティア活動を行いやすくなっています。このように、ボランティア活動の充実について社会全体で取り組む必要があります。

課題を解決するためのこれからの取り組み

市民が気軽にボランティア活動や市民活動に参加できるよう、NPO、ボランティア活動への参加意識を啓発するとともに、NPO、ボランティア団体の立ち上げ、活動を支援します。

また、ボランティア活動やその他の市民活動を身近に感じてもらうため、地域の身近な場所でボランティアについての学習・活動ができる機会を設けるとともに、さまざまな機会を捉えてボランティア情報の提供を行います。

さらに、地域におけるボランティアニーズの把握に努め、ボランティア団体などとのコーディネート機能の効率化、強化を図ります。

めざすべき姿

- 市民が気軽にボランティア活動に参加できるようにします。
- 市民がボランティア活動やその他の市民活動の情報を手軽に得られるようにします。

体制（役割分担と実施内容）

自助（市民ができること）	共助・互助（地域全体で取り組むこと）
<ul style="list-style-type: none"> ○地域や行政が開催するボランティア学習の場などへ積極的に参加する ○日常生活の中で地域活動やボランティアに関心を持つ ○新しい地域活動やボランティアの項目を提案する 	<ul style="list-style-type: none"> ○町会・自治会の回覧板・掲示板を活用しボランティアとして参加できる地域の行事を周知する ○ボランティアニーズの把握に努める ○ボランティアに関する提案を受け止める仕組みづくりを進める ○船橋市社会福祉協議会のボランティアセンター¹⁶などのボランティア活動に関する案内窓口を周知する ○地域住民に対するボランティア学習の機会を設ける ○個人の知識・経験・専門的技術等を活かすことができ気軽に参加できる機会を設ける ○福祉施設によるボランティア講習会を開催する ○ボランティア団体やNPOの立ち上げ・運営についてのノウハウを提供する ○有償ボランティア制度¹⁷について研究を進める ○ボランティア登録データの一元化を図る ○ボランティア保険等を充実させるなど安心して活動できる体制づくりを整備する
公助（行政等ができること）	
<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア活動やNPOへの参加意識の啓発を図る（市民協働課、自治振興課、地域福祉課、高齢者福祉課、包括支援課、社会教育課） ○ボランティア団体やNPOの立ち上げを支援する（市民協働課、地域福祉課） ○ボランティア活動やNPOに関する情報の提供を行う（市民協働課、地域福祉課） ○職員のボランティア意識を高める（全課） 	

16 船橋市社会福祉協議会内に設置されている機関で、ボランティアを希望する人を登録し、ボランティアを必要とする人とのコーディネートを行っている。

17 少額の報酬を伴うボランティア活動のことで、地域通貨や時間預託等とともに普及してきているが、報酬を伴う市民活動は、ボランティア活動ではないとする意見もある。

1 人と人がふれあう環境の創造

3. 家庭・学校・社会教育での福祉活動の充実

現況と課題

近年、核家族化が進むだけでなく、個人の生き方や家族との関わり方が多様になり、「自助」の基盤である家族機能が低下してきています。本市においては現在も微増ながら人口増加を続けており、一層市民の多様性が増していくと考えられます。

加えて、平成37年には団塊世代が75歳を迎え、今後は急激に高齢化が進むことが見込まれており、社会の状況も大きく変わることが予測されます。

また、少子化等の影響により地域における子どもたちの活動の場や機会だけでなく、集団生活を行う上での規範を学ぶ場が減少しています。さらには、従来は家庭で行われていたしつけや生活習慣の形成等が正しく行われなまま育つ子どもたちも見受けられます。こうした状況を考えると、他人の個性や気持ちを理解し、ふれあおうとする意識を子どものときから育てることが、とても重要になってきます。

その他にも、都市化の進展等に伴い、地域のつながりや助け合いの気持ちが今後さらに希薄になっていくことも懸念されるところです。「市民意識調査」では、隣近所とのつきあいについて、「世間話などはしないが、挨拶をする程度の人はいる」と回答した人が最も多く、全体の24.5%となりました。これは、地域において強い絆が結ばれているとはいえない状況です。

市では、家庭教育に関する情報提供や学校での福祉体験学習・ふれあい教育、高齢者の講師招聘など、さまざまな取り組みを行ってきました。今後も、より一層、それらの取り組みを充実させていく必要があります。

課題を解決するためのこれからの取り組み

「他人を思いやることのできる優しい心」を育成することは短時間でできることではなく、子どものころから育成していく必要があります。子どもは、挨拶をはじめとする適切な生活習慣を身につけて、日常生活を送ることにより育まれることから、日常生活における家庭での教育が重要になってきます。そのためには親に対するサポートも必要となることから、地域全体で子育てをする親と子どもを見守り、支援していく体制づくりを進めます。

多様性を尊重する社会をつくるには、子どもだけではなく就学児童や学生、成人や高齢者にいたるまで、すべての世代と互いに連携しながら福祉の心を育む教育を行う必要があります。よって、家庭、学校、社会教育のいずれの段階においても、福祉教育を通じた地域交流の活性化を図ります。

また、家庭教育、学校教育、社会教育の情報提供の充実を図るだけでなく、地域の交流が活性化するように、生涯学習の場である「ふなばし市民大学校」や公民館事業、出前講座など、現状に合った施策の充実に努めます。

めざすべき姿

- 市民が「他人を思いやることのできる優しい心」を持ち、互いに育みあえるようにします。

体制（役割分担と実施内容）

自助（市民ができること）	共助・互助（地域全体で取り組むこと）
<ul style="list-style-type: none"> ○地域や行政が開催する福祉学習の機会へ積極的に参加する ○大人は地域の子どもの見本になるよう心がける ○隣近所の人への挨拶を心がける ○他人を理解しいたわる気持ちを持つ 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちを暖かく見守る地域を創る ○子どもたちが福祉活動に参加する機会をつくる ○PTA との連携を図る ○地域資源を活用した福祉教育を実施する ○福祉施設の地域への開放を進める ○社会福祉事業者による地域住民を対象とした福祉教育イベントを実施する
公助（行政等ができること）	
<ul style="list-style-type: none"> ○福祉の心を育むための家庭教育に関する情報及び学習の機会を提供する（社会教育課） ○福祉体験学習・ふれあい教育を推進する（指導課） ○学校教育や社会教育の場に知識や経験が豊富な高齢者等を講師として登用する（指導課、社会教育課） ○公民館の福祉プログラムの充実を図る（社会教育課） ○ふなばし市民大学校の福祉に関するカリキュラムの充実に努める（社会教育課） ○出前講座、公開講座の拡充を図る（社会教育課、全課） 	

2 心をつなぐ仕組みづくり

1. 出会いの仕組みづくり

現況と課題

さまざまな人が暮らしている中で、その多様性を尊重し、かつ、互いに助け合いながらコミュニティを活性化させていくということは、とても重要なことです。

しかしながら、プライバシーの問題など、個人の尊厳を守る動きとあいまって、隣近所をはじめ地域のコミュニティにいる市民同士が互いのことをよく知らない状況が生まれています。個人を尊重することはもちろん尊ぶべきことです。その一方で、東日本大震災以降、人と人とのつながりである“絆”が重要視され、絆を構築する第一歩である出会いを求める人たちが多くいる現状もあります。

「市民意識調査」では、「隣近所に助け合える人がいればよかったと感じたとき」について尋ねたところ、「震災や犯罪被害にあったとき」との回答が最も多い結果となり、また、「隣近所に助け合える人がいればよかったと思ったことがある」と回答した人がおよそ3人に1人いましたが、その割合は年々低くなっている傾向があります。このような状況の中で地域における出会いを活性化するためには、何よりもまず、市民同士が出会う機会をつくることが重要といえるでしょう。それと同時に、出会いの機会を存分に活かせるよう、市民がより多くの時間を地域で過ごせるようなライフスタイル自体を確立することが大切です。そのためには、地域での生活時間を確保できるように、市民が「ワーク・ライフ・バランス¹⁸」を実現させるための支援も必要になります。

一方、団塊の世代の人が定年を迎え、地域で過ごす時間が増えると考えられます。そうした人々と、その子ども世代などさまざまな世代が出会う機会をつくり、知識や技術の伝承といった、世代を超えた地域づくりが期待されています。

課題を解決するためのこれからの取り組み

地域の人を知り、地域に関心を持つために、出会いの機会を創出します。具体的には地域の中に気軽に参加できるコミュニケーションの場を設けるとともに、地域

18 仕事と生活の調和。「ワーク・ライフ・バランス」が実現した社会の姿とは、「一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」。

の中で中心となりさまざまな課題を解決する、地域コーディネーター¹⁹を育成し、市民への周知を図ります。

さらには「ワーク・ライフ・バランス」の考え方を周知する一方、地域への愛着心が育まれるよう、市民、学校、企業などと連携して魅力あるまちづくりを進めます。

めざすべき姿

- 市民が互いに知りあい、地域に関心を持つような出会いの機会が生まれるようにします。

体制（役割分担と実施内容）

自助（市民ができること）	共助・互助（地域全体で取り組むこと）
<ul style="list-style-type: none"> ○働き方・生き方を考える ○地域で過ごす時間を設けるよう工夫する ○地域や行政が開催するイベントへ積極的に参加する ○愛着の持てる地域づくり・まちづくりに努力する ○地域の交流の輪の中に入る 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域にある施設・空き部屋・空き店舗の活用や出前講座などによって住民が参加しやすい楽しい場づくりを進める ○地域コーディネーターでもある地区社会福祉協議会の事務局員のスキルアップを図り、地域への周知を支援する ○身近な人同士で同じ課題を共有するために小単位の福祉グループ化を検討する ○気軽に参加できる身近な場所でミニデイサービス、ふれあい・いきいきサロン、子育てサロンなどの充実に努力する ○新米パパ・ママのサポートを行う ○故郷を語る会を開催する ○転入者等の地域デビューの仕組みづくりについて考える ○地域通貨の情報を収集・把握する
公助（行政等ができること）	
<ul style="list-style-type: none"> ○地域コーディネーターの活動を支援する（地域福祉課） ○地区社会福祉協議会が行うサロン活動を支援する（地域福祉課） ○市民が参加しやすい楽しい場づくりを行う（イベント所管課） ○町会・自治会等によるコミュニティ活動を支援する（自治振興課） ○ワーク・ライフ・バランスに関する情報を収集し周知する（男女共同参画センター、商工振興課） 	

¹⁹ 公的な制度や地域の人的・物的な資源について幅広い知識を有し、個人、組織、制度等をコーディネートして地域の中でさまざまな課題の解決にあたる人。本市では、24の地区社会福祉協議会に配置されている事務局員がこれにあたる。各地区において地域福祉の推進のため、各種事業の運営等を担う。

2 心をつなぐ仕組みづくり

2. 地域情報の発信・交換

現況と課題

これまで、「広報ふなばし」の発行をはじめとして、市民に対する情報発信を行ってきました。市民意識調査によれば、「広報ふなばし」を読んでいると回答した人は6割以上にのぼり、情報提供において重要な役割を担っていることがわかります。また、市の施設や町会・自治会の回覧板・掲示板に加え、市ホームページ、市民活動サポートセンター²⁰や「ふなばし市民活動情報ネット²¹」、「ふなばし市民活動情報掲示板²²」も活用され、地域の情報や市民活動団体の情報が広く発信されるようになっていきます。その一方で、3割以上の方が「広報ふなばし」を読んでいることから、それ以外の媒体を使って情報発信を行っていく必要があるといえます。

現在、本市では、「ふなっ子メール」、「ふなばし安全・安心メール」を事前に登録をした人の携帯電話やパソコンに配信していることに加え、フェイスブックやツイッターなど、いわゆるSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）による情報提供も行い、特定の人へのメッセージ配信から不特定多数の人々のメッセージ配信まで、いろいろな形で情報発信ができるようになりました。一方で、パソコン等の新しい電子機器の操作を苦手としている人も少なくないといわれ、情報量の格差が生じてきています。これからは新しい情報発信媒体をうまく組み合わせ、対象者（情報の受け手）に応じて適切な方法で情報提供を行う必要があります。また、発信する情報の内容自体も魅力的なものにすることなどが不可欠となります。

課題を解決するためのこれからの取り組み

情報の受け手によってどのような方法が適しているかを検討し、情報の伝達を行います。具体的には、既存の広報紙での情報提供を充実するとともに、メールやインターネットを活用した情報提供に努めることに加え、情報のバリアフリー²³化を

20 福祉や文化、環境や国際交流などさまざまな分野で活動するボランティア団体やNPOを支援するために、打合せや会報づくり等ができるスペースのほか、活動内容の発信・情報提供なども行うことができる。

21 市民活動を実施している人達が、他の市民に自分達の市民活動情報を広く発信できるサイトで、独自のホームページを開設することなく情報を発信できる。

22 市民活動団体の情報発信をサポートするため、市民活動サポートセンターに掲示される市民活動団体が作成した会員募集情報やイベントのチラシ・ポスターを電子化して、インターネット上に掲載するサイト。

23 高齢者や障害者の生活行動の障害となるものを排除した環境のこと。

目指し、視覚障害の人や、パソコン等の操作を苦手とする人への対応を行います。
 また、市民活動サポートセンターや「ふなばし市民活動情報ネット」の更なる充実・活用を図ります。

情報提供の際には、ユニバーサルデザインの概念に基づき、より多くの市民に情報提供できるように努めます。

さらに、地域の間人関係を円滑にしていくために、隣近所への声かけの促進や地域の人々が気軽に集える場づくりを進めます。

めざすべき姿

- より多くの市民が、自分に必要な情報を得ることができるようにします。
- 誰もが苦勞なく情報を受け取れるように工夫し、情報共有におけるバリアフリーを実現できるようにします。

体制（役割分担と実施内容）

自助（市民ができること）	共助・互助（地域全体で取り組むこと）
<ul style="list-style-type: none"> ○隣近所に住む人を知り、声かけを心がける ○広報紙や回覧板・掲示板等には必ず目を通す ○メールやインターネットを使った情報に親しむ 	<ul style="list-style-type: none"> ○町会・自治会の回覧板・掲示板の一層の活用を工夫する ○民生委員・児童委員は、社会福祉サービスの情報を住民に提供する ○地域の諸団体による会誌・会報の発行や、地域の社会資源をまとめた福祉マップの作成を検討する ○地域コミュニティ新聞を発行し、地域の情報を積極的に発信する ○地域の情報を一元化しメール・インターネット等の電子媒体による情報発信を行う ○市民活動団体が中心となり、高齢者等を対象としたパソコン講習会を開催する ○地域にある商店を情報拠点として活用する
公助（行政等ができること）	
<ul style="list-style-type: none"> ○広報紙の内容の一層の充実を図る（広報課） ○メール・インターネット等の電子媒体による情報提供を拡充する（全課） ○様々な情報の受け手を想定した情報発信の仕方を検討する（全課） ○市民活動サポートセンターの周知・充実を図る（市民協働課） ○市民を対象としたパソコン教室を実施する（社会教育課） 	

3 地域交流事業の促進

1. 世代間交流の活性化

現況と課題

平成25年度に町会・自治会、地区社会福祉協議会及びボランティア関係者に対して行った「地域福祉推進の課題を把握するアンケート調査」によると、活動のなかで日ごろ感じていることや困っていること、悩んでいることに対して、最も多かったのが「若い人の参加が少ない」という回答で、次いで、「グループメンバーの高齢化」でした。これは、地域における活動の中心的な立場となっているメンバーが固定化し、高齢化が進んでいることを表しており、新たなメンバーの募集と次世代を担う人材の発掘・育成が急務であることがわかります。

現在中心となり活動をしているベテラン世代から、次世代を担う若い世代へと、地域コミュニティを活性化させるためのさまざまな知恵や技術を伝達していくことが大切ですが、日常生活の中で異世代の人と交流する機会が少なくなってきました。そのような状況の中では、「福祉の心」を育てるための教育を地域や学校と協力しながら行っていくことがより一層重要になるといえるでしょう。

「福祉の心」を育むためには、子ども世代から高齢者世代まで、さまざまな世代間の交流が大切です。交流する中で体験する事柄や得られる知見を通じて、各世代の価値観の違いをお互いに認め合うことができ、人々がつながり、地域のコミュニティが活性化します。

地域社会における世代間交流²⁴活動は、社会性や人を思いやる気持ちを育むことができることから、極めて重要な役割を持っています。交流を通して、他人への思いやりや感謝の心など豊かな人間性を持った子どもたちが育まれていきます。

世代を超えた市民の交流は、地域として人を育て、互いに助け合い、市民全員で地域を活性化させていくために大切なことです。まずは近隣同士の助け合いからはじめ、それが積み重なりながら連鎖し、市全体に広がっていく仕組みをつくることが重要となります。

24 各世代が同じ場所に集い、自分たちの持っている能力や技術を出し合いながら交流することによって、自身の向上と地域コミュニティの再構築を図ること。

課題を解決するためのこれからの取り組み

地域の中でさまざまな世代の交流を促進するために、交流の機会を提供し、さまざまなイベントを開催します。

特に、子どもの頃から世代を超えた助け合いを体験し、その意識を育むために、学校においても高齢者施設の訪問や、地域の高齢者をゲストティーチャー²⁵に招くなど世代間交流教育を推進します。

めざすべき姿

- 世代を超えて市民が交流し、互いに知りあい、助け合い、高めあう地域コミュニティをつくります。
- 子どもの頃から、日常生活における先輩たちの知恵を得ることができ、「他人を思いやる心」が育つようにします。

体制（役割分担と実施内容）

自助（市民ができること）	共助・互助（地域全体で取り組むこと）
<ul style="list-style-type: none"> ○年上の人に対して尊敬の心を育む ○年下の人に対して深い愛情の心を育む ○地域が行う世代間交流イベントに積極的に参加する 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民を対象に福祉まつりなどの世代間交流イベントを開催する ○世代による得意分野を相互に教え合う場を設ける ○時代の変化に対応できるよう高齢者のための勉強会を開催する ○福祉施設における世代間交流を促進する ○地域の子どもに対する声かけを行う
公助（行政等ができること）	
<ul style="list-style-type: none"> ○地域が行う世代間交流イベントを支援する（地域福祉課、生涯スポーツ課） ○行政が行う各種イベントや施策で世代間交流が図れるよう工夫する（イベント所管課） ○世代間交流教育を推進し子どもたちの中に世代を超えた助け合いの意識を育む（指導課） 	

²⁵ 普段の授業では学ぶことのできないさまざまな内容の授業を行ってもらうため、地域の有識者を先生として招くこと。

3 地域交流事業の促進

2. 立場を超えた交流の活性化

現況と課題

地域の中には、さまざまな人が暮らしています。船橋市に長く住んでいる人もいれば、最近転入してきた人もいます。また、外国から来た人もいます。健康な人もいれば何らかの疾患や障害を持つ人もいます。地域福祉の考え方では、それら地域に住むすべての人が、福祉サービスの「当事者」である担い手・受け手となりえます。つまり、地域に住む誰もが協力・連携しながら地域福祉の推進に努めていかななくてはなりません。

しかしながら、わが国において、外国人などのいわゆる社会的少数の人に対する偏見や差別の問題がいまだに存在しています。これは本市においても例外ではありません。また、市外から転入してきた新住民と旧住民との間に意識の違いが見られる地域もあります。

地域に住む誰もが協力・連携しながら、地域福祉を推進していくためには、さまざまな立場の人が、それぞれの立場（世代や国籍の違い、障害の有無など）について理解・尊重し、心のバリアフリー²⁶を進めることが重要になります。

さらには、全ての市民が人権を尊重するという意識を持ち、住み慣れた地域で尊厳を保持しつつ、自分らしく安心して暮らしていけるまちづくりを進める必要があります。

また、本市では外国籍住民が年々増加しており外国人も地域における活動に参加してもらえるように促していくことも重要になってきます。

課題を解決するためのこれからの取り組み

さまざまな立場の人について、お互いに正しく理解し分かり合えるように、地域において学習の機会を設けるとともに、福祉事業者や福祉施設による知識や情報を発信していくことを促進します。

また、地域住民同士や外国人との交流などを促進するために、地域の誰もが気軽に参加できるイベントを増やし、地域に暮らす全ての市民が相互に理解しあえるような機会を提供します。

さらには、市民が人権についての意識を向上できるよう啓発します。

26 高齢者や障害者が生活していく上で障害となる、人々の心の中の誤った知識や情報、差別意識等を改め取り除くこと。

めざすべき姿

- さまざまな立場の人たちが互いに理解しあい、助け合えるようにします。
- 市民の誰もが人権について考え、お互いを尊重できるようにします。

体制（役割分担と実施内容）

自助（市民ができること）	共助・互助（地域全体で取り組むこと）
<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者や障害者、異文化について理解を深める ○他市などから転入してきた新住民を積極的に歓迎する ○地域で挨拶の輪を広げる ○外国人との交流の場に積極的に参加する ○地域や行政が行う学習の場に積極的に参加する ○困っている人に声をかけて必要に応じて手助けをする ○人権についての理解を深める 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民を対象に高齢者・障害者を理解するための学習会を開催する ○地域に住む誰もがお互いとふれあうことのできる場を設け、またイベントを開催する ○福祉施設が専門的知識に基づき正確な情報を提供する ○ピア（仲間・同じ立場）による心のケアを推進する ○車いす体験や高齢者疑似体験などの機会を創る ○心のバリアフリーについて地域住民の理解を深める
公助（行政等ができること）	
<ul style="list-style-type: none"> ○市民を対象に高齢者・障害者を理解するための学習会を開催する（高齢者福祉課、障害福祉課、包括支援課、介護保険課） ○広報紙やホームページなど様々な広報媒体を活用し、高齢者・障害者・外国人等を含めた市民の生活に役立つ情報の提供を行う（広報課、高齢者福祉課、障害福祉課、国際交流室） ○市民相互の交流を図る（各施設所管課） ○外国人と市民との交流促進を図る（国際交流室） ○「船橋市男女共同参画計画²⁷」に基づき男女共同参画による地域づくりの促進を図る（男女共同参画センター） ○人権についての意識を広める（市民の声を聞く課、男女共同参画センター、保健予防課、地域福祉課、高齢者福祉課、包括支援課、障害福祉課、療育支援課、児童家庭課、社会教育課、指導課） ○心のバリアフリーについて市民の理解を深める（保健予防課、障害福祉課、療育支援課、指導課、社会教育課） 	

27 男女共同参画社会の実現に向けて、市、市民、企業が一体となって行う施策の基本方針と事業の方向性を示す計画。（平成13年度策定）

3 地域交流事業の促進

3. 地域交流イベントの支援

現況と課題

「市民意識調査」によると、町会・自治会、公民館、老人会等による祭り・盆踊り、清掃・美化活動、サークル活動、旅行などといった「隣近所での活動」について、「時間に余裕があれば参加したい」と回答した人が最も多く4割ほどでした。また、これに「企画・運営者として積極的に参加したい」と「熱心な人の企画・運営の手伝いとして参加したい」と「企画・運営をしてくれる人がいれば参加したい」を合わせた“参加したい”人の割合はおよそ6割にのぼりました。このことから、地域でのお祭りや盆踊り、サークル活動や市民活動、地区社会福祉協議会での福祉まつり、スポーツ推進委員等が中心となって行う運動会や盆踊りなど、誰でも気軽に参加できるイベントは、地域の中に親しい友だちがいない人や、地域の間人関係に重荷に思っている人でも比較的参加しやすく、地域における貴重な出会いの場となることが分かります。

しかしながら、「あまり参加したいと思わない」と「まったく参加したいと思わない」を合わせた“参加したいと思わない”人の割合についても約3割と少なくないことから、より多くの人々が惹きつけられるイベントにする工夫も必要です。

地域のイベントは、地域の人を知るだけでなく、地域活動やボランティア活動について知ったり参加したりするきっかけとなり、実際に参加につながれば地域への愛着を生み、育むことができます。「市民意識調査」では、ボランティアや市民活動を活性化させるための施策は何かという質問に対して、「活動に関する情報の収集・発信」との回答が最も多かったことから、まずは情報を共有してきっかけをつくるのがスタートと言えるでしょう。イベント参加者の増加やさらなる活性化を図るため、創意工夫をしたり、価値観の多様化にも対応できるイベントを開催したりすることなど、より一層の活性化が必要となります。

そのため、まずは24それぞれの地区コミュニティ内における住民同士の交流を活性化させ、その次のステップとして、市内の各地区コミュニティ間の交流に発展させていくことが重要です。

課題を解決するためのこれからの取り組み

地域交流イベントの一層の活性化を図るため、イベントの内容をより良いものにし、できるだけ多くの人に参加できるよう情報伝達の手段等に工夫をしながらイベント情報を発信します。また、交流イベントを中心となって実行し、宣伝するような地域のキーパーソンの発掘に努めます。

さまざまな立場の人が気軽に集えるよう、地域の中にある多様な施設などを巻き込み、地域に開かれたイベントの開催を促進します。

さらに、こうしたイベントの拡充を図るために、行政や船橋市社会福祉協議会は地域への支援に努めます。

めざすべき姿

- 誰もが気軽に地域のイベントに参加し、参加を通して互いにつながりを深められるようにします。
- 地域におけるイベントの参加をきっかけとして、ボランティア活動や市民活動への参加につながるような社会をつくります。

体制（役割分担と実施内容）

自助（市民ができること）	共助・互助（地域全体で取り組むこと）
<ul style="list-style-type: none"> ○隣近所で連れ立って交流イベントに参加する ○交流イベントの企画・運営に積極的に参加する 	<ul style="list-style-type: none"> ○遊び心ある交流イベントを開催する ○学校や福祉施設等を巻き込んだ交流イベントを開催する ○交流イベント情報のPRを行う ○交流のための地域のキーパーソンを発掘する ○交流イベントの拠点づくりを行う ○事業者が交流イベントを開催する ○さらに広い住民参加の視点から、既存の交流イベントの見直しを図る
公助（行政等ができること）	
<ul style="list-style-type: none"> ○地域や市民活動団体が実施する交流イベントを支援する（市民協働課、自治振興課、地域福祉課） ○交流イベントへの参加促進のため広報紙やホームページなどによるPRを行う（広報課、情報システム課、イベント所管課） 	

第5章 楽しく暮らせる地域づくり

～共に楽しみ・遊んで～

1 生きがいの創造

1. 生涯学習の推進

現況と課題

退職後も自分らしく生き生きとくらすためには、日ごろから生涯を通して役立つ新しい知識や技術を習得していくことが大切です。一部の企業では、いわゆる「セカンドライフ」の過ごし方などの研修を行っていますが、日々仕事に追われている現役世代が、仕事以外に本当に興味のある物事を追及していくことは、限られた時間の中では非常に難しいのが現実です。定年後を新たな出発と捉える人もいる一方で、会社を退職したとたんに生きがいを失ってしまうような場合も少なくありません。

地域コミュニティを活性化させるためには、退職して時間に余裕のある人たちに地域での活動に参加してもらい、生きがいにつなげてもらうことが重要です。

また、退職した人だけではなく、現役の時、さらには子どもの頃から地域での活動に参加してもらい、生涯を通じて生きがいを見つける仕組みを整える必要があります。生涯学習を学ぶ過程や、学んで得た知識や技術を発表したり活用したりする過程は、それぞれが人との出会いや生きがいを見出す良い機会でもあります。

本市では、これまで、さまざまな世代の一人ひとりが新たな目標を見出し、学習を通して地域への積極的な参加が行われるような取り組みを行ってきました。例えば、市民の価値観の多様化に対応した生涯学習プログラムを提供することを目的として、「船橋市生涯学習基本構想・推進計画（ふなばし一番星プラン）」に基づき市内の公民館やふなばし市民大学校を中心に、様々な施設で生涯学習事業を実施しています。

課題を解決するためのこれからの取り組み

生涯学習プログラムに多くの人に参加できるよう、わかりやすい生涯学習情報の提供に努めます。さらに、価値観の多様化に対応できる多彩な学習内容にし、様々な人に受講してもらえるよう生涯学習プログラムの充実を図ります。

また、生涯学習プログラムの参加者が、自らが生きがいを持って暮らせるようになるだけでなく、生涯学習で得た知識・技術の成果を地域に還元するような仕組みづくりを進めます。

めざすべき姿

- 市民の多くが生涯学習の機会に触れ、自分らしく生きがいをもって暮らせるようにします。
- 生涯学習への参加を通して、地域コミュニティの活性化活動を行う人を増やします。

体制（役割分担と実施内容）

自助（市民ができること）	共助・互助（地域全体で取り組むこと）
<ul style="list-style-type: none"> ○生涯続けていける趣味を持つ ○地域や行政等が開催する生涯学習の場へ積極的に参加する ○生涯学習サポート事業を利用する ○生涯学習で学んだ知識・技術を地域に還元する 	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習情報の発信及びPR活動を行う ○ふなばし市民大学校の情報の周知をする ○町会・自治会館を活用した生涯学習事業を実施する ○高齢者の知識・経験等地域の持つ力を活かした生涯学習事業を実施する ○公民館・児童ホーム・福祉センター事業へ参画する ○地域による学校支援を行う ○既存の団体・サークル等を取り込む ○総合型地域スポーツクラブを立ち上げる ○地域の住民に開かれた事業所づくりを進める ○事業所の専門的知識を活かして講演会・フォーラム等を開催する ○事業所の利用者を含め高齢者・障害者の暮らしに役立つ情報を発信する
公助（行政等ができること）	
<ul style="list-style-type: none"> ○「ふなばし一番星プラン」を推進する（社会教育課） ○何かを学びたいと思っている人と、自分の知識・技術をボランティアとして活かしたい人を結び、市民の学びあいの輪を広げていく（社会教育課） ○総合的な生涯学習情報の提供を行う（社会教育課） ○市民大学校修了生が活動する団体による講座の企画・運営を行う（社会教育課） ○総合型地域スポーツクラブの設立及び運営を支援する（生涯スポーツ課） ○小・中学校の体育館や校庭の活用を図る（教育総務課、施設課） 	

1 生きがいの創造

2. サークル活動の支援

現況と課題

サラリーマン層を中心とする働き盛りの世代は、職場で形成された人間関係のみで生活することも多く、結果として地域における人間関係が形成されにくい状況が見受けられます。また、子育て世代は、近所に相談できる人がおらず、ひとりで子育てに悩む状況が生まれる可能性があります。これらの世代は市民の多くを占めており、地域福祉を推進していくためには、このような世代に対して人と人との結びつきを強くするための支援を行うことが必要です。

ただ、隣近所のつきあいや地域での活動への参加を重荷に感じたり、関心がないという人々も少なくありません。「市民意識調査」では、隣近所での活動について、「あまり参加したいと思わない」と「まったく参加したいと思わない」を合わせた“参加したいと思わない”人の割合が約3割いました。

こうした状況の中で、地域に生活する人と人を結びつけ、互いの助け合いが可能となるまでに人間関係を深化させるためには、向こう三軒両隣のご近所付き合いや町会・自治会などの地縁的な組織だけではなく、個人の趣味や好みに合わせたさまざまなサークル活動が重要な役割を果たします。サークル活動では、隣近所の垣根を超えて、共通の趣味や考え方をもつ人同士の結びつきの場や仕組みとなることが可能です。

共通の趣味や考え方で行われているサークル活動は、その枠を超えて、地域に根ざした活動へと発展することが期待されています。サークル活動が地域に根ざした活動に発展することで、地域への貢献など、コミュニティの形成にも大きな役割を果たすと考えられます。

現在は、公民館を中心に様々なサークルが活動しており、その数も増加しています。サークル数の増加に伴い、会場の確保が困難になるという課題もでてきており、新たな活動の場づくりが求められています。

課題を解決するためのこれからの取り組み

より多くの市民に、どのようなサークル活動があるかを知ってもらい興味をもってもらうために、インターネット等も活用し、幅広い層へサークル活動に関する情報の発信を行います。

さらには、サークル活動が地域に根ざした活動となるために、サークルの育成や、サークル同士が互いに連携を図りやすくするための支援を行います。

めざすべき姿

- 働き盛り世代や子育て世代の人たちが、サークル活動に参加することで、地域に住む人たちの間に強いつながりを生みだします。

体制（役割分担と実施内容）

自助（市民ができること）	共助・互助（地域全体で取り組むこと）
<ul style="list-style-type: none"> ○地域のサークル活動へ積極的に参加する ○誰もが気軽に参加できる地域のサークル活動を立ち上げる ○公的な施設のみならず、自宅においてもサークル活動の開催を検討する 	<ul style="list-style-type: none"> ○町会・自治会が地域のサークル活動を支援する ○町会・自治会館を地域のサークル活動へ開放する ○既存サークル団体への加入を促進する ○遊びを通じて子どもと大人が交流を図れるサークル活動を促進する ○地域のサークル情報を発信していく ○事業者による講習会や見学会を開催する ○新たなサークル活動を立ち上げるリーダーとなる人材の発掘・育成を行う ○サークル活動に地域の若手や未参加者を積極的に勧誘する
公助（行政等ができること）	
<ul style="list-style-type: none"> ○公民館・体育施設等の利用できる会場の情報を提供する（社会教育課） ○サークル活動の発表の場である、公民館文化祭の充実を図る（社会教育課） ○サークル活動の場を提供し、情報を発信する（社会教育課） ○サークル活動やサークル同士の連携を支援する（社会教育課） 	

1 生きがいの創造

3. 起業・就業の支援

現況と課題

少子高齢化が進むわが国においては、労働力人口²⁸は減少の一途をたどっており、今後はいかにして労働力を確保していくかという点が大きな課題として上がっています。

現在、わが国ではニートやひきこもり、非正規雇用など、若い世代であっても安定した雇用が見込めない人々が増えています。本市では、平成24年度よりニートやひきこもりに関する相談事業を開始し、翌25年度からは「ふなばし地域若者サポートステーション²⁹」を開設し、各種セミナーやコミュニケーション訓練、職場実習などの就業支援を行っています。

一方、生活保護世帯に育った子どものうちのおよそ3割弱は、自身が世帯主になった際にまた生活保護を受給するという負の連鎖も起こっています。その他、障害者雇用状況は近年進展しつつあるものの、働く意欲はあるが、雇用に結びつかない状況もいまだみられます。さらに、子育てや介護を機に仕事を離職する女性の数も多く、女性の再就職支援についても喫緊の課題といえます。また、元気な高齢者が増えている現在では、一度退職した高齢者も、そのスキルを活かして再び労働力となり社会で活躍することが期待されています。

このような状況下では、これまでのような画一的な働き方ではなく、多様な働き方ができる環境を整えることも重要です。その例として、自らSOHO³⁰を始めたり、NPOを設立したり、起業する人も増えています。

このことから、ニートやひきこもり状態の若者をはじめ、生活保護世帯や就職が困難な障害者を含めて、就業を希望する人々に対する就業支援、男女雇用機会均等

28 満15歳以上の生産年齢人口のうち、所得を得るために労働している者(就業者数)と、休業中の就業者、そして労働をしたいと希望しながら仕事についていない者(完全失業者数)の総数。

29 15歳から39歳までの就職、家事、通学をしていない人の職業的自立の支援を目的とした事業で、厚生労働省及び本市の委託事業として、平成25年度に開設された。

30 Small Office Home Office(スモールオフィス・ホームオフィス)の略称。自宅等をコンピュータネットワークで結んで仕事場にしたもの。フリーランスとして在宅で仕事をするなどで時間を自由に調整できるなど、柔軟な働き方ができる。

法³¹に基づく就業環境の整備を行うほか、生活困窮者については生活困窮者自立支援法に基づく就業支援を行います。

課題を解決するためのこれからの取り組み

今後、増加が予想される元気高齢者の社会参加を進めるため、高齢者の経験、知識、能力を生かし多様な就業の機会を確保・提供する、生きがい福祉事業団の運営を支援していきます。

また、多様な就業機会を確保するため、ニートや引きこもり状態の若者、障害者などの就業支援を充実するとともに、現在「船橋市商工業振興ビジョン³²」に基づき経営者に対する支援をすることで、雇用の拡大を図っています。平成27年には、商工業の新たな指針となる「船橋市商工業戦略プラン」を策定し、市内の産業について、より一層の活性化を図り、新しい雇用の創出を図ります。

さらに、「ベンチャープラザ船橋³³」と連携して起業についての支援を行うほか、ベンチャープラザ船橋を卒業し市内に移転する企業に対する支援も行います。

生活困窮者に対しては、生活困窮者自立支援法に基づき相談・就職支援を行うなどして、働きたいという意欲を引き出し、その意欲に応えるための支援を行い、その人に合った自立を促します。

めざすべき姿

- 働きたいと考える全ての人の雇用の機会が創出され、生き生きと働けるようになります。
- 市民それぞれが、自分にあった働き方を選択できるようにします。

31 正式名称は、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年7月1日法律第113号)」。法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を図り、女性労働者の就業に関して、妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

32 本市の商工業振興の指針として、基本的な考え方や将来像等を示すビジョン(平成14年度策定)。

33 支援スタッフ(インキュベーション・マネージャー)が常駐し、千葉県・船橋市・財団法人千葉県産業振興センター・経済産業省及び各支援機構と連携をとりつつ、起業や創業活動、企業の新事業展開などを総合的に支援する施設。

体制（役割分担と実施内容）

自助（市民ができること）	共助・互助（地域全体で取り組むこと）
<ul style="list-style-type: none"> ○仕事を通じ生きがいを見つける ○地域や社会への貢献意識を持つ ○起業・就業情報を収集する ○地域へ還元できる知識や技術を身に付ける 	<ul style="list-style-type: none"> ○身近な起業・就業情報を発信する ○NPO等による女性の就業支援事業を実施する ○事業者による高齢者・障害者雇用の促進を図る ○高齢者・障害者を雇用している事業者・事業所を支援する ○コミュニティビジネス³⁴の立ち上げを支援する ○事業者による起業家へのノウハウの提供を行う ○高齢者のための新しい仕事を創出する ○生活困窮者への就業準備支援を行う
公助（行政等ができること）	
<ul style="list-style-type: none"> ○「船橋市商工業戦略プラン」を推進する（商工振興課） ○障害者を対象とした就業相談を充実する（障害福祉課） ○障害者の就労に向けた職場実習の機会を確保する（商工振興課） ○生きがい福祉事業団の運営を支援する（高齢者福祉課） ○「ベンチャープラザ船橋」との連携により起業について支援する（商工振興課） ○ニートやひきこもりの若者に対する就業支援を実施する（商工振興課） ○生活困窮者に対する就業支援体制づくりを推進する（地域福祉課、生活支援課） 	

34 地域性・社会性+事業性・自立性を伴った地域事業のことを指し、市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決すること。また、コミュニティの再生を通じて、その活動の利益を地域に還元するという事業のこと。



1 生きがいの創造

4. 動物と共生できるまちづくり

現況と課題

動物とのふれあいを通じて育まれる命を大切に思う心は、福祉を推進するための基本となると考えられます。日常生活の中では散歩の際などペットを介した出会いは多く、また、動物とふれあうことは人に癒しと安らぎを与える効果があることから、動物との共生も地域福祉を推進していく上で重要なテーマの一つと考えられます。

その一方で、ペットを飼育していない人もおり、世論調査では、その理由として「十分に世話ができないから」と回答した人が最も多い結果となりました。また、同調査で、他人がペットを飼うことについてどのようなことに迷惑を感じるか聞いたところ、飼い主のマナーに関する問題の回答が最も多く、他にもふん尿の問題、鳴き声の問題、放し飼いの問題の回答が多くなっており、実際に苦情も寄せられています。

こうした状況の中で、人と動物とが共生できるまちづくりを形成するためには、人においてその命が大切なように、動物の命についてもその尊厳を守る必要があるとともに、一方で、動物の鳴き声、ふん尿等による迷惑の防止を含め、適切に管理されていく必要もあります。また、ペットを飼育したい人とそうでない人が気持ちよく共生できる地域コミュニティをつくるためには、本市の風土や社会の実情を踏まえた、動物の愛護及び管理の考え方を普及啓発し、その定着を図る必要があります。

本市においては、「動物愛護指導センター」が中心となり、人と動物の共生をめざして動物に関する相談や指導等を行っているほか、9月の「動物愛護週間」にあわせ、動物愛護・適正飼養に関心を持ってもらうイベントを開催するなど、動物を通じた交流も行われています。また、平成23年度には「船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドライン」を策定し、飼い猫及び飼い主のいない猫に対する適正な飼育・管理の普及に努めてきましたが、今後もより一層の向上を図っていきます。

課題を解決するためのこれからの取り組み

より多くの市民が、動物とふれあうことによって得られる様々なメリットを享受できるよう、各種情報提供に努めます。

また、ペットを飼う人も飼わない人も皆が動物と仲良く共生できるまちづくりをめざして、動物の正しい飼い方の周知や、飼い主のマナー向上に努めるほか、地域で展開されている所有者のいない猫の適正管理活動に対して、より一層の支援を行い、学校などにおいては動物とふれあう機会を設けます。

さらに、補助犬（盲導犬³⁵・聴導犬³⁶・介助犬³⁷）の普及に努め、利用者が生活しやすいまちづくりを目指し、市民及び各事業者への啓発を図ります。

めざすべき姿

- 動物との触れ合いを通じて、命を大切にする心や優しい気持ちを育めるようにします。
- 動物の正しい飼い方や飼い主のマナーを市民が理解し、ペットを飼う人も飼わない人も、皆が動物と仲良く共生できるようにします。



35 視覚障害者を安全・快適に誘導する訓練を受けた犬。

36 聴覚障害者と生活を共にし、耳代わりとなって生活に必要な音をユーザーに伝える訓練を受けた犬。

37 身体の不自由な人の手助けをするために特別なトレーニングを積んだ犬。日常生活における動作（起立やドアの開閉等）の補助をする。身体障害者補助犬と同義語。

体制（役割分担と実施内容）

自助（市民ができること）	共助・互助（地域全体で取り組むこと）
<ul style="list-style-type: none"> ○飼い主としてのマナー向上に努める ○動物の愛護及び管理について、正しい知識を習得する ○盲導犬・聴導犬・介助犬についての正しい知識を持つ ○盲導犬・聴導犬・介助犬利用者を理解し、支援する意識を持つ ○盲導犬・聴導犬・介助犬育成のために協力する 	<ul style="list-style-type: none"> ○ペットを通じた地域交流の推進を図る ○困り事を含め地域のペットに関する情報の収集・発信を行う ○ペットの散歩を利用したパトロールを実施する ○NPOや事業者などによりペットの一時預かり事業を実施する ○盲導犬・聴導犬・介助犬及び利用者についての正しい知識の普及啓発を行う ○NPO等による盲導犬・聴導犬・介助犬の育成を促進する ○事業者の盲導犬・聴導犬・介助犬の受け入れを促進する
公助（行政等ができること）	
<ul style="list-style-type: none"> ○「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき飼い主のマナー向上を図る（衛生指導課） ○動物の愛護及び管理の考え方について、広く普及啓発に努め、市民の合意形成を図る（衛生指導課） ○動物に関する相談・苦情を受け付けて対応する（衛生指導課） ○所有者のいない猫に対する地域活動について一層の支援をしていく（衛生指導課） ○盲導犬・聴導犬・介助犬及び利用者についての正しい知識・情報を発信する（障害福祉課） ○「身体障害者補助犬法³⁸」に基づき事業者に対して、補助犬の受け入れについて啓発する（障害福祉課） ○保育園や小学校において、動植物を育てることを通じて生き物を大切にすることを育む（保育課、指導課） 	

38 身体障害者の自立と社会参加を促進するための法律で、公共施設や公共交通機関に補助犬を同伴できるような措置を講ずることなどを定めている(平成14年10月施行)。



2 健康づくり

1. 健康づくりへの取り組み

現況と課題

「楽しく暮らす」ための一番の基盤になるのは健康であり、地域福祉の推進においても基盤となります。平成25年度の「市民の健康・生活習慣に関するアンケート調査」では、自分のことを「非常に健康だと思う」人のうちおよそ半数が「生活に非常に満足している」と回答しており、その割合は、健康状態がよい人ほど多くなることがわかりました。

年々、健康に対する意識は高くなっていますが、生活習慣の変化や高齢者の増加等により生活習慣病の有病者・予備群が増加している状況が見られます。しかし、高齢化が進展しているなか、健やかな高齢者が増えることは、地域の活性化に資するのみならず、社会活動の貴重な担い手が増加することにもつながります。

また、このところ、わが国において精神疾患により医療機関にかかっている患者数が大幅に増加しており、平成23年の時点では300万人を超えた現状があります。社会的に問題となっている自殺やいじめ、虐待やDV³⁹は、心の状態とも関連があります。

市民が心身の機能を維持し、疾病を予防して健康を手に入れるには、日頃の生活習慣を見つめなおし自分と向き合うことが大切です。自分の身体の状態や生活に合わせ、バランスのとれた食生活、適度な運動、十分な休養やこころの健康づくり、禁煙、過度の飲酒を避けるなどを心がけることが重要です。

本市においては、「ふなばし健やかプラン21」を平成17年に策定し、推進してきましたが、今後も市民の健康を保つための取り組みを充実させていきます。

39 Domestic Violence(ドメスティック・バイオレンス)の略称。配偶者や同居している恋人など、日常を共にする相手から受ける暴力行為のこと。

課題を解決するためのこれからの取り組み

健康的な生活を実現するためには、まず、心筋梗塞や脳梗塞、糖尿病といった「病気の予防」が重要になります。また、生活満足度や健康感の向上のためには、家族や仲間とのコミュニケーションや、安心して暮らせる居場所・地域が必要であることから、「地域力の増進（地域や家族のつながり・支え合いの醸成）」も重要です。このような考え方にに基づき、行政や地域などさまざまな機関や団体が一体となって健康づくりを推進していきます。

健康づくり運動を推進する組織である「ふなばし健やかプラン21市民運動推進会議⁴⁰」は、行政と共に市民運動として「ふなばし健やかプラン21」を推進するために、市内の団体・個人などが協力・連携してイベントを企画開催します。

平成27年度から始まる「ふなばし健やかプラン21（第2次）」においても、市民が健やかに生活できるための取り組みをより一層強化します。

めざすべき姿

- 個人の健康づくりへの取り組みを社会全体で支え、市民の誰もが健やかになれるようにします。
- 心身ともに健やかな市民が増え、地域社会における活動に取り組むことで、互いに思いやり助け合えるような地域コミュニティをつくります。



40 本市の健康増進計画の1つである「ふなばし健やかプラン21」を市民の立場から進めていく市民や団体による組織で、市民の健康づくりを身近なところからサポートする。

体制（役割分担と実施内容）

自助（市民ができること）	共助・互助（地域全体で取り組むこと）
<ul style="list-style-type: none"> ○行政や地域が開催する講座やイベント等の健康学習の場に積極的に参加する ○広報誌などから健康に関する情報を得る ○特定健康診査や定期的な検診を受診し、体の状態をチェックする ○健診結果や体調などから、自身の生活習慣を見直し、改善する ○自らの健康維持に努める ○得た情報や知識を家族や仲間にも伝える ○かかりつけ医を確保する 	<ul style="list-style-type: none"> ○「ふなばし健やかプラン21」を推進する ○地域住民を対象とした講座やイベント等の健康学習の場を確保する ○地域に根ざした診療を行う医療機関を地域住民がバックアップする ○地域住民の選択基準となる医療情報の発信を行う ○事業者や医療関係者が地域の健康相談を実施する ○飲食店によるバランスのとれたメニューの提供を促進する ○地域食材を生かした魅力ある食生活・食文化を継承する ○地域の施設において受動喫煙の防止に努める ○地域住民により運営・活動しているスポーツクラブなどの運動の場を確保する
公助（行政等ができること）	
<ul style="list-style-type: none"> ○「ふなばし健やかプラン21」を推進する（健康政策課） ○ロコモティブシンドローム⁴¹の啓発や、リハビリ的要素を含んだ体操（ふなばしシルバーリハビリ体操）を導入・推進する（健康政策課） ○住民の身近な場所で行う健康相談の充実を図る（健康増進課） ○健康相談事業や健康教育事業といった各種保健事業において、健康診査やがん検診などの受診を勧奨する（健康増進課） ○「船橋市国民健康保険特定健康診査等実施計画」に基づき特定健康診査の受診率の向上を図り、生活習慣病発症のリスクが高い者に対し特定保健指導を行う（特定健康診査室） ○「食生活サポーター」を育成し、「食」を通じた健康づくりの啓発活動を推進する（健康増進課） ○たばこの害や禁煙支援・受動喫煙に関する情報を普及する（健康政策課、健康増進課） ○市民が自らの健康をまもるために、健康講座を実施する（健康増進課） ○メンタルヘルスに関する正しい知識の普及啓発を図る（健康増進課、保健予防課） ○メンタルヘルスに関する相談を受ける（健康増進課、保健予防課） ○相談業務の充実や情報提供等により、自殺などの社会的な問題発生の防止に努める（地域福祉課、健康政策課、保健予防課、健康増進課、包括支援課、児童家庭課、消費生活課、男女共同参画センター） 	

41 筋肉、骨、関節、軟骨、椎間板などの痛みや筋力低下、バランス能力の低下によって、歩行や日常生活に何らかの障害をきたし、要介護になる危険性の高い状態をいう。



3 移動の自由の確保

1. ユニバーサルデザインによるまちづくり

現況と課題

国において、高齢者、障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができる生活環境整備をめざし、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が平成 18 年 12 月に施行されました。本市においても「船橋市都市計画マスタープラン」、「船橋市移動円滑化基本構想⁴²」を定め、ユニバーサルデザインの考えを踏まえたまちづくりを進め、市内のバリアフリー化を進めています。

平成 25 年度の「市民意識調査」では、船橋市が住みにくいと回答した人を対象に、その理由をたずねたところ、「道路、下水道などの都市基盤の整備が十分でないから」との回答が最も多く、約 4 割に上っています。さらに、平成 25 年度に実施した「市民の健康・生活習慣に関するアンケート調査」では、「お住まいの地域は、高齢者や障害がある人も出かけやすいまちだと思いますか」という質問に対して、「そう思わない」と回答した人が約 3 割おり、まだまだ改善の余地があることがわかります。

バリアフリーやユニバーサルデザインといった考えは、社会において認知されるようになってきましたが、障害者等用駐車区画の整備を行うなど、今後急速に進む高齢化社会への対応や、障害の有無に関わらず日常生活や社会生活ができるまちづくりを目指すことは引き続き重要です。また、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に基づいて市内全域の施設等が完全に整備されるまでは、現状の中で全ての市民が暮らしやすい環境を実現していくために、市民の一人ひとりが互いに助け合うことが必要です。

慣れ親しんだ地域でいつまでも安心して住み続けられるよう、地域における公共の場所のみならず、日常生活を送る住宅のバリアフリー化についても対策が必要となっています。

課題を解決するためのこれからの取り組み

市民が慣れ親しんだまちでいつまでも安心して楽しく暮らせるよう、「船橋市都市計画マスタープラン」、「船橋市移動円滑化基本構想」に基づき、まちのバリアフ

42 「高齢者、障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」に基づき、市全体の交通バリアフリーに対する考え方を示す構想(平成 14 年度策定)。

リー化を更に進めます。

特に、高齢者や障害者が不便を感じることなく暮らせる環境をつくるため、ユニバーサルデザインに配慮した歩行者案内標識の設置基準を検討し、行政だけでなく地域におけるボランティア活動においても、移動の妨げとなっている道路や歩道の障害物を取り除いていくことで、誰もが暮らしやすい環境をめざします。

また、高齢者や障害者が住みなれた自宅で安心して生活を送ることができるよう、「住生活基本計画」や「高齢者の居住の安定確保に関する法律」を基に、高齢者や障害者向けの住宅に関する情報提供や、住宅の改造等に係る資金の助成・貸付などを行います。

めざすべき姿

- 日常生活の障壁になるものを取り除いた住みやすいまちづくりを行います。
- 公共の場所のみならず、一般住宅のバリアフリー化の推進に努めます。

体制（役割分担と実施内容）

自助（市民ができること）	共助・互助（地域全体で取り組むこと）
<ul style="list-style-type: none"> ○行政や地域が開催するユニバーサルデザイン学習の場に積極的に参加する ○身近な通行障害について情報を提供する ○違法や迷惑となる駐車・駐輪をしない ○高齢者・障害者について理解を深める ○自分の住む住宅について高齢者や障害者になったときのことを意識する 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の中にあるバリアフリーニーズを把握する ○地域住民を対象としたユニバーサルデザイン勉強会を開催する ○事業者による駐車場・駐輪場の整備を進める ○事業者施設のユニバーサルデザイン化を促進する ○事業者がバリアフリー相談を実施する ○高齢者や障害者向け住宅について地域住民の理解を深める
公助（行政等ができること）	
<ul style="list-style-type: none"> ○「船橋市都市計画マスタープラン」及び「船橋市移動円滑化基本構想」に基づき、バリアフリー化を推進する（都市計画課、交通政策室、道路建設課、街路課） ○電線の地中化を促進する（街路課） ○公共の場所における自転車等の放置を防止する（都市整備課） ○歩道上に違法に掲出された屋外広告物等を撤去する（都市計画課、道路管理課） ○公共サインについてのガイドラインを策定する（都市計画課） ○高齢者や障害者のための住宅改修等に係る資金の助成、貸付等を行う（高齢者福祉課、障害福祉課） ○高齢者や障害者向け住宅に関する情報提供や入居支援に努める（高齢者福祉課、障害福祉課、住宅政策課） 	

3 移動の自由の確保

2. 移動手段の確保

現況と課題

平成 25 年度の「船橋市高齢者生活実態調査」によると、「交通が不便なので、外出するのが負担に感じる」と回答した人は全体の 1 割弱いました。地域コミュニティの活性化は、外に出て、地域の人たちとふれあうことから始まるため、交通の不便さを改善していくことは、高齢者のみならず、子どもから大人まですべての市民にとって重要な課題といえます。

本市は、市内に鉄道が 9 路線 35 駅、バスが市内全域にわたり 37 路線（平成 25 年度末）あり、公共交通機関が非常に充実してはいますが、内陸部を中心に公共交通の利用が不便な地域が存在しています。さらには、規制緩和によって路線バスの撤退が容易となっており、バス利用者の減少によりバス路線網の維持が困難となることが考えられ、交通不便地域が生まれやすだけでなく、高齢化がますます進むことによって、今後はさらに交通を不便に感じる人が増加すると予想されます。加えて近年では、郊外の幹線道路沿いなどに、駐車場を完備したショッピングモールをはじめとする大規模集客施設等が次々に建てられた結果、地域の商店街が衰退してしまい、歩いて行ける範囲に日常生活に必要な買い物をする場所がなくなるなど、高齢者などにとって日常生活に不便な地域も発生しています。

こうした状況の中では、誰もが気軽に利用できる交通機関、移動手段の確保が不可欠です。本市では、屋外での移動が困難な障害者や高齢者等の、必要不可欠な外出や余暇活動などの外出について、移動に要する用具の貸与・給付や、福祉タクシー制度⁴³を実施し支援しています。また、平成 24 年度まで船橋市地域公共交通活性化協議会の実証実験として運行していた定時定路線型⁴⁴バスは、地域住民、運行事業者、行政の三者協働により公共交通不便地域を解消していく仕組みを策定し、平成 25 年度から運行経費の 50%以上を運賃収入等で確保できることを条件として市が補助することにより、本格運行になりました。こうした取り組みを今後も続けながら、地域における自立生活と社会参加をより一層促していくことが重要です。

43 要介護者等及び心身に一定の障害を持つ人に対して、タクシーの利用料金を助成する制度。

44 決まった時間に決まったルートを運行する形態。

課題を解決するためのこれからの取り組み

移動の際に特に障壁が多い障害者や高齢者等に対して、用具の貸与・給付をするほか、福祉タクシー制度などにより移動を支援します。また、事業者が福祉有償運送事業⁴⁵を開始できるよう、運営に関する相談・指導を行います。

さらに、交通が不便な地域に住んでいる人に対しても、より容易に移動手段が確保でき安心して楽しく暮らせる街づくりをするために、バス路線網の維持確保及び再編成について、バス事業者と共同で研究していくとともに、公共交通不便地域を解消する仕組みに基づき、移動手段の確保を図っていきます。

めざすべき姿

- 交通が不便な地域に住んでいる人などのニーズにあった交通を利用できるようにします。
- 高齢者や障害者等に対し移動の支援をすることで、不自由なく快適に外出することができるようになります。

体制（役割分担と実施内容）

自助（市民ができること）	共助・互助（地域全体で取り組むこと）
<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者・障害者の移動に協力する ○気軽に移動の手助けを頼めるような人間関係を構築する 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の高齢者・障害者の移送ニーズを把握する ○地域の助け合いによる移動の仕組みを構築する ○NPO・ボランティア団体・福祉事業者等による移送サービス⁴⁶事業の立ち上げを図る ○事業者が所有するバスを活用する ○事業者による駐車場の確保を進める
公助（行政等ができること）	
<ul style="list-style-type: none"> ○移動のための用具の貸与・給付や福祉タクシー制度などにより、障害者や高齢者等の外出を支援する（介護保険課、高齢者福祉課、障害福祉課） ○地域の手による福祉有償運送事業の立ち上げや運営のための相談・指導を行う（地域福祉課） ○交通不便地域の解消の方策について、行政・バス事業者・市民と協働し検討していく（交通政策室） ○高齢者や障害者の移動支援に関する事業の周知を図る（高齢者福祉課、障害福祉課） 	

45 NPO法人等が、身体障害者や要介護者など、単独で公共交通機関を利用して移動することが困難な人に対して送迎を行うなど、営利とは認められない範囲の対価によって行う個別輸送サービス。

46 自らの力で移動の自由が確保できない高齢者や障害者などに対して、目的の場所まで搬送する福祉サービス。

第6章

安心して暮らせる地域づくり

～困ったときには助け合う～

1 必要なサービスの確保

1. 船橋市社会福祉協議会と地区社会福祉協議会の充実・強化

現況と課題

社会福祉協議会とは、公共性・公益性の高い民間団体であり、社会福祉法第109条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と法的にも明確に位置づけられています。船橋市社会福祉協議会では市全体を対象としたボランティア活動振興事業や日常生活自立支援事業⁴⁷、安心登録カード事業、低所得世帯支援事業の推進など、さまざまな活動を行っており、支部として24地区コミュニティの全てに地区社会福祉協議会が設置されています。地区社会福祉協議会では、主要5事業である「ミニデイサービス事業」「ふれあい・いきいきサロン事業」「地域福祉まつり事業」「ボランティア育成事業」「広報活動事業」のほか、地域の状況により、在宅の生活支援を行う「たすけあいの会」、子育て中の母親同士の交流の場となっている「子育てサロン事業」や男性のひとり暮らし高齢者の食生活の自立を支援する「シルバー男性料理教室」、子どもからお年寄りまで幅広い交流の場を提供する「世代間交流事業」など地域に密着した活動を活発に行っています。さらには、公的施設に事務拠点を確保しているという利点を活かして、地域における福祉相談も実施しています。

これまで、船橋市社会福祉協議会は地区社会福祉協議会の取り組みを支援し、広報紙「ふなばし福祉」を全戸配布するなど、広報活動などに積極的に取り組んできました。その結果、地域住民への周知度は向上してきています。しかしながら、十分な活動を行う上での財源を確保していくことが課題となっています。

他にも、高齢者や障害者、低所得者などへのさまざまな支援を担うため、地域にある地区社会福祉協議会や船橋市社会福祉協議会の果たす役割がますます重要になる中、地域住民の福祉ニーズに的確に答えられる専門性をもった人材を計画的に育成するといった組織の基盤の強化につながる課題も抱えています。

また、地区社会福祉協議会の活動を支えるボランティアは固定化され、高齢化し

47 判断能力が不十分なことにより、適切な福祉サービスを受けることが出来ない人のため、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理の援助などを行い、地域で自立した生活が送れるよう支援する事業。

てきており、ボランティア人材の育成と確保が大きな課題となっています。

地域の福祉課題については、地域の状況を踏まえて船橋市社会福祉協議会と地区社会福祉協議会が中心となり、地域の各種機関・団体の協力を得て取り組んでいくことが重要になってきます。

課題を解決するためのこれからの取り組み

多様化している福祉ニーズに対応するためにも、船橋市社会福祉協議会は組織基盤の強化（人材、財政等）を図り、地域住民を巻き込みながら活動をし、地域福祉の推進に努めます。

行政は、地域福祉推進の中核を担う船橋市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会と協働し、また、必要に応じて指導・助言や財政的な支援を行います。

船橋市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会では、次のような課題に取り組んでいます。

- 参加と協働の推進

福祉のまちづくりを目指すため、船橋市社会福祉協議会は、地区社会福祉協議会や行政、ボランティアなどが協働するつなぎ役となり、地域住民が市民活動へ参加するよう働きかけます。

- 見守り活動の充実

「安全と安心」を日常の中から創り出すために、隣近所の付き合いを密に行い、安心登録カード事業を活用しながら、支え合い、見守り活動など支援活動の推進に取り組めます。

- 互助活動の推進

地域福祉の推進には、「自助、共助・互助、公助」それぞれに役割を果たす必要があり、地区社会福祉協議会は共助社会の基盤となる「互助」活動の推進に取り組めます。

- 船橋市社会福祉協議会の専門性の確立

地域福祉推進の専門職として資質の向上を図りながら、日常生活自立支援事業をはじめとした相談・支援の機能強化など、各種事業を展開します。

- 船橋市社会福祉協議会の周知と財源の確保

地域住民から信頼される船橋市社会福祉協議会となるためには、民間の立場として活動し、その責務を明確にするとともに、事業や活動を周知する必要があります。

また、事業や活動を整理し、民間の福祉団体として効率化や採算性を追求した自主財源確保へ努力し、寄付行為への理解が得られるような活動を行います。

- 船橋市ボランティアセンターの充実・強化
福祉学習やボランティア体験学習などに取り組み、関係機関・団体と連携を図りながら、コーディネート機能の充実・強化を図ります。
- 地域福祉活動の広がり
安心登録カード事業の地域における見守り活動などとあわせて、地域包括ケアシステムの推進に協力していきます。

めざすべき姿

- 地域住民が自ら率先して互いに助け合うための活動に参加し、自分たちの力で地域コミュニティを活性化できるようにします。

体制（役割分担と実施内容）

自助（市民ができること）	共助・互助（地域全体で取り組むこと）
<ul style="list-style-type: none"> ○福祉サービスの受け手・担い手及び会費の納入や寄付など多様なかたちで船橋市社会福祉協議会の活動へ参加する ○ボランティア活動に積極的に参加する ○船橋市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会について知り、関心を持つ 	<ul style="list-style-type: none"> ○地区社会福祉協議会を中心とした地域福祉に関する組織や団体の連携強化及び情報の共有化を図る ○船橋市社会福祉協議会は人材の育成や財源の確保など組織基盤の強化を図る ○地区社会福祉協議会の中に目的意識を共有できるよう部会制の浸透を図る ○安心登録カード事業への登録を促し、見守り活動を推進する ○地域における各団体や行政と協働し、地域包括ケアシステムの推進を図る
公助（行政等ができること）	
<ul style="list-style-type: none"> ○補助金の適正な交付と審査を実施する（地域福祉課） ○理事会・評議員会における行政代表委員としてのさらなる指導力を発揮する（健康福祉局、生涯学習部） ○地域福祉活動計画との連携を図りながら地域福祉計画の進行管理を行う（地域福祉課） ○地区社会福祉協議会事務拠点の設置を支援する（地域福祉課） ○地区社会福祉協議会の活動拠点の整備について支援する（地域福祉課） 	

船橋市社会福祉協議会のおもなしごと

- 地区社会福祉協議会の充実

市内 24 地区にある地区社会福祉協議会は、船橋市社会福祉協議会の支部として位置づけられています。地区社会福祉協議会では、町会・自治会、民生委員・児童委員、各種団体など地域の皆様のご協力をいただきながら地域と一体となって、地域に密着したミニデイサービス、ふれあい・いきいきサロン、子育てサロン、地域福祉まつり、ボランティア育成、広報紙の発行、安心登録カード事業等の地域福祉活動に取り組んでいます。

- 高齢者・障害者等の地域生活支援

- 安心登録カード事業の推進
- 車椅子等の貸出
- お休み処の設置運営事業（ホッとところ咲が丘・ほっとスクエア夏見）

- ボランティア活動の推進

ボランティアセンターを拠点として、ボランティアの募集、養成、登録、斡旋、福祉用具の貸出、情報交換会の開催、団体助成等ボランティア活動の推進を図っています。

- 青少年の健全育成事業の支援

青少年の健全育成等を青少年育成団体、少年少女団体連絡協議会、青少年団体等と連携して進めています。

- ふなばし高齢者等権利擁護センター「ぱれっと」事業の推進

判断能力が十分でない人に対し福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理などの日常生活自立支援事業を行っています。

- 生活福祉資金等の貸付

住みなれた地域で安心して暮らしていくことができるようにするための生活福祉資金の貸付事業や、市内に居住する低所得世帯への一時的な生活費（食費等）を貸付ける福祉銀行貸付事業を行っています。

- 基盤強化及び自主財源の確保

地域福祉問題の解決について主体的にかかわると同時に、地区自治会連絡協議会や地区民生委員児童委員協議会をはじめ、各関係機関・団体との連絡調整の役割も果たします。また、船橋市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会の人材育成に努めます。広報活動にも力を入れ、より多くのボランティアを促すとともに、会費や寄付金、共同募金配分金などの協力依頼を行いながら自主財源の確保に努めています。

- その他に行っている事業

- 共同募金事業への協力
- 歳末たすけあい募金配分事業
- 不要入れ歯リサイクル
- 一般貸切旅客自動車借上利用事業
- 老人クラブ支援事業（船橋市福祉バスの運行）
- 船橋市おもちゃの図書館の運営
- 社会福祉事業振興資金貸付事業
- 災害時ボランティアセンターの立ち上げと運営



船橋市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会への期待

- 役員の人選や人事管理について、理事会や評議員会で十分な議論を行う。
- 市の地域福祉計画と連携した地域福祉活動計画を策定し推進する。
- 地区社会福祉協議会を中心とした地域の諸団体による連絡会を立ち上げる。
- 地区社会福祉協議会の事務局員を「地域コーディネーター」と位置づける。
- 地区社会福祉協議会を拠点とする地域の福祉相談窓口機能をさらに充実させる。
- 地域福祉推進の中核となる地域コーディネーターや地域福祉リーダーの認定を行う。
- 船橋市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会をPRするために、情報紙の刷新を図ったり、ホームページの充実を図る。また、ツイッターやフェイスブックなどのSNSツールの活用も検討する。
- 会費・会員増強計画の展開と財源配分の再検討を行う。
- 地区社会福祉協議会の活動拠点を補うため民間の空き店舗等、既存の社会資源の有効活用について検討する。
- 地区社会福祉協議会を母体とした福祉NPOの立ち上げを支援する。
- 福祉推進校制度充実のための「福祉教育実践プログラム」を作成する。
- 地域住民や他の福祉関連団体、行政などと連携し、地域包括ケアシステムの推進を図る。
- 安心登録カード事業を推進する。



1 必要なサービスの確保

2. 市民活動・組織の活性化

現況と課題

価値観やライフスタイルの変化により、既存の行政サービスや営利目的の民間企業では対応しきれない福祉ニーズが発生してきます。それを解決するため、地域住民どうしの「お互いさま」の気持ちに基づいて家事援助を実施する「助け合い活動」が展開されています。

また、市民活動が活性化するためには、地域住民がどのように活動に参加するかが重要であり、ボランティアや市民活動に興味を持つ人を、市民活動に取り込んでいく仕組みや受け皿が求められています。また、これまで時間がない等の理由でなかなか参加できなかった人に対しても、気軽に参加できる環境を整えるなど、新たに活動に加わりやすい体制を整えていくことも重要となります。

課題を解決するためのこれからの取り組み

市民の自主的な非営利活動を支援するために設置された市民活動サポートセンターのより一層の充実をはかります。市民活動サポートセンターは、福祉・環境・まちづくり・国際交流など市民活動を行う団体や、社会的課題に取り組む団体の活動、情報発信・収集、交流の場として利用できるほか、新たに団体を立ち上げる際の支援機関として機能します。

また、地区社会福祉協議会に配置されている事務局員は、地域コーディネーターとしての役割が期待されていることから、地域住民一人ひとりを地域の財産として捉え、各々の知識や技術についての情報を把握し提供することで、地域づくりにその力を発揮してもらえるようなコーディネート機能の拡充を図ります。

その他、本市では「助け合い活動立ち上げマニュアル」を作成し、たすけ合いの会の立ち上げの参考としています。また、地域福祉活動助成金制度⁴⁸を活用し、団体の立ち上げや活動の支援を行います。

48 「福祉と緑の都市宣言」の記念事業である福祉基金の果実を活用し、福祉の推進を目的とする事業を行う民間団体に対する助成を行い、地域福祉の増進を図る制度。

さらに、市民公益活動の振興を図るため、市民活動団体が行う市民の福祉の増進を目的とする事業に対して、市民公益活動公募型支援事業⁴⁹により支援します。

めざすべき姿

- 市民活動の充実により、地域における福祉ニーズが満たされるようにします。
- 市民団体同士が連携し、あらたな参加者を取り込みながら、地域において皆が協力して助け合えるようにします。

体制（役割分担と実施内容）

自助（市民ができること）	共助・互助（地域全体で取り組むこと）
<ul style="list-style-type: none"> ○地域に貢献することを市民の役割の一つと捉える ○地域の活動に自分と仲間と積極的に参加する ○他者の意見も尊重し地域の中で友好関係を築く努力をする ○地域の中で自分の知識や経験及び自由な時間を積極的に活用する 	<ul style="list-style-type: none"> ○助け合い活動を立ち上げる ○地域住民一人ひとりを地域の財産として捉え、地域づくりに活用できる一人ひとりの知識・技術についての情報を把握し、その活用を図る ○船橋市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の協力のもと、地域住民にボランティア活動への参加を促す
公助（行政等ができること）	
<ul style="list-style-type: none"> ○市民活動サポートセンターの充実・強化を図る（市民協働課） ○インターネットを活用して市民活動情報の集約と発信を行う（市民協働課） ○地域福祉支援員により、助け合い活動の立ち上げ及び活性化を支援する（地域福祉課） ○地域福祉活動助成金制度を通じ、助け合い活動などの地域福祉活動の活性化を図る（地域福祉課） ○市民公益活動公募型支援事業を通じ、市民の手による公益活動の活性化を図る（市民協働課） 	

49 地域に根ざした市民公益活動を促進することを目的として平成22年度より始まった制度。設立3年未満の団体に対し1回限りで支援金を交付する「事業立上型」と、団体からの提案事業に対し3年を限度として支援金を交付する「事業提案型」の2種類の助成がある。

1 必要なサービスの確保

3. 優良な事業者の育成

現況と課題

各種の福祉サービスについては、利用者が必要なサービスを選択し、事業者や施設と契約を結ぶ方式となっています。つまり、これまで行政が行う「措置」であったものが、「契約」へと変化し、市民自身が福祉サービスを利用するための契約に必要となる事業者の情報を入手し、検討していかなくてはなりません。よって、行政としては、市民がサービスに関する情報を容易に入手できる仕組みづくりや、市民からの苦情に対して適切に処理ができるような体制整備が重要となります。また、それらを通して、福祉サービスにおける優良な事業者や団体の育成を図ることも求められています。

平成26年度の「船橋市高齢者生活実態調査」によると、介護保険サービスを利用していない人に対してその理由を聞いたところ、利用する必要がないといった理由を除いて最も多かった回答は、「サービスの内容がよく分からない」で全体の16.2%となりました。よって、サービスの内容についての情報がしっかりと市民に届くような仕組みを構築することが重要となります。

また、市民が安心して福祉サービスを受け続けるには、利用者と事業者の双方が信頼関係を構築していかなくてはなりません。一方で、事業者は地域に必要とされる事業者となるよう、地域の多様な福祉ニーズを捉えるとともに、利用者一人ひとりのニーズについての的確に把握する努力が必要となります。サービスの利用者となる市民が自分自身の状況やニーズに応じて事業者を選択できる仕組みをさらに強化させていくことが重要です。

課題を解決するためのこれからの取り組み

福祉サービス利用者がどのようなサービスを受けることができるかを理解するために、介護保険制度や障害者福祉制度、保育所入所などの各種福祉サービスにかかる内容について説明を行います。さらに、安心して契約を結ぶ先を決めることができるように、事業所やサービス内容などの情報発信体制を強化し、市民が利用しやすい環境づくりに努めます。また、利用者との信頼関係を構築するため、サービ

ス内容などの情報を十分に説明するとともに、事業者、利用者家族、地域住民等が交流できる機会を設けます。

また、施設の開放やボランティアの受入れを積極的に行うことで地域住民に施設の存在意義を理解してもらい、さらには地域の福祉課題を共有することで、地域の多様な福祉ニーズに対応した事業に取り組んでいきます。

福祉事業者には、苦情受付担当者や苦情解決責任者の設置が義務付けられており、利用者から寄せられた苦情に公平かつ公正に対応するため、第三者委員会制度⁵⁰も設けられています。今後は、この制度を市民が広く認知して活用できるように、周知活動を行うとともに、制度のさらなる向上に努めます。

さらに、利用者の福祉サービス事業者選択の目安となる第三者評価制度⁵¹についても、積極的に活用して、結果を公表していくよう働きかけていきます。

また、事業者の資質向上を図ることが必要であるため、行政は各種研修会を設けます。

めざすべき姿

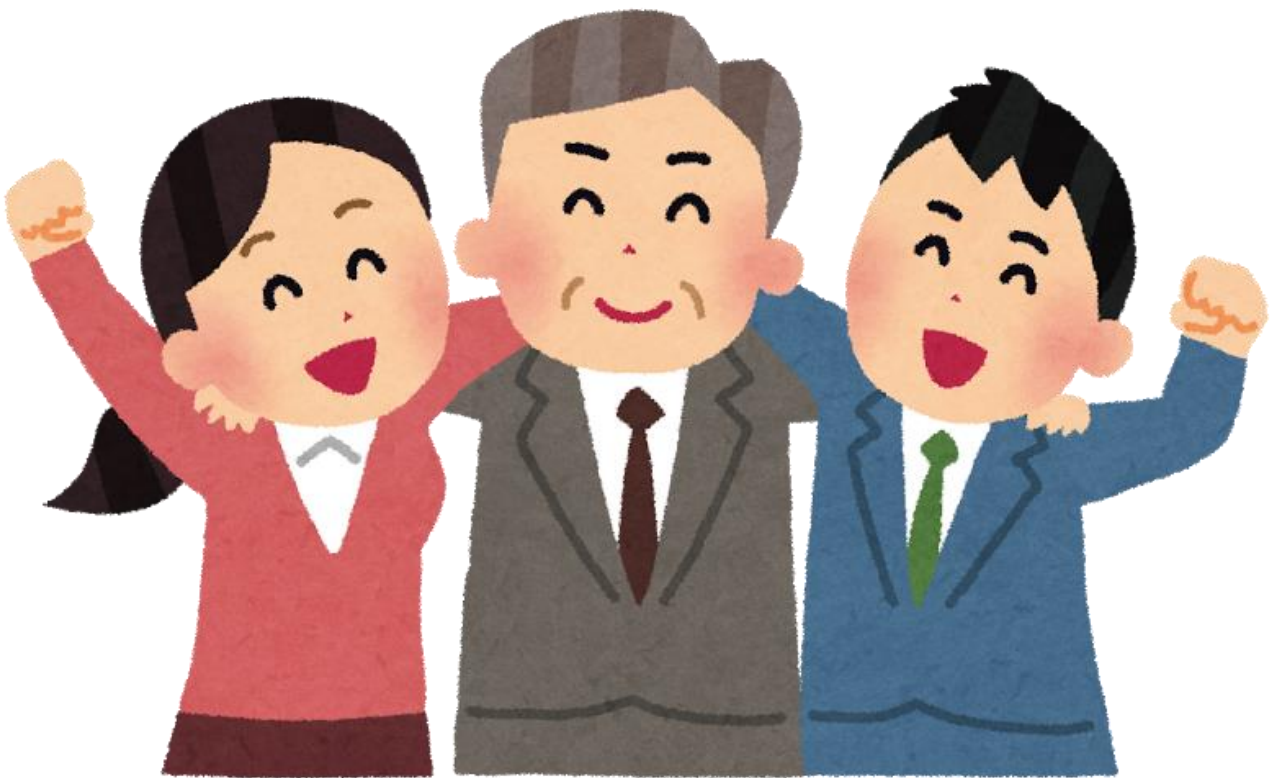
- 市民が自分自身の福祉ニーズを理解し、受けられるサービスについての情報を十分に受け取り理解した上で、自分にとって必要なサービスを安心して選べるようにします。
- 利用者である市民が受けたサービスに問題があったり、そのサービスについて市民から苦情があった場合には、それを受けてサービスを改善できる仕組みが正しく機能するようにします。

50 サービス事業者が、苦情解決までの経過の公表などを通じてサービスの質の向上を図りながら苦情の解決に向けて公正・公平に対応する委員を選任する制度。

51 サービス事業者がサービス内容や経営状況、危機管理体制などの項目について専門機関に評価を依頼し、その結果を広く公表することにより、利用者のサービス事業者選択の目安とするための制度。

体制（役割分担と実施内容）

自助（市民ができること）	共助・互助（地域全体で取り組むこと）
<ul style="list-style-type: none"> ○事業者や施設に対する情報を把握し正しい理解に努める ○意見や苦情をきちんと発信する ○「やってもらって当たり前」という過剰な権利意識を持たないようにする ○サービス事業者の選択について選択側の責任もあることについて意識する 	<ul style="list-style-type: none"> ○船橋市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会は事業者や施設を地域の一員として捉え協働事業を実施する ○事業者や施設は、サービスの内容について地域住民に積極的にPRする ○事業者は苦情解決のための窓口を設置するとともに第三者委員制度を導入し、充実を図る ○事業者は利用者の事業者選択の目安となる第三者評価制度を積極的に活用する ○事業者・地域住民・利用者家族の交流の機会を創出する ○サービス提供事業者は積極的に地域のニーズに対応した事業に取り組む
公助（行政等ができること）	
<ul style="list-style-type: none"> ○事業者の資質向上のための研修会を実施する（各福祉施設所管課） ○利用者に対して制度及びサービス内容を十分に説明し理解を求める（各福祉施設所管課） ○利用者に苦情解決制度や第三者委員制度の周知を行う（各福祉施設所管課） ○事業者に対して第三者委員制度と第三者評価制度の導入・活用を指導していく（地域福祉課、各福祉施設所管課、指導監査室） ○市民へサービス提供事業者の情報を発信する（各福祉施設所管課） ○サービス提供事業者へ、制度の改正だけでなく趣旨や特徴なども含めて、様々な情報を提供する（地域福祉課、各福祉施設所管課、指導監査室） 	



1 必要なサービスの確保

4. 地域医療体制の充実

現況と課題

住み慣れた地域でいつまでも健康で安心して暮らし続けるためには、地域の医療体制の充実が大きな要素となります。また、高齢者においては、自身の療養が必要となった場合でも自宅で生活することを望む人が多く、身近に病気や健康維持について相談できるかかりつけ医の存在が重要となるとともに、在宅における医療体制の充実をさせていく必要があります。

地域包括ケアシステムでは、「介護」「予防」「医療」「住まい」「生活支援」の観点から、医療と介護が切れ目なく提供される体制を整備することとし、地域一体で体制整備に取り組むことが求められています。

本市では、地域包括ケアシステムの根幹となる在宅医療・介護を推進するため、医療・介護の関係団体の代表で構成する「船橋市地域在宅医療推進連絡協議会」を平成24年度に設置し、在宅医療を推進するために必要な事項の検討を行いました。検討の結果、必要な取り組みを具体的に進めるためには、医療・介護関係者が行政機能を活用しつつ主体的に活動することができるよう医療・介護関係者及び行政によって構成する「船橋在宅医療ひまわりネットワーク」を設立する必要があることが中間的にとりまとめられ、平成25年5月に同ネットワークが設立されました。

さらに、平成27年10月には、保健・医療・福祉サービスの新たな拠点となる複合施設として、(仮称)保健福祉センターが開設され、その中には在宅医療の支援拠点も設置される予定です。

また、市立医療センターについては、緩和ケア病棟が開設され、終末期医療や在宅ホスピスについての研究も行っています。

一方、在宅における医療の分野を充実させるためには、急性期から回復期、維持期まで切れ目なく支援をする地域リハビリテーションの推進が求められます。

本市では、これまで夜間休日急病診療所や市立医療センター、救命救急センターを整備し、さらに、24時間体制で医師が同乗するドクターカーを配備するなど、急性期に対応する救急医療体制の整備に努めてきました。

平成20年4月には、回復期におけるリハビリテーション医療の中核となる市立リハビリテーション病院が開設され、市立医療センターなどの急性期病院との連携による、急性期から回復期まで切れ目のないリハビリテーションを行う体制が整備されました。

また、平成24年には「船橋市地域リハビリテーション構想」が策定され、急性期、回復期、維持期まで継続的にリハビリテーションを提供できるよう、地域リハビリテーション支援拠点の整備の必要性を掲げました。

そのような中、平成26年4月に、従来から開設されていたケア・リハビリセンターの機能を拡充する形で、船橋市リハビリセンターの指定管理者による管理・運営が開始され、これまでの介護予防のためのリハビリテーション事業に加えて、外来・短時間通所・訪問の各リハビリテーション事業や訪問看護ステーション事業を行うことで、維持期における総合的なリハビリテーションの提供が可能となりました。

今後も、市内のリハビリテーション事業を行う各病院等と密接に連携しながら「地域リハビリテーション」を推進していきます。

このように、市立医療センターや市立リハビリテーション病院、地域の医療機関などに加え、在宅医療支援拠点や「船橋在宅医療ひまわりネットワーク」、さらには行政がそれぞれ協力・連携することで、急性期から回復期、維持期まで切れ目のない支援を行い、市民が安心して暮らせる体制づくりに努めていく必要があります。

課題を解決するためのこれからの取り組み

市民が必要な時にはいつでも安定した医療を受けられるように、地域と連携しながら救急医療体制の維持・向上に努めます。さらに、かかりつけ医の確保について市民に啓発をしていくほか、「船橋在宅医療ひまわりネットワーク」を中心に、介護・医療の関係各機関、行政が協力・連携し在宅医療の推進を図っていきます。

併せて、在宅ターミナルケア⁵²などの推進に関わる関係機関の連携強化を図るとともに、緩和ケア病棟の充実に努めます。

また、市民が24時間いつでも医療や介護、育児について相談ができるよう、「ふなばし健康ダイヤル24」のPRを充実させ、より多くの人に周知します。

52 在宅療養中の治療の可能性がない末期の患者に対し、その家族も含めて身体的苦痛の緩和だけでなく精神的苦痛の緩和も含めた総合的な措置を行うこと。

めざすべき姿

- 地域における医療体制が整い、市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにします。
- 在宅医療を推進し、住み慣れた自宅等で最期まで安心して過ごすことができるようにします。

体制（役割分担と実施内容）

自助（市民ができること）	共助・互助（地域全体で取り組むこと）
<ul style="list-style-type: none"> ○かかりつけ医を確保する ○在宅医療や介護保険制度の概要を知るとともに、自分の住む地域の診療所や病院、事業所などを把握するようにする ○在宅ターミナルケアや緩和ケアについて認識を深める ○地域リハビリテーションを理解する 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関は訪問診療・看護等を積極的に実施する ○地域の医療機関同士が協力し、役割に応じて連携することにより、切れ目のない医療を提供する ○往診など地域に根ざした診療・事業を実施している医療機関の評価とPRを行う ○地域において地域リハビリテーションについて推進できることを検討し、行動する
公助（行政等ができること）	
<ul style="list-style-type: none"> ○身近なかかりつけ医を持つよう市民に対し啓発する（健康政策課） ○船橋在宅医療ひまわりネットワークの取り組みを支援し、在宅医療支援拠点事業を実施するなど、在宅医療の推進を図る（健康政策課） ○地域リハビリテーションを推進する（健康政策課） ○市民からの電話相談を受け付ける「ふなばし健康ダイヤル24」の周知を行い充実を図る（健康政策課） ○救急診療や休日診療、休日歯科診療の体制を維持する（健康政策課） 	



1 必要なサービスの確保

5. 日常における防犯体制の充実

現況と課題

本市ではこれまで、地域住民、学校、警察、事業者、行政といった関係機関・団体が一体となって安全で安心なまちづくりに取り組んできました。

その結果として、平成15年には17,000件を超えていた犯罪認知件数が、平成16年からは減少し、平成20年には10,000件を割り込み、平成25年には6,400件程度となっています。

このことは、地域住民が積極的に防犯パトロールに参加したこと等、今までの取り組みの成果であり、今後も犯罪の減少に向けて、地域社会と協働した取り組みをさらに推進していくことが大切です。

しかし、わが国では、高齢者を中心に振り込め詐欺や悪質商法による犯罪被害が多発しており、本市においても多くの被害が発生しています。年々、その手口も巧妙化しており、地域全体で最新の対策を行っていく必要があります。また、連れ去りなど、幼い子どもが犯罪に巻き込まれる事件も多発しています。スクールガード事業や「ひまわり110番の家」など、地域が一丸となって子どもたちを見守る仕組みの、更なる充実が必要です。

それ以外にも、空き巣やひったくり、自転車盗など、地域の犯罪も発生しています。それらの犯罪から新しい形の犯罪まで、被害を未然に防ぐために、犯罪の手口を周知するなどして注意を呼びかけ、今後も防犯や住民保護の取り組みを推進していくことが重要になります。

課題を解決するためのこれからの取り組み

地域の力によって犯罪を未然に防止するために、今までの取り組みで効果を挙げている町会・自治会を中心とした、地域住民の手による防犯パトロール活動の支援を継続していくとともに、「船橋市犯罪のないまちづくり条例」や防犯マニュアルを周知することで、更なる防犯意識の啓発を図ります。

また、高齢者への犯罪を防止するために、特にひとり暮らし高齢者に対しての見守り活動や、高齢者を対象とした防犯のための講習を行う等の対策を行います。子

どもたちに対しては、スクールガードによる見守り活動の支援のほか、「船橋ひやりハッと防犯・交通安全情報」にて不審者情報を配信し、保護者などに対して注意喚起をします。

さらに、手口が巧妙化している振り込め詐欺などの犯罪に対しては、町会・自治会の回覧板・掲示板、広報紙などで注意を喚起するとともに、民生委員・児童委員による見守り活動の中でも注意を促していきます。また、消費生活の相談窓口である船橋市消費生活センター⁵³の周知をより図ることで、消費者の利益を擁護します。

めざすべき姿

- 地域住民、町会・自治会、民生委員、学校、警察、事業者、行政が一体となった活動により、犯罪を未然に防ぐことができるようにします。
- 高齢者をねらい手口が巧妙化する犯罪や幼い子どもを対象とする犯罪から住民を守るため、新しい対策を講じることができるようになります。



53 市の消費者サービス機関。消費者からの苦情処理や講座などの啓発活動、消費生活情報の収集・提供などの消費者保護施策を行う。

体制（役割分担と実施内容）

自助（市民ができること）	共助・互助（地域全体で取り組むこと）
<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪から自分を守るために何が必要かを日頃から考え、家族で話し合い確認しておく ○振り込め詐欺などの悪質商法への対策に関心を持ち、被害にあわないように注意する ○自分の身の回りでどのような犯罪がおきているのか情報収集をしておく ○船橋ひやりハッと防犯・交通安全情報のメール配信に登録する 	<ul style="list-style-type: none"> ○町会・自治会単位の防犯パトロール隊を結成する ○民生委員・児童委員、主任児童委員による見守り活動の中で高齢者や子どもに注意を促す ○防犯意識を高めるよう、安心・安全のまちづくりに関するポスター・標語などを掲出する ○防犯パトロール隊、スクールガード、その他地域のボランティア団体などが情報を共有し、連携した活動を展開する ○詐欺や悪質商法に関して回覧板・掲示板などを活用して住民の注意を喚起する
公助（行政等ができること）	
<ul style="list-style-type: none"> ○防犯パトロール隊、スクールガードの立ち上げや活動を支援する（市民安全推進課、児童・生徒防犯安全対策室） ○「船橋市市民防犯推進協議会」や「児童・生徒防犯対策連絡協議会」を開催し、安心して生活できる地域づくりを推進する（市民安全推進課、児童・生徒防犯安全対策室） ○ひとり暮らし高齢者等への見守り活動を推進する（高齢者福祉課） ○防犯マニュアルの提供などにより、防犯に対する市民の意識を啓発する（市民安全推進課） ○防犯情報の周知を図る（市民安全推進課） ○警察・地域・企業・学校・行政などが連携した機能的な体制の構築を図り、安全で安心なまちづくりを推進する（市民安全推進課、児童・生徒防犯安全対策室） ○消費生活に関する苦情相談などの窓口である船橋市消費生活センターの周知を図る（消費生活課） ○船橋市消費生活センターの相談処理体制を充実し消費者利益の擁護を図る（消費生活課） ○悪質商法などに関する情報提供や各種啓発事業を行い、消費者被害の未然防止に努める（消費生活課） 	



1 必要なサービスの確保

6.認知症の徘徊等の早期対応と地域の見守り体制の充実

現況と課題

近年、認知症の徘徊等による行方不明者が増加し、社会問題として大きく取り上げられています。また、社会から孤立した結果誰にも看取られることなく亡くなり、死後しばらく経って発見されるという大変痛ましい事案も発生しています。

本市では、平成21年度に船橋市医師会を中心に船橋市認知症ネットワーク研究会が発足し、行政が医療機関や地域包括支援センター、在宅介護支援センター等と連携し、認知症患者に対応するための体制づくりの研究や検討を行い、船橋市認知症協力医療機関名簿を作成し毎年更新を行っているほか、市民公開講座として認知症シンポジウムを開催しています。

認知症対策の事業として、専門医による認知症相談を実施しており、認知症の人を介護する家族への助言を行っているほか、家族の求めに応じて認知症の人を専門機関につなぐための関係機関の調整などを行っています。

また、認知症家族交流会を開催し、認知症の人の介護を行う家族同士がお互いに介護相談や情報交換、勉強会等を行い、サポート医から助言も受けられるようになっていきます。

さらに、徘徊により居所不明となった高齢者をGPSを使用して探索し、早期に介護者が発見できるよう位置情報を提供するサービスも行っています。

一方、社会的孤立等の見守りに関しては、地域包括支援センター等の公的機関が行う相談支援活動の一環として「地域ケア会議⁵⁴」で見守りが必要な方への対応を話し合い、町会・自治会、民生委員などが日頃から行っている見守り活動をはじめ、船橋市社会福祉協議会の安心登録カード事業で電話訪問やはがきによる見守り活動を行っています。これらの見守り活動によって異変が考えられる通報があった場合は、関係各課と連携を図り、早期発見に努めてきました。

54 地域包括支援センターや在宅介護支援センターを中心に、市の保健師や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員などで組織され、地域ケアに関する情報交換を行うとともに、要援護となるおそれのある高齢者に対するサービスの総合調整を行うための仕組み。以前は「地区高齢者地域ケアチーム」との名称であったが、平成25年度から名称が「地域ケア会議」に変更となった。

加えて、市民の日常生活のささいな異変を発見するために、ライフライン事業者や、様々な民間事業者の協力を得て、本市と民間事業者との見守り協定を締結することで、地域における見守りの強化を進めています。

このように公的な機関と地域の関係団体、民間事業者が連携・協力し、社会からの孤立を防ぐ仕組みづくりを進めることが、今後一層必要となります。

課題を解決するためのこれからの取り組み

孤立死を未然に防ぐためには、早期発見と専門機関による適切な対応が必要です。民間事業者との連携・協定を更に進めるとともに、地域での見守り活動の周知、担い手となる人材の育成を図ります。そして、地域の実情に合わせ、支援を必要とする人を地域全体で見守る体制を充実します。

また、地域での行事や地区社会福祉協議会の活動や事業への参加の促進を図り、ひきこもりの人を減らすようにします。

更に、認知症の高齢者や認知症が疑われる人に対するの早期からの適切な対応や診断、認知症についての正しい知識と理解に基づく本人や家族支援の更なる充実を図るとともに、地域の見守りと支え合い体制を進めるため、市民が参加できる事業を実施します。

めざすべき姿

- 地域の支援により、できる限り住み慣れた地域や自宅で暮らし続けられるようにします。
- 地域の誰もが見守りに関わる意識を持ち、孤立をなくすように努めていきます。



体制（役割分担と実施内容）

自助（市民ができること）	共助・互助（地域全体で取り組むこと）
<ul style="list-style-type: none"> ○見守りに関する意識を持ち、地域の見守り活動へ積極的に参加する ○隣近所の異変に気づいたら、躊躇せずに民生委員や行政に連絡する ○日頃から隣近所、離れている家族・友人を気遣う ○自分自身の問題であると認識する 	<ul style="list-style-type: none"> ○町会・自治会、民生委員を中心とした見守り活動を充実する ○地域の人々の異変に早期に気づき、適切な相談窓口へ連絡や紹介をする ○認知症に関する正しい知識と理解を得られる研修会を開催する ○見守りが必要な人へ安心登録カードの登録を促す ○地域や地区社会福祉協議会の事業への参加の促進を図る
公助（行政等ができること）	
<ul style="list-style-type: none"> ○地域での見守り活動を支援する（地域福祉課、高齢者福祉課） ○認知症に関する各種施策の充実を図る（包括支援課） ○異変などの連絡があった場合は関係課・関係機関と連携し、早急に対応する（地域福祉課） ○民間事業者との見守り協定を締結し、連携を図る（地域福祉課、高齢者福祉課） ○地域ケア会議の充実・強化を図る（包括支援課） 	





1 必要なサービスの確保

7. 災害時における要配慮者（災害時要援護者）支援体制の充実

現況と課題

第2次船橋市地域福祉計画の重点プロジェクトとして、「災害時要援護者支援プロジェクト」を設定し、災害時に支援が必要となる人を地域で見守り、支援する体制・仕組みづくりに取り組んできました。具体的には、平成19年に市の健康福祉局を中心として災害時要援護者対策推進委員会を設置し、これまでに災害時要援護者台帳の作成、災害時要援護者避難支援ガイドラインの策定等を行ってきました。これらの取り組みは今後も継続し、災害時に何らかの支援を必要とする人への支援体制を充実させていきます。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東日本各地に大きな被害をもたらしましたが、本市でも震度5弱の揺れを観測し、32名が負傷したほか、住宅損壊や液状化被害も多数発生しました。また、船橋アリーナに避難所を開設し、一時的に他地域の震災被災者および福島第一原子力発電所事故による避難者の受入れ支援も行いました。これらの経験から、震災時に求められる多様な支援の必要性が改めて明らかとなりました。

また、東日本大震災では公共交通機関が運行を停止したため、首都圏を中心に「帰宅困難者」が多数発生し混乱を極めました。本市でも避難所を開設し、帰宅困難者や避難者を受入れるなどの支援を行いました。平成24年8月には、鉄道事業者、大規模集客施設、帰宅困難者支援施設、関係機関・団体及び行政などで構成する「船橋駅・西船橋駅周辺帰宅困難者等対策推進協議会」を設立し、駅周辺の混乱防止策や徒歩帰宅者への支援等について、官民が協働・連携して検討を進めています。

さらには、気候変動に伴う強大台風やゲリラ豪雨⁵⁵、竜巻などが頻繁に見られるようになり、風水害や土砂災害にも対応する防災対策が求められました。

本市では、こうした自然災害や大規模な事故に対処するため、平成25年に「船橋市地域防災計画」の大幅な見直しを行いました。計画には予防から応急対策、復

55 突発的に発生した積乱雲が、数キロから数十キロのせまい地域に発生、一時的な豪雨になることで予測ができない。

旧・復興にいたるまでの市が行う災害対応にかかる整備や活動の方針などが盛り込まれており、東日本大震災の経験等をふまえた実効性のあるものとなっています。この計画に基づき、飲料水の確保、食料・資機材の備蓄や防災訓練の実施など災害に備えた体制の強化を図っているところです。

災害時には、障害者や高齢者等は影響を受けやすいと考えられることから、本市では、災害時の避難に特に支援を要する人を地域で見守りながら支援する体制・仕組みをつくるための取り組みをすすめています。

災害直後の人命救助等の対応には、自助、共助・互助による近隣同士の助け合いが重要・不可欠です。特にひとり暮らしの高齢者や障害者などは、平常時の見守りに加えて、事件・事故、突発的な病気などの緊急時や災害時での救援・支援のために、船橋市自治会連合協議会や船橋市民生児童委員協議会の協力を得て船橋市社会福祉協議会が「安心登録カード事業」を実施しています。「安心登録カード事業」に本市の災害時要援護者避難支援事業と連携することによって、地域での日頃からの見守り活動が災害時にも役立つよう、安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。

このように、地域コミュニティを中心として市民全員が参加し災害対策に取り組んでいくことが今後ますます重要となります。また、さまざまな人が暮らす地域コミュニティには言葉や文化の違う外国人もおり、災害弱者となりうる外国人に対する支援も必要になります。

課題を解決するためのこれからの取り組み

市民が安心して暮らすことができるよう、「船橋市地域防災計画」に基づき、日ごろから防災意識を高める取り組みを行っていきます。特に、要配慮者（災害時要援護者）に対しては、地域や各関係機関と連携して災害時の対策を強化します。また、避難支援の方法についてもガイドライン等にまとめ周知することで、地域で支援がしやすくなる状況をつくります。

地域では自主防災組織を充実・強化するとともに、「安心登録カード事業」のさらなる推進を図ります。さらに、船橋市社会福祉協議会では災害発生時に災害ボランティアセンター⁵⁶を設置し、災害ボランティア活動を支援することから、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を実施し、内容の充実を図ります。

56 災害発生時に、被災者の生活支援と被災地の復旧支援を目的に活動するボランティアの拠点としてコーディネートを行う。船橋市では、社会福祉協議会が設置し、市及び関係機関・団体と協働して運営を行う。

めざすべき姿

- 日頃から地域全体で防災対策に取り組み、災害が起こったときには皆で助け合えるようにします。
- 災害時に最も支援を必要とする人にも、不足なく支援がとどくような体制・仕組みをつくりまします。

体制（役割分担と実施内容）

自助（市民ができること）	共助・互助（地域全体で取り組むこと）
<ul style="list-style-type: none"> ○災害から自分を守るために何が必要かを日頃から考え、家族で話し合い確認しておく ○地域の防災訓練に積極的に参加する ○災害時に隣近所が助け合えるように、日頃からコミュニケーションを図っておく ○高齢者や障害者などの要配慮者（災害時要援護者）やその家族について気を配る ○安心登録カード事業について理解を深める 	<ul style="list-style-type: none"> ○町会・自治会や民生委員・児童委員及び地区社会福祉協議会などが協力して災害時に特別な配慮が必要な人の把握に努める ○防災訓練と自主防災組織を充実・強化する ○災害発生時に、船橋市社会福祉協議会を中心に災害ボランティアセンターを立ち上げる ○安心登録カード事業について周知を図り、推進する
公助（行政等ができること）	
<ul style="list-style-type: none"> ○「船橋市地域防災計画」に基づき、地域や各関係機関と連携し、緊急対応に備えた役割分担と連絡体制づくりを強化する（危機管理課） ○要配慮者（災害時要援護者）の避難支援のさらなる推進を図る（危機管理課） ○災害時要援護者台帳を作成し、情報を適宜更新する（地域福祉課） ○防災訓練の実施及び自主防災組織の立ち上げや活動を支援する（危機管理課） ○ひとり暮らしの高齢者や重度身体障害者に対して緊急通報装置を貸与する（高齢者福祉課、障害福祉課） ○F ネット（ファクシミリ・ネットワーク）に登録した聴覚障害者に対して市が実施する講習会等の情報を提供する（障害福祉課） ○災害時外国人サポーターを養成する（国際交流室） 	

コラム ～災害時要援護者避難支援事業と安心登録カード事業～

第2次船橋市地域福祉計画における重点プロジェクトの一つである「災害時要援護者支援プロジェクト」において、本市は、船橋市社会福祉協議会と協力し、日常の見守りのほか災害発生時の安否確認等に活用するため、市内に居住する要配慮者（災害時要援護者）の方々の情報について、本人に同意を得た上で「安心登録カード」への登録を呼びかける活動を行っています。

「安心登録カード」には、本人の名前・住所のほか緊急連絡先、関係機関の連絡先などが記載されており、高齢者でひとり暮らしの人、高齢者のみの世帯、障害のある人やその他希望する人が、緊急時に関係者と速やかに連絡がとれるような仕組みとなっています。

「安心登録カード事業」は船橋市社会福祉協議会が実施主体となっており、日頃からの見守り活動を通じて顔の見える関係を築くことで、災害時の救援・支援体制を構築していくことを目指して取り組みを続けています。



1 必要なサービスの確保

8. ホームレス対策の推進

現況と課題

平成19年以降、国が定期的に行っているホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）によると、年々その数は減ってはきているものの、依然として日本全国各地で多数のホームレスが確認されており、路上生活の長期化や高齢化の傾向が見られます。また、路上と屋根のある場所を行き来しているケースも一定数存在しており、路上生活の実態が多様化していることが分かりました。

このような状況の中で、平成25年には国の定める「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」の見直しが行われ、地方公共団体は引き続き地域の実情に即した適切な施策を実施することとされています。一方、千葉県は「千葉県ホームレス自立支援計画」を策定し、県内におけるホームレス対策についての考え方や施策について示しています。

国や県においてさまざまな指針・計画が示されていますが、ホームレスの状況はそれぞれの地域において違いがあるため、地域の状況に応じた取り組みが求められているところです。

本市では、これまでホームレスに対して福祉サービス・保健・就労・住まい等に関する相談・指導や情報提供などを行ってきました。船橋市内のホームレスは平成26年1月現在で30人を把握しており、平成16年8月時点の96人に比べ66人減少していますが、路上生活が長期にわたったり、寝る場所が定まらず広域的な移動を繰り返すホームレスも存在しています。

地域では、ホームレスが汚い、怖い、危険などの偏見により、住民とあつれきが生じるケースや、全国的にみるとホームレスへの襲撃事件やいやがらせなどといった事例も起きており、ホームレスに対する偏見・差別をなくすため市民に理解を求めることも必要です。

課題を解決するためのこれからの取り組み

ホームレスの抱える悩みや課題などに対応するため、地域福祉課職員が相談員となり、ホームレスが起居している場所に出向いて相談や情報提供を行います。

また、地域住民とのあつれきを解消し、ホームレスに対する偏見や差別がなくなるよう、ホームレスの人権について市民への理解を求めます。

さらに、千葉県及び近隣自治体と連携し、広域においてホームレス対策が効果的に推進されるように図っていきます。

めざすべき姿

- 関係行政機関や民間の支援団体等が連携してホームレスの支援に取り組むことにより、ホームレス自身が自立した生活を営めるようにします。

体制（役割分担と実施内容）

自助（市民ができること）	共助・互助（地域全体で取り組むこと）
<ul style="list-style-type: none"> ○ホームレスに関する風評に惑わされない ○ホームレスに関する情報を得たときには関係機関に連絡する ○ホームレスの問題を社会全体の問題として考える 	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームレスの情報を行政に連絡する ○NPOや地域で活動する民間団体は施設・知識・人材等を活用し、ホームレスの自立支援事業の実施を検討する
公助（行政等ができること）	
<ul style="list-style-type: none"> ○ホームレス総合相談窓口及びホームレス巡回相談において、ホームレス一人ひとりの状況に応じて自立に向けた働きかけを行う（地域福祉課） ○相談の中でホームレスの生活実態などを把握し、状況に応じた自立支援策を検討する（地域福祉課） ○相談窓口を周知する（地域福祉課） ○ホームレスの人権などについて市民への理解を求める（地域福祉課） ○千葉県及び近隣自治体と連携の取れた施策を展開する（地域福祉課） 	

1 必要なサービスの確保

9. 生活困窮者自立支援制度

現況と課題

第3章の「あらたな取り組み」でも触れたとおり、生活困窮者自立支援法の対象となる人は、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人です。生活困窮者の多くは複合的な課題を抱えており、経済的困窮の背景の一つとして、社会的孤立や孤独、社会からの排除が重なるケースが考えられます。そのため、次の3つの視点から取り組みます。1つ目としては、「包括的・個別的な支援」で、様々な課題を抱える生活困窮者に対して、地域の関係者や各機関が連携しながら包括的な支援を行い、さらには、生活困窮者それぞれの事情や想いに寄り添いながら個別的に問題の打開を図っていくというものです。2つ目としては、「早期かつ継続的な支援」で、生活困窮者が、引きこもりなどで地域社会から見えにくくなっていたり、相談窓口に行く気力を失っていたりすることも踏まえて、訪問型も含めた早期対応など状況にあった支援体制を用意するものです。3つ目としては、「分権的・創造的な支援」で、生活困窮者の状況についてはその人自身によって異なり、また、それに対応する社会資源の状況も地域ごとに異なるため、民間の柔軟で多様な取り組みを生かしながら地域ごとに解決策を検討していき、さらには官と民、民と民が協働しながら支援体制を創造していくというものです。

本市では、第2次船橋市地域福祉計画で重点プロジェクトとして「相談窓口のワンストップ化プロジェクト」を掲げ、平成24年12月に「保健と福祉の総合相談窓口」さーくる(circle)を開設し、ワンストップの相談業務を行っています。この相談業務を継続するとともに、生活困窮者自立支援のための相談事業についても実施していきます。

課題を解決するためのこれからの取り組み

生活困窮状況から抜け出せない人々が抱えている様々な課題を総合的に解決に導き、自立支援を行います。そのために、生活困窮状況にある人々を把握し、どのようなサービスや支援をすることができるか検討します。

めざすべき姿

- 行政による支援と地域の支援により、生活困窮者が自立して暮らすことができるようにします。
- 生活困窮状況に陥った場合は、地域や行政の相談窓口を通じて、その人に合った支援を受けることができるようにします。

体制（役割分担と実施内容）

自助（市民ができること）	共助・互助（地域全体で取り組むこと）
<ul style="list-style-type: none"> ○ひとりで悩まず相談をする ○生活困窮者自立支援制度を知るように努める 	<ul style="list-style-type: none"> ○地区社会福祉協議会の事務局員を地域コーディネーターとして位置づけ資質の向上を図る ○民生委員を中心に生活困窮者に対する見守り活動を充実する ○隣近所の人の変異などに早期に気づき、必要に応じて船橋市「保健と福祉の総合相談窓口」さーくる（circle）を紹介する ○生活困窮者自立支援制度のサービスを必要とする人に対し、「保健と福祉の総合相談窓口」さーくる（circle）へ案内及び連絡を行う
公助（行政等ができること）	
<ul style="list-style-type: none"> ○生活困窮者自立支援制度について検討し、事業展開する（地域福祉課） ○生活保護制度と生活困窮者自立支援制度の連携を図る（地域福祉課、生活支援課） ○生活困窮者自立支援制度について広く市民に周知する（全課） 	



1 必要なサービスの確保

10. 地域包括ケアシステムの構築（生活支援コーディネーターの設置）

現況と課題

「日本の地域別将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所平成25年3月推計）によると、団塊の世代が75歳以上となる平成37年には、医療・介護を必要とする高齢者が大幅に増加し、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の急増により、家庭における介護力低下、認知症高齢者の大幅な増加が予測されます。

本市の将来推計においても、平成37年には75歳以上の高齢者人口が1.6倍となり、要介護認定者や認知症高齢者数も約1.9倍となることが予測されています。

高齢で医療や介護が必要な状態になっても、適切なサービスを利用することによって、住み慣れた地域で、尊厳を保ちながら自立した生活を継続できるよう、介護、医療、予防、住まい、生活支援が切れ目なく提供される地域を基盤とするケアの統合に取り組む「地域包括ケアシステム」の構築が必要となります。

本市では、これまでも「地域包括ケアシステム」の構築を目指してきましたが、より推進していくために、単に必要な公的サービスの提供体制を整備することのみならず、地域の助け合い活動団体などが行っている、ゴミ捨てや草むしり、見守りなど、制度では提供できないインフォーマルなサービスも必要となります。

よって、第3次船橋市地域福祉計画では、生活支援（助け合い活動の充実）の部分から「地域包括ケアシステム」の構築に携わり、ボランティアが中心となる市民活動団体や助け合い活動団体を支援するなど、地域住民同士がお互いに助け合い、支え合っていく仕組みづくりを進めていきます。

具体的には、地域における助け合い活動やボランティア活動などの経験、地区社会福祉協議会などでの活動経験などがある者を「生活支援コーディネーター」として、地域の団体から構成される協議体⁵⁷が選定します。

そして、「生活支援コーディネーター」は、地域の単身高齢者や高齢者世帯などから生活支援などの相談を受けてそれを把握し、地域の福祉サービスや助け合い活動

57 地域の各種団体で構成される協議会として位置付け、地域で起こっている福祉に関する問題、課題を解決する場、情報交換の場となる。また、高齢者等の生活支援を行う地域の団体と情報共有を行う。

などで支援ができないかどうかを検討します。もし、必要があれば、助け合い活動団体（ボランティア団体、民間事業者等）の立ち上げについても支援します。

このように、単身高齢者、高齢者世帯など、生活支援を必要とする者が増加しており、それに対応する取り組みの必要性が高まっています。そうした問題について、「生活支援コーディネーター」を設置することにより、その対象者がどこに居住し、生活に関してどのような支援が必要なのか、どの助け合い活動団体がその人を支援できるのかを把握し、包括的な支援をしていけるような体制をつくります。

また、高齢者などが、住み慣れた地域において抱える福祉課題や生活課題があった場合に、「生活支援コーディネーター」が地域の協議体などの意見を参考にしながら、助け合い活動を活発化していく仕組みづくりが重要となります。

課題を解決するためのこれからの取り組み

「地域包括ケアシステム」の構成要素である「介護」「予防」「医療」「住まい」「生活支援」のサービスが、利用者のニーズに添った形で、将来に向かって継続して提供できるような基盤の整備に取り組みます。

めざすべき姿

- 高齢になっても、生活に支障が生じても、可能な限り住み慣れた自宅や地域で自分らしい生活を継続することができるようにします。



体制（役割分担と実施内容）

自助（市民ができること）	共助・互助（地域全体で取り組むこと）
<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括ケアシステムの仕組みを理解する ○地域や行政のボランティア活動の情報を収集する ○地域活動やボランティアに関心を持つ 	<ul style="list-style-type: none"> ○船橋市社会福祉協議会は、市と協働し地区社会福祉協議会や関係機関・団体などの協力を得て、協議体を立ち上げる ○協議体は、地区社会福祉協議会や地域福祉に関する経験がある者を「生活支援コーディネーター」として選任する ○「生活支援コーディネーター」は、必要があればボランティアの掘り起しや、助け合い活動団体の立ち上げを実施する ○「生活支援コーディネーター」は、協議体内の関係団体同士のネットワークを構築する ○「生活支援コーディネーター」は、介護予防に関する事業の拡大を図る ○「生活支援コーディネーター」は、地域ケア会議に出席し、地域の課題を把握する
公助（行政等ができること）	
<ul style="list-style-type: none"> ○「助け合い活動」を実施するボランティア団体の立ち上げ支援のため、出前講座、公開講座を実施する（地域福祉課） ○地域福祉支援員は、地区社会福祉協議会事務局員の養成を行う（地域福祉課） ○地域福祉支援員は、「生活支援コーディネーター」の育成や支援を行う（地域福祉課） ○地域ケア会議の充実を図る（包括支援課） 	



2 既存組織のネットワーク化

1. 連携・協力体制の確立

現況と課題

本市は24地区コミュニティ全てに地区社会福祉協議会、地区自治会連絡協議会、地区民生児童委員協議会が設置されており、多くのボランティアが福祉、防災、防犯などのさまざまな活動を展開しています。

中でも、国からの委嘱を受けた民生委員・児童委員は、制度ボランティア⁵⁸として多様化する福祉ニーズや課題に対応し、行政のパイプ役を担っています。

さらに、福祉活動を行うNPOや、社会福祉法人など福祉サービス事業者、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、などがそれぞれの立場で福祉課題に取り組んでいます。地域が一体となって福祉活動を推進するためには、それぞれが地域の福祉ニーズを正確に把握し、役割分担を明確にした上で、互いの強みや役割を活かしながら協力・連携を図っていくことが重要であり、地区社会福祉協議会は福祉の中核的役割を担っています。

さまざまな組織・団体が連携し、ネットワークを構築することによって、地域における各組織・団体の機能・資源や人材のさらなる有効活用を進めていくことができます。

また、支援を必要とする人の情報を関係各所で共有することが必要となりますが、個人情報保護の観点から、その情報の共有の仕方や扱い方、保管方法を正しく理解し実行する必要があります。

課題を解決するためのこれからの取り組み

地域における課題を解決する福祉関連団体や民生委員・児童委員など、それぞれの活動内容や目的・役割を十分に理解するため、意見交換会や研修の機会を設けます。

また、地域の諸団体によるネットワークを構築するため、福祉団体連絡協議会の

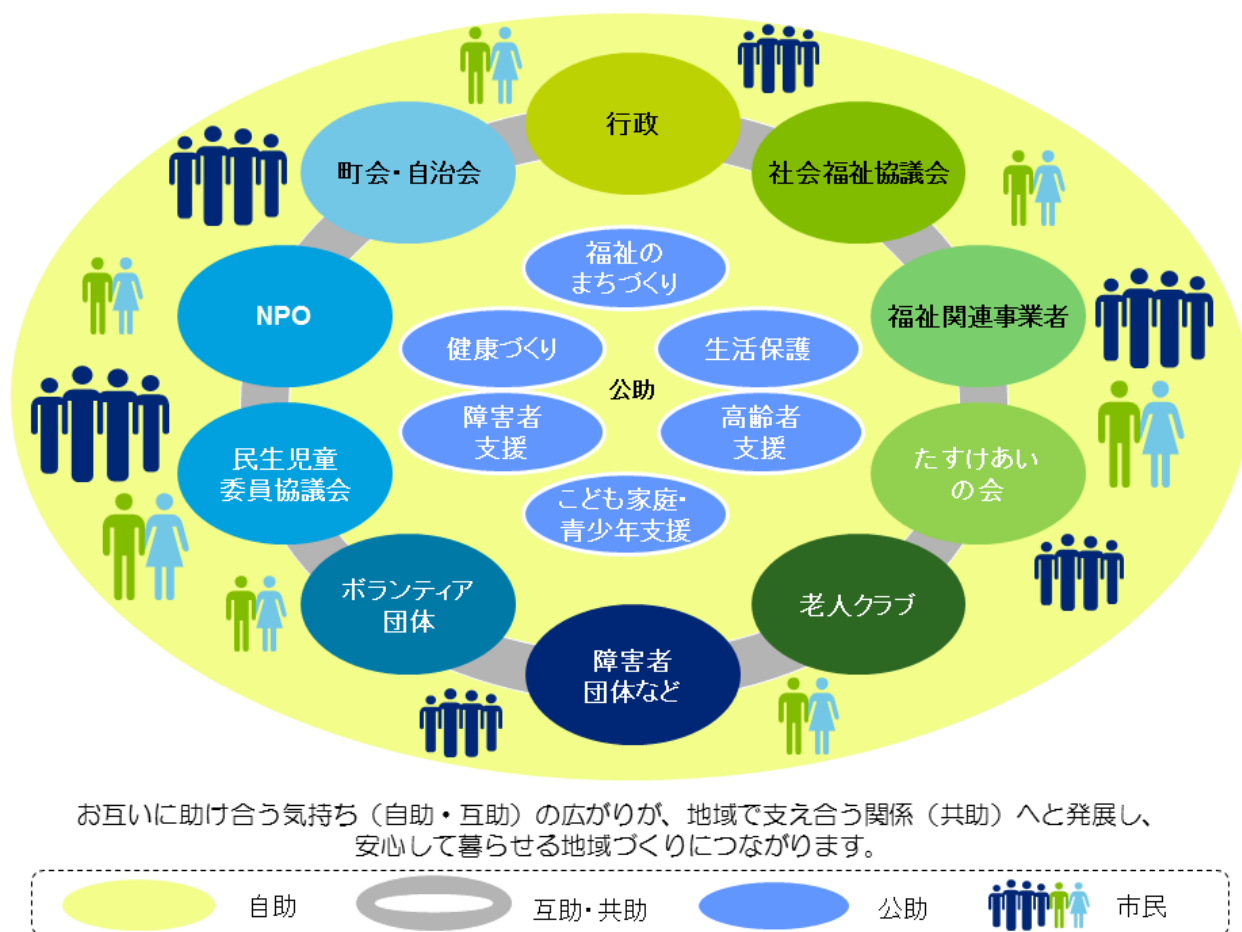
58 国・県・市町村で定める制度に基づき、それらの長から委嘱を受けた民間のボランティアで、地域住民からの相談に対応したり行政機関との連絡調整を担っている。

設置を推進していきます。

さらに、地域全体で支援する必要がある高齢者は、現在、地域包括支援センターや在宅介護支援センターが中心となって地域ケア会議を展開していますが、市の保健師や民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会などに医療関係者を加え、さらなる充実強化を図っていきます。

また、地域で福祉サービスを提供する者の間で適正な方法で個人情報共有されるよう、関係者に対する研修を行い理解を深めます。

図表 36 地域における連携のイメージ図



めざすべき姿

- 地域で福祉活動を行う関係者同士が協働できるようにします。

体制（役割分担と実施内容）

自助（市民ができること）	共助・互助（地域全体で取り組むこと）
<ul style="list-style-type: none"> ○地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員の活動を知る ○地域におけるボランティア活動を知る ○地域で行われる行事へ積極的に参加する ○福祉課題を持つ人や家庭の情報を、民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会、関係行政機関へ連絡する 	<ul style="list-style-type: none"> ○共有する個人情報保護の徹底を図る ○新しい組織や団体を受け入れる姿勢と連携・協力のための話し合いの場を持つ ○福祉関連団体のネットワーク化と連絡会の設置を行う ○家事援助などのちょっとした福祉サービスを関係団体の協働によって実施する ○地区社会福祉協議会を中心に地域の諸団体が連携していくための指針となる地域福祉活動計画を推進する
公助（行政等ができること）	
<ul style="list-style-type: none"> ○個人情報保護や共有化に関する研修会を開催する（地域福祉課） ○地区社会福祉協議会関係者や民生委員・児童委員を対象とした意見交換会や連絡会を開催する（地域福祉課） ○地域福祉活動計画の推進にあたり助言と支援を行う（地域福祉課） ○地域ケア会議の充実・強化を図る（包括支援課） ○職員一人ひとりが地域との協働の必要性を認識する（全課） 	



◆地域福祉支援員って何？

「船橋市地域福祉計画」では、行政が担う公助を基盤とした上で、「共助・互助」である地域ぐるみの福祉活動を活性化することで「共助社会の構築」を目指しています。

そこで、平成18年度より本市特有の事業として「共助・互助」の活性化を図るために、地域における福祉活動を側面から支援する「地域福祉支援員」を地域福祉課に配置しています。

◆どんなことをしているの？

地域福祉支援員の主な業務としては、

①「助け合い活動」の普及支援

ゴミ出しや買い物のようなちょっとした家事援助を中心とした地域住民同士で行う「助け合い活動」の市内全域での普及を目指し、「助け合い活動立ち上げマニュアル～私にもできる？たすけあいの会～」を作成しました。また地域に出向いての相談、助言、情報提供や出前講座を行います。

②地区社会福祉協議会事務局員のコーディネーターとしての養成

地区社会福祉協議会の事務局員が、地域での福祉課題に対して、公的制度や地域の様々な資源を活用して解決にあたる「地域コーディネーター」の役割を担えるよう船橋市社会福祉協議会と連携を図りながら、研修などを実施します。

③災害時要援護者避難支援事業と安心登録カード事業の連携支援

船橋市社会福祉協議会の安心登録カード事業は、地域住民の災害時や緊急時の迅速な支援に役立てることを目的とした事業で、本市の災害時要援護者避難支援事業と連携し、災害時の救援活動や平時の見守り活動に役立てています。

両事業の連携についての説明会にてアドバイスをを行い、登録者の増加と登録者に対する支援体制の構築を推進します。

④「地域福祉関連団体連絡協議会」の立ち上げ支援

現在、福祉活動をしている地区社会福祉協議会、町会・自治会、ボランティア団体、NPOなどと、地域包括支援センターや在宅介護支援センターなど公的機関も含めた団体・機関が連携を図り、地域での包括的ケアが実現できるよう「(仮称)〇〇地区地域福祉関連団体連絡協議会」の立ち上げを支援します。

⑤地域の情報収集

地区社会福祉協議会や地区コミュニティに出向き、地域の情報収集や市民要望・意見を吸い上げ、地域の活性化を支援します。

◆地域福祉支援員の活動実績

①「助け合い活動」の普及支援

平成18年当時の助け合い活動団体数は26団体でしたが、助け合い活動立ち上げマニュアルの作成・配布や、地域に出向いての相談、助言、情報提供や出前講座の実施などの啓発活動を行った結果、平成26年には38団体まで増加しました。

②地区社会福祉協議会事務局員研修

地区社会福祉協議会事務局員が「地域コーディネーター」としての役割が担えるよう、福祉相談研修、認知症サポーター要請講座、安心登録カード研修等を毎年5ブロックごとに実施しています。

③災害時要援護者避難支援事業と安心登録カード事業の連携

船橋市社会福祉協議会の単独事業だった安心登録カード事業は、本市の災害時要援護者避難支援事業との連携をすることにより、災害時の救援活動や平時の見守り活動に役立て、地域住民が安心して暮らせる体制づくりを進めています。

両事業の連携が開始された平成23年度の安心登録カードの登録件数は4,568件でしたが、平成26年度には16,407件（8月31日現在）まで増加しました。

④地域福祉関連団体連絡協議会の立ち上げ支援

平成18年度から各地区や各関係団体に対して設立の働きかけを実施してきた結果、平成26年度には5地区（本中山地区、高芝地区、二宮・飯山満地区、二和地区、大穴地区）にまで増加しました。

⑤地域福祉支援員通信の発行

地域福祉支援員通信は、地域福祉支援員が各地区社会福祉協議会を訪問した際に収集した各地区社会福祉協議会の独創的な取り組み、良い事例などを他地区に情報提供することによって、地区社会福祉協議会の地域福祉活動を活性化させることが目的であり、平成24年度から取り組みを開始しています。船橋市社会福祉協議会を通じて各地区社会福祉協議会へ年間5回から6回配信しています。

⑥各地区コミュニティへの訪問

地域福祉支援員は船橋市社会福祉協議会と共に、市内24地区社会福祉協議会を定期的に訪問しています。各地区コミュニティにおいて抱えている課題や、市や船橋市社会福祉協議会への要望を伺い、市の福祉施策に繋げること、市が新たに行う福祉施策の説明をすることにより、各地区コミュニティの活動を活性化させることを目的としており、必要に応じて年間2回から3回訪問しています。



2 既存組織のネットワーク化

2. 保健と福祉の総合相談窓口の充実

現況と課題

本市は、子ども、障害者、高齢者等、誰もがありのままにその人らしく地域で暮らすことができる社会の実現を目指し、対象を限定することなく様々な人が相談できるよう、「保健と福祉の総合相談窓口」さーくる(circle)を平成24年12月に開設しました。対象者を絞らないことにより、高齢者・障害者・児童等どこにも該当しない制度の狭間にあるような人や、様々な課題が複雑にからみ合いどこに相談したら良いのかわからない人への対応も可能となりました。

一方で、従来からの個別の福祉相談窓口も充実しており、高齢者の相談窓口として、地域包括支援センターや在宅介護支援センターが、障害者については「ふらっと船橋」が相談窓口業務ならびに地域の体制整備に関するコーディネートや、困難事例等への対応や助言を行う基幹相談支援センター事業も行っています。さらに、子育てに関しては、子育て支援センターに配置している「子育て支援コーディネーター」が、子育てに関する最初の相談窓口となっています。また、24地区コミュニティの公共施設に設置されている地区社会福祉協議会も福祉相談窓口事業を行っています。

「保健と福祉の総合相談窓口」さーくる(circle)は、こうした個別の相談窓口をはじめ、各種制度の担当課や関係各機関、地域団体や福祉団体等と連携を図り、課題解決を目指しています。

課題を解決するためのこれからの取り組み

福祉や保健について、市民の誰もが相談でき、ワンストップサービスの機能を果たす、「保健と福祉の総合相談窓口」さーくる(circle)の運営を継続して行います。

また、悩みを抱えた市民が気軽に相談窓口を利用できるよう、各種相談事業について広報活動を積極的に行い、サービスの周知徹底に努めます。

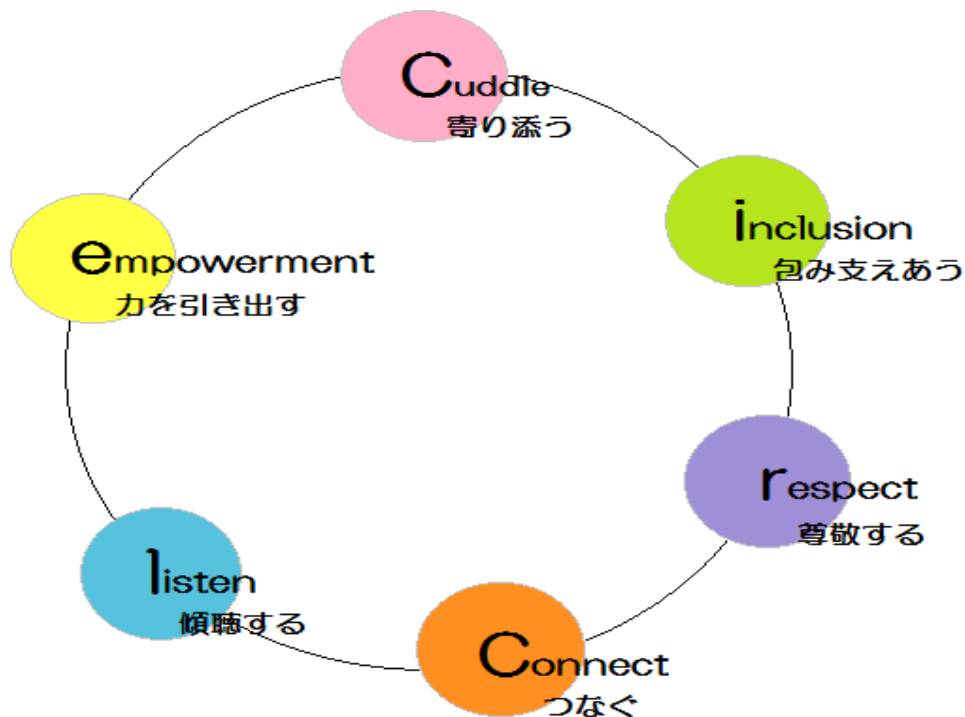
地域包括支援センターや在宅介護支援センター、地区社会福祉協議会は、従事者のスキルアップを図り、さらなる機能強化を行います。

めざすべき姿

- 誰もが困ったときに気軽に相談できる体制を整備していきます。
- 市民の課題に 대응することができるよう、制度の垣根を越えた対応ができるようにします。
- 地域で社会福祉活動を行うさまざまな関係者が役割分担をしながら協力し、市民の相談に応じることができるようにします。

体制（役割分担と実施内容）

自助（市民ができること）	共助・互助（地域全体で取り組むこと）
<ul style="list-style-type: none"> ○ひとりで悩まず相談をする ○身近な相談窓口の情報を収集する 	<ul style="list-style-type: none"> ○地区社会福祉協議会は地域の福祉に関する相談機関として民生委員・児童委員などと連携する ○地区社会福祉協議会の事務局員を地域コーディネーターとして位置づけ、資質の向上を図る ○隣近所で悩みを抱えている人に積極的に相談窓口を紹介する ○地域包括支援センターと在宅介護支援センターを地域の福祉相談事業のパートナーとして捉え、協力・連携していく
公助（行政等ができること）	
<ul style="list-style-type: none"> ○「保健と福祉の総合相談窓口」さーくる（circle）の更なる充実を図る（地域福祉課） ○地域における高齢者の総合相談窓口として、地域包括支援センターと在宅介護支援センターの相談機能の充実を図る（包括支援課） ○障害者のための総合相談窓口「ふらっと船橋」の更なる充実を図る（障害福祉課） ○障害児の福祉、教育部門などの相談窓口の充実を図る（療育支援課） ○相談事業について広く地域住民にPRし、それぞれの相談窓口のネットワーク化を推進する（全課） 	



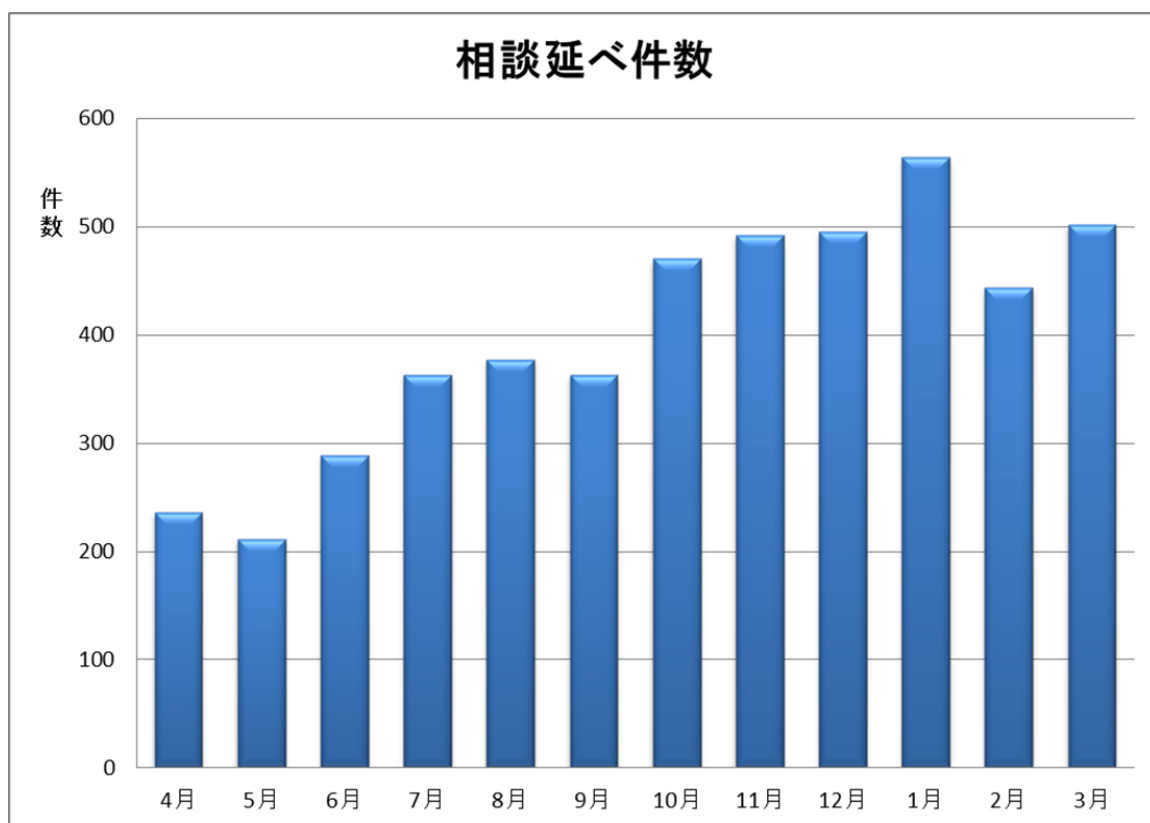
第2次船橋市地域福祉計画において重点プロジェクトとして掲げられた「相談窓口のワンストップ化プロジェクト」は、平成24年12月に「保健と福祉の総合相談窓口」さーくる（circle）として窓口が開設され、相談事業を開始しました。

開設当初は150件であった相談件数も着実に増加し、平成25年度は年間で4,805件（月平均400件）の相談を受けています（図表40）。

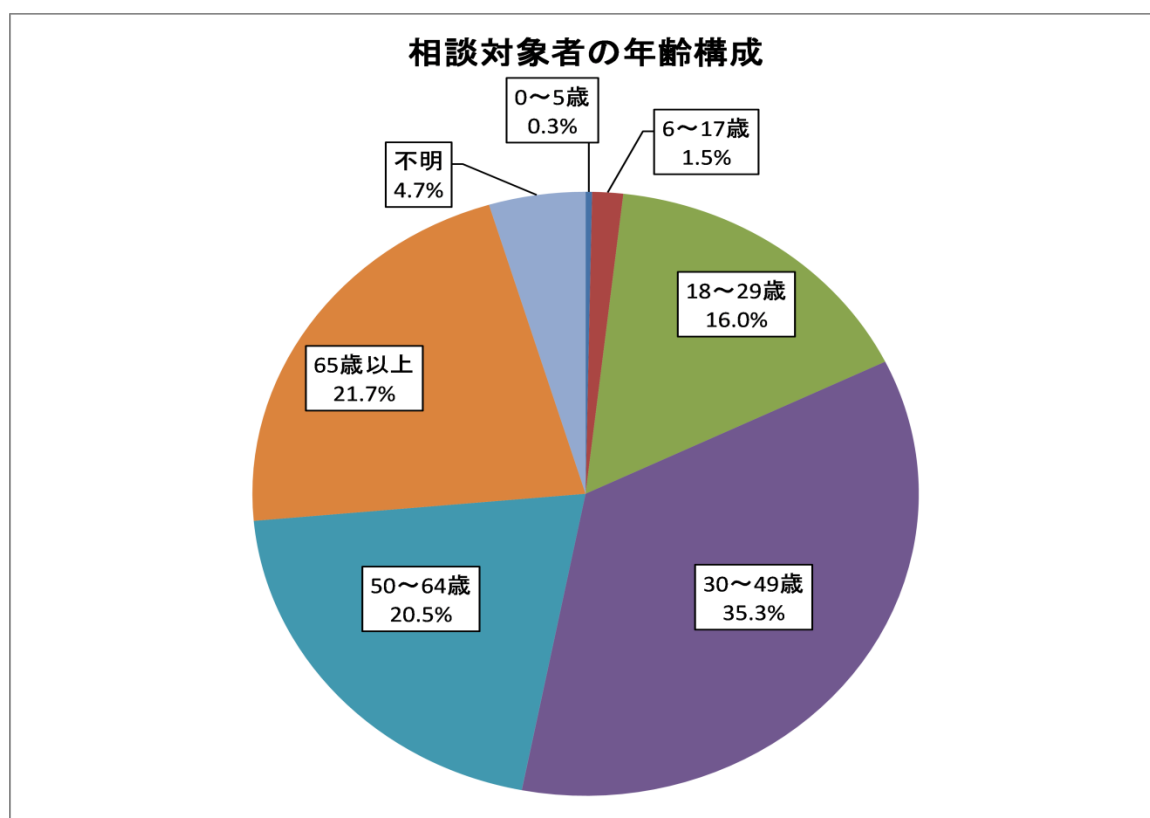
相談者の多くは18歳～64歳までの方（図表41）で、相談の内容（図表42）は多岐にわたっており、主たる相談内容は経済困窮、介護・支援サービスの相談・申請、仕事に関する相談が多い傾向でした。具体的な支援内容（図表43）は、様々な機関と連携を取りながら福祉サービスや仕事、健康や医療に関する情報提供や病院などへの同行支援を行っており、本市の新たな福祉施策のひとつとして活躍をしています。

また、事業の周知と推進を図るため「地域連絡調整会議」を開催し、庁内関係各課、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、その他関係各機関との連携を深める活動も実施しています。

図表 37 平成 25 年度延べ相談件数（月別）

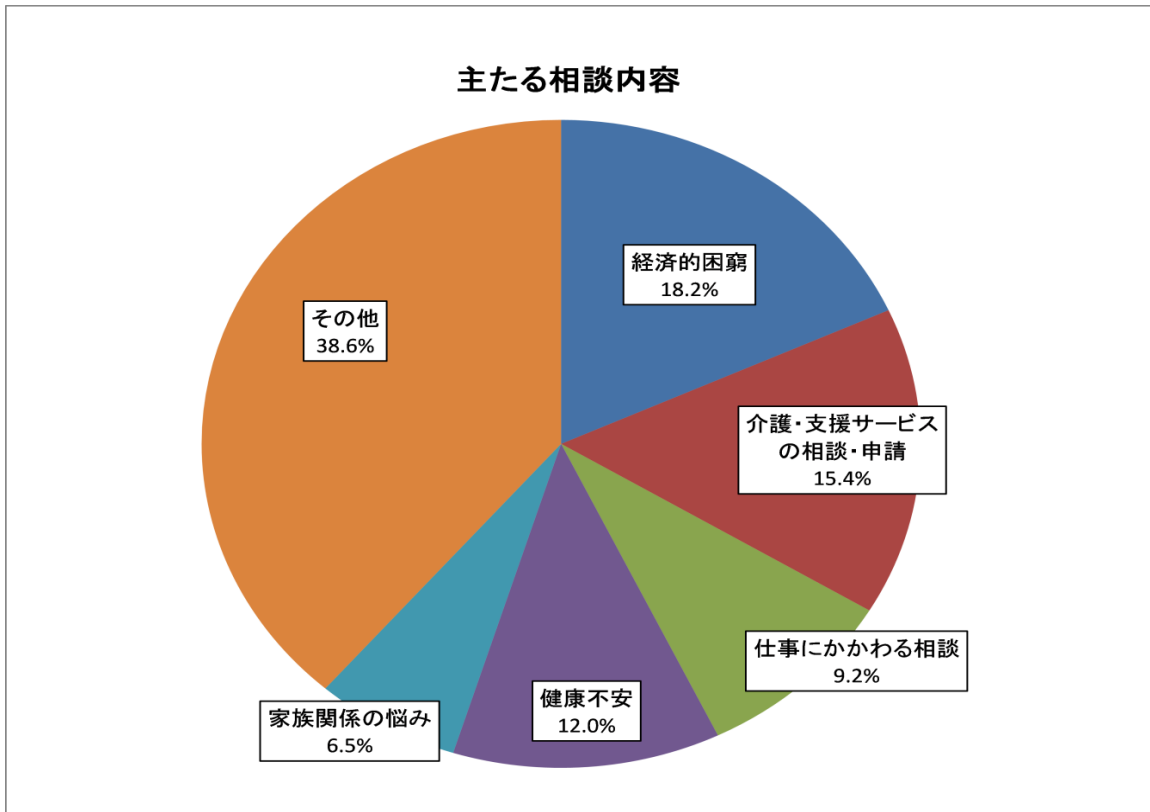


図表 38 相談対象者の年齢構成

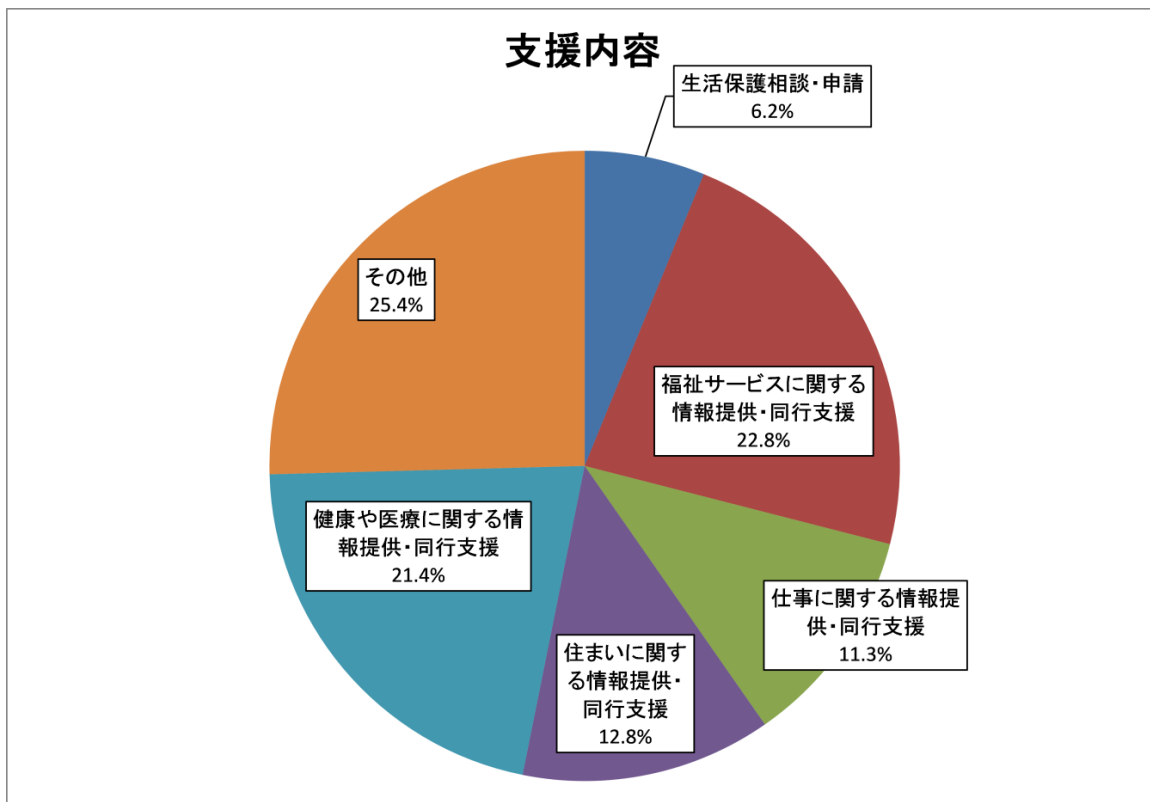


※ 集計の構成比については、端数処理の関係上、合計と内訳が一致しない場合がある。

図表 39 主たる相談内容



図表 40 相談後の支援内容



※ 集計の構成比については、端数処理の関係上、合計と内訳が一致しない場合がある。



3 サービス受給者の人権擁護

1. 個人情報の保護と情報の共有化

現況と課題

福祉サービスを必要としている人に最適なサービスを提供するには、その人の健康や生活の状況を把握した上で必要なサービスを検討していくこととなりますが、そこには個人情報が多量に存在します。また、名前や住所、電話番号といった個人情報以外にも、個人や家庭内の私事・私生活に関するいわゆるプライバシー情報も多く含まれています。

例えば、「安心登録カード事業」や「災害時要援護者台帳」など、支援に必要不可欠な情報の多くは個人情報となるため、取り扱いには十分注意しなくてはなりません。

個人情報の保護は当然必要ですが、効率的で効果的な福祉サービスを提供していくためには、関係者や団体がお互いに情報を共有する必要があります。市民全員が一体となって地域福祉を推進する社会においては、必然的に、さまざまな人や団体、機関が互いに連携を図るために情報を共有する必要がでてきます。

このような状況から、「安心登録カード事業」など、地域で扱う個人情報をいかに保護していくかが大切になってきます。

課題を解決するためのこれからの取り組み

地区社会福祉協議会事務局員に対して、個人情報を共有することについての問題点を解説するための各種研修会を実施することにより、実際の対処方法の理解を深める支援をします。

特に、制度ボランティアである民生委員・児童委員に課せられている守秘義務⁵⁹と地域の福祉団体やボランティアとの情報の共有のあり方については、市としての方向性を示します。

59 職務上知ることのできた秘密を守る義務。公務員及び医師・弁護士のほか制度ボランティアもこの義務を負う。

めざすべき姿

- 福祉サービスを必要とする市民の個人情報保護され、適正に共有されることにより、より良いサービスにつながるようにします。

体制（役割分担と実施内容）

自助（市民ができること）	共助・互助（地域全体で取り組むこと）
<ul style="list-style-type: none"> ○個人情報保護は信頼関係を築く基本であると捉える ○自分に関する情報の取り扱いの意向をサービス提供者にきちんと伝える ○自分に関する情報の更新を心がける ○知り得た個人情報を含む情報を他人に漏らさない 	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアなどを対象に個人情報保護の重要性について研修会を実施する ○地域の福祉関係団体は当事者も含めて個人情報を含む情報を地域で共有する際のルールを決める ○個人情報保護の重要性と情報共有化のメリットについて住民に理解を求める
公助（行政等ができること）	
<ul style="list-style-type: none"> ○個人情報の取り扱いに関する研修を行う（地域福祉課） ○個人情報保護と情報の共有化についての研修会の開催を支援する（地域福祉課） 	



3 サービス受給者の人権擁護

2. 権利擁護の推進

現況と課題

地域における都市化や核家族化の進展も加わって、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、高齢者が高齢者を介護するといういわゆる老老介護の状態になるケースも見受けられます。

本市では、こうした状況を受けて、認知症や障害などにより判断能力が不十分な人が、安心して財産の管理や公的な手続きができるよう、船橋市社会福祉協議会内にある、ふなばし高齢者等権利擁護センター「ぱれっと」で実施されている日常生活自立支援事業の普及と成年後見制度⁶⁰の周知を図ってきました。

さらに、成年後見制度が少しでも使いやすくなるように、市民後見人養成講座を開催するほか成年後見制度利用支援事業⁶¹に取り組んでいます。

また、平成24年には障害者虐待防止法が施行され、市では障害者虐待防止センター「はーぷ（HARP）」を設置して、障害者虐待の防止及び早期発見等を適切に実施するための体制の整備を図りました。

課題を解決するためのこれからの取り組み

支援が必要なすべての人が利用できるよう、ふなばし高齢者等権利擁護センター「ぱれっと」が実施している日常生活自立支援事業と成年後見制度を周知し、利用を促進します。

また、船橋市成年後見支援センターにおいて成年後見制度利用支援事業の周知を図るとともに、市民後見人制度の周知や市民後見人の育成支援を行うことで、制度を必要とするより多くの方が活用できるようにします。

今後増加することが予想される認知症高齢者について、広く市民に対して正しい

60 認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な人が、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要がある場合、判断能力の不十分な人を保護し支援するための制度。

61 認知症高齢者、知的障害者又は精神障害者のうち、身寄りのない人について成年後見制度が必要にも関わらず申し立てができないことを防止するため、市長が代わって成年後見などの申し立てを行い、費用などの支払いが困難な人については市が助成を行う事業。

知識を普及し理解の向上をはかるとともに、虐待についての相談窓口の周知を図ります。

めざすべき姿

- 支援を必要とする人が、様々な相談窓口を利用して相談ができるようにします。
- 市民が成年後見制度利用支援事業等を理解できるようにします。
- 市民が、高齢者や児童、障害者に対する虐待を未然に防止し、抑制できるようにします。

体制（役割分担と実施内容）

自助（市民ができること）	共助・互助（地域全体で取り組むこと）
<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活自立支援事業と成年後見制度を知る ○認知症について理解を深める ○介護や子育てに一人で悩まない ○市民後見人制度を知る 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活自立支援事業と成年後見制度への理解を深める ○ふなばし高齢者等権利擁護センター「ばれっと」で実施している日常生活自立支援事業の充実を図る ○福祉サービスを必要とする人に対する制度の案内、及び行政への連絡を行う ○介護や子育ての悩みを聞く場をつくる ○認知症に関する正しい知識と理解を得られる研修会を開催する ○市民後見人制度に対する理解を深めるための研修の開催をする
公助（行政等ができること）	
<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活自立支援事業と成年後見制度のPRを行い利用の促進を図る（地域福祉課、高齢者福祉課、障害福祉課、包括支援課、保健予防課） ○成年後見制度利用支援事業の推進を図る（高齢者福祉課、障害福祉課、包括支援課、保健予防課） ○認知症についての正しい知識を普及し理解の向上を図る（包括支援課） ○高齢者や児童、障害者への虐待を防ぐための活動を行う（学校教育課、療育支援課、健康増進課、保育課、児童家庭課、包括支援課、障害福祉課） 	

第7章

地域福祉推進のための 仕組みづくり

～活気と温もりのある地域を目指して～

1 地域福祉を推進するための総合的な仕組みづくり

1. 船橋市のコミュニティ

現在、市内に24の地区コミュニティが設定されており、その地区コミュニティごとに、地区自治会連絡協議会（市全域では船橋市自治会連合協議会）、地区民生委員児童委員協議会（市全域では船橋市民生児童委員協議会）、地区社会福祉協議会が設置されています。

地区自治会連絡協議会は、地域における活動の基盤である自治活動を実施している町会・自治会が連携することで自治活動の更なる活性化を目指す組織です。

地区民生委員児童委員協議会は制度ボランティアとして福祉の第一線を担う民生委員・児童委員が連携・協力しながら、地域における課題の解決や民生委員・児童委員活動の質の向上、行政との連携の強化等に取り組んでいます。

地区社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核となる団体であり、船橋市社会福祉協議会の支部として地区コミュニティごとに設置されています。

そして、この3団体はそれぞれの立場から地域福祉を推進していくために、積極的な取り組みがなされています。

また、総合計画では24の地区コミュニティを統合する形で、南部・西部・中部・東部・北部の5つの行政ブロック（日常生活圏域）が設定されています。

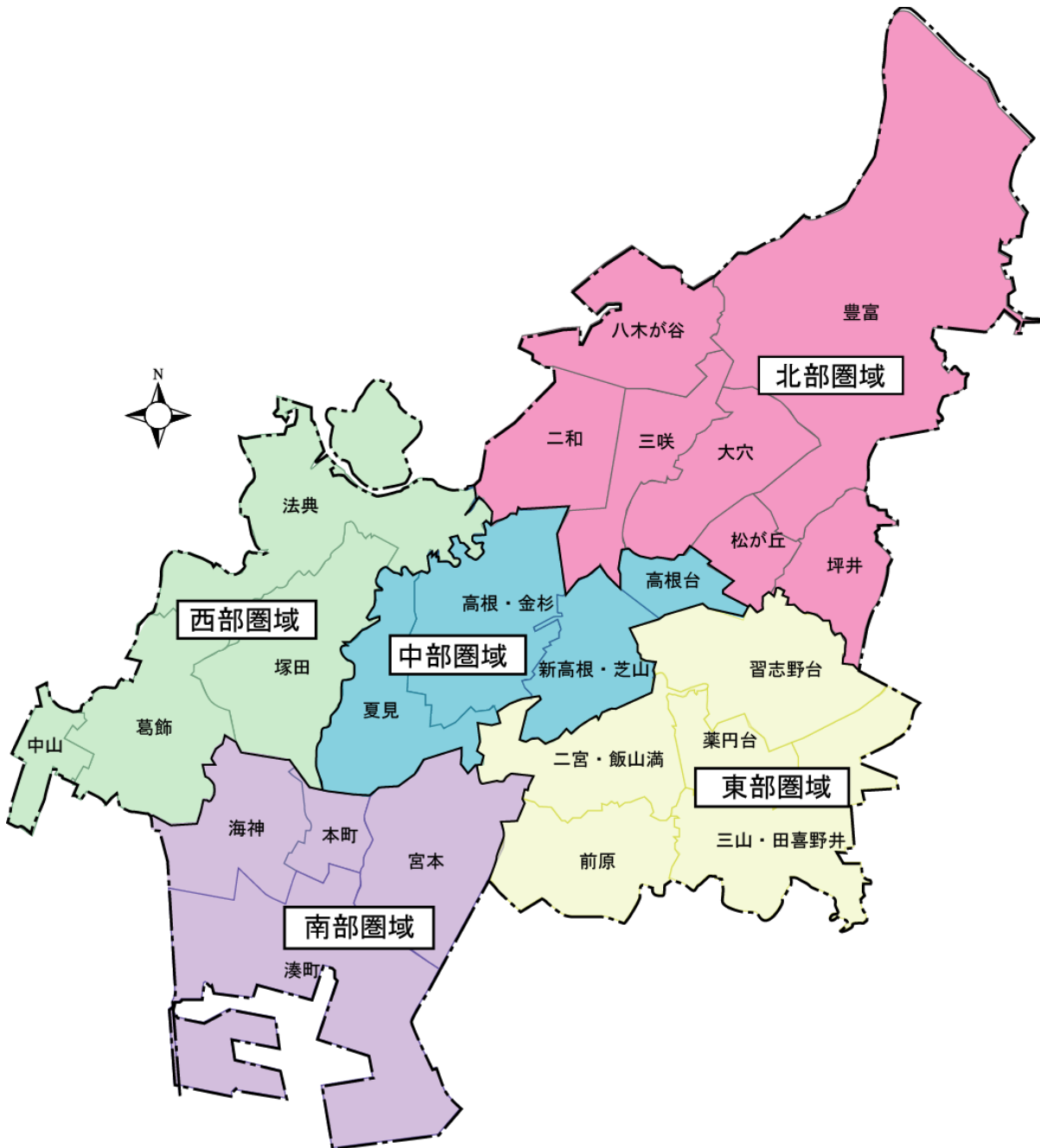
図表 41 5つの行政ブロック（日常生活圏域）の概況

圏域	面積 (ha)	人口 (人)	年少人口 (0歳～14歳)	生産年齢人口 (15歳～64歳)	高齢人口 (65歳以上)	高齢化率 (%)	世帯数 (世帯)
南部	1,544.30	114,370	15,186	78,088	21,096	18.4%	57,427
西部	1,514.00	149,100	22,228	100,035	26,837	18.0%	67,270
中部	1,093.20	81,754	10,322	48,855	22,577	27.6%	36,855
東部	1,617.00	169,941	22,539	110,077	37,325	22.0%	76,441
北部	2,795.50	107,376	14,590	61,978	30,808	28.7%	44,827
合計	8,564.00	622,541	84,865	399,033	138,643	22.3%	282,820

※人口：平成26年10月1日現在

住民基本台帳をもとにした、年齢3区分（15歳未満、15～64歳、65歳以上）です。

図表 42 5つの行政ブロック（日常生活圏域）と24地区コミュニティ



2. 地域資源の有効活用

地域福祉を推進していくための担い手として期待されているのが、地域に住む住民一人ひとりです。また、今後は「地域包括ケアシステム」の推進に伴い、地域におけるボランティアの育成や、地区自治会連絡協議会、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会をはじめとした地域における各種団体間の連携も重要になってきます。地域には、さまざまな知識や技術を持った人が存在し、ボランティアとして活動できるような人がたくさんいます。そのような人的資源を活用・育成するため、市民一人ひとりが地域に貢献する役割を持っていることを認識するとともに、地域で活躍できる仕組みを作っていくため、地域における各種イベントの開催や各種講座を充実させます。

さらに、船橋市社会福祉協議会内のボランティアセンターと地区社会福祉協議会の連携を強め、ボランティア活動に関心のある人にさまざまな情報を提供し、活動を始めやすい体制づくりを進めます。

また、地域福祉を推進していくには人的資源を確保するだけでなく、活動の拠点を確保するといった物的な地域資源も必要となってきます。

現在ではさまざまな活動が公民館を中心に行われていますが、生涯学習のニーズの高まりとともに、会場の確保も難しくなっています。そこで、地域における福祉活動の拠点を確保していくために、学校や公共施設の一部などの有効活用を進めていくとともに、町会・自治会館の活用、民間研修施設の利用、福祉サービス事業者の施設の開放、商店街の活性化にもつなげる空き店舗の再利用などを進め、必要な活動拠点の確保を図ることが重要になってきます。

参考に、5つの行政ブロック（日常生活圏域）別の地域資源（平成26年11月調査分）は次のとおりです。

図表 43 高齢者関連施設

高齢者関連施設	総数	東部	西部	南部	北部	中部
地域包括支援センター	9	2	2	2	2	1
在宅介護支援センター	20	4	3	4	6	3
老人福祉センター	5	1	1	1	1	1
老人憩いの家	41	14	7	8	6	6
ゲートボール場	8	3	1	0	3	1
養護老人ホーム	1	0	0	0	1	0
軽費老人ホーム	8	1	2	0	4	1
介護老人保健施設	13	4	1	1	5	2
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	22	5	4	0	9	4
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護（特別養護老人ホーム）	3	0	0	0	2	1
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	39	9	8	4	9	9
認知症対応型通所介護	7	3	1	1	1	1
小規模多機能型居宅介護	8	2	2	0	2	2
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	0	1	1	0	2
夜間対応型訪問介護	1	0	1	0	0	0
有料老人ホーム （地域密着型特定施設入居者生活介護）	2	1	0	0	1	0
有料老人ホーム （特定施設入居者生活介護）	12	1	5	4	1	1
有料老人ホーム （住宅型有料老人ホーム）	25	5	8	4	3	5
居宅介護支援事業者 （※医療みなし指定を除く）	158	45	35	24	29	25
訪問看護 （※医療みなし指定を除く）	24	3	9	7	3	2
訪問介護事業所（ホームヘルプ） （※医療みなし指定を除く）	124	40	27	14	21	22
訪問入浴介護事業所 （※医療みなし指定を除く）	6	1	4	0	0	1
訪問リハビリテーション （※医療みなし指定を除く）	1	1	0	0	0	0
通所介護（デイサービス）事業所 （※医療みなし指定を除く）	142	38	25	20	38	21
通所リハビリテーション事業所 （※医療みなし指定を除く）	2	1	0	1	0	0
短期入所生活介護事業所 （※医療みなし指定を除く）	27	5	4	0	12	6
短期入所療養介護事業所 （※医療みなし指定を除く）	1	0	0	0	0	1

図表 44 障害者関連施設

障害者関連施設	総数	東部	西部	南部	北部	中部
生活介護	22	1	4	2	13	2
就労移行支援	11	1	3	5	2	0
就労継続支援 A 型	5	1	4	0	0	0
就労継続支援 B 型	16	6	4	1	3	2
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	5	0	0	1	4	0
グループホーム・生活ホーム	59	24	3	0	26	6
施設入所	4	0	1	0	3	0
地域活動支援センター	12	1	1	4	4	2
福祉作業所	5	0	2	2	1	0
身体障害者福祉センター	1	1	0	0	0	0
身体障害者福祉ホーム	1	0	0	0	1	0
児童発達支援センター	2	0	0	1	1	0
児童発達支援事業所	5	2	1	1	0	1
放課後等デイサービス	14	4	3	3	4	0

図表 45 子育て関連施設

子育て関連施設	総数	東部	西部	南部	北部	中部
保育所（市立）	27	4	4	10	2	7
保育所（私立）	52	13	15	8	7	9
幼稚園	45	12	9	6	7	11
子育て支援センター	2	0	0	1	0	1
母子・父子福祉センター	1	1	0	0	0	0
児童ホーム	20	5	4	3	4	4
放課後ルーム	54	14	9	10	11	10
放課後子供教室	5	2	0	1	1	1
小学校	55	15	9	10	11	10
中学校	28	8	4	4	6	6
高等学校	16	4	2	3	5	2
大学、専門学校	4	3	0	0	0	1

図表 46 保健医療関連施設

保健医療関連施設	総数	東部	西部	南部	北部	中部
保健センター	4	1	1	1	1	0
病院	22	6	2	4	5	5
一般診療所	345	92	79	91	50	33
歯科診療所	321	88	76	78	42	37
保健所	1	0	0	1	0	0
公衆浴場	12	1	4	7	0	0

図表 47 生涯学習関連施設

生涯学習関連施設	総数	東部	西部	南部	北部	中部
公民館	26	5	5	4	8	4
市民文化ホール	1	0	0	1	0	0
市民文化創造館	1	0	0	1	0	0
市民ギャラリー	1	0	0	1	0	0
茶華道センター	1	0	0	1	0	0
視聴覚センター	1	0	0	1	0	0
図書館	4	1	1	1	1	0
青少年会館/青少年センター/ 青少年キャンプ場	3	0	0	2	1	0

図表 48 その他公共関連施設

公共施設等	総数	東部	西部	南部	北部	中部
市役所・出張所・連絡所	13	4	3	1	3	2
市民活動サポートセンター	1	0	0	1	0	0
消費生活センター	1	0	0	1	0	0
男女共同参画センター	1	0	0	1	0	0
勤労市民センター	1	0	0	1	0	0
近隣公園・地区公園	12	3	2	1	3	3
総合公園・運動公園	3	0	1	0	1	1
駅（路線別）	35	8	12	9	5	1
警察署・交番	26	5	6	6	4	5
消防署・分署・出張所	13	4	3	2	2	2

図表 49 地域活動団体関係

その他	総数	東部	西部	南部	北部	中部
民生委員・児童委員	738	200	146	137	138	117
市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会	25	5	4	5	7	4
市社協ボランティアセンター	1	0	0	1	0	0
・登録 グループ数 (人数)	204 (4,249)	-	-	-	-	-
・登録 個人	365	-	-	-	-	-
社会福祉協議会事業						
・ふれあい・いきいきサロン回数	577	93	92	92	156	144
・ミニデイサービス回数	581	101	90	136	158	96
・子育てサロン回数	466	150	71	57	130	58
地区社協ボランティア人数	2,275	463	506	369	646	291
たすけあいの会	38	12	5	2	12	7
福祉団体 (※市社協ボランティアセンター把握分)	204	68	24	32	41	39
町会・自治会会館数	293	80	31	55	85	42

3. 福祉人材の育成とネットワーク化

社会福祉法は、地域住民、NPO・ボランティア団体などの市民組織及び社会福祉事業者が中心となって地域福祉を進めていくこととしており、そのための中核的な役割を担う組織として社会福祉協議会をあげています。

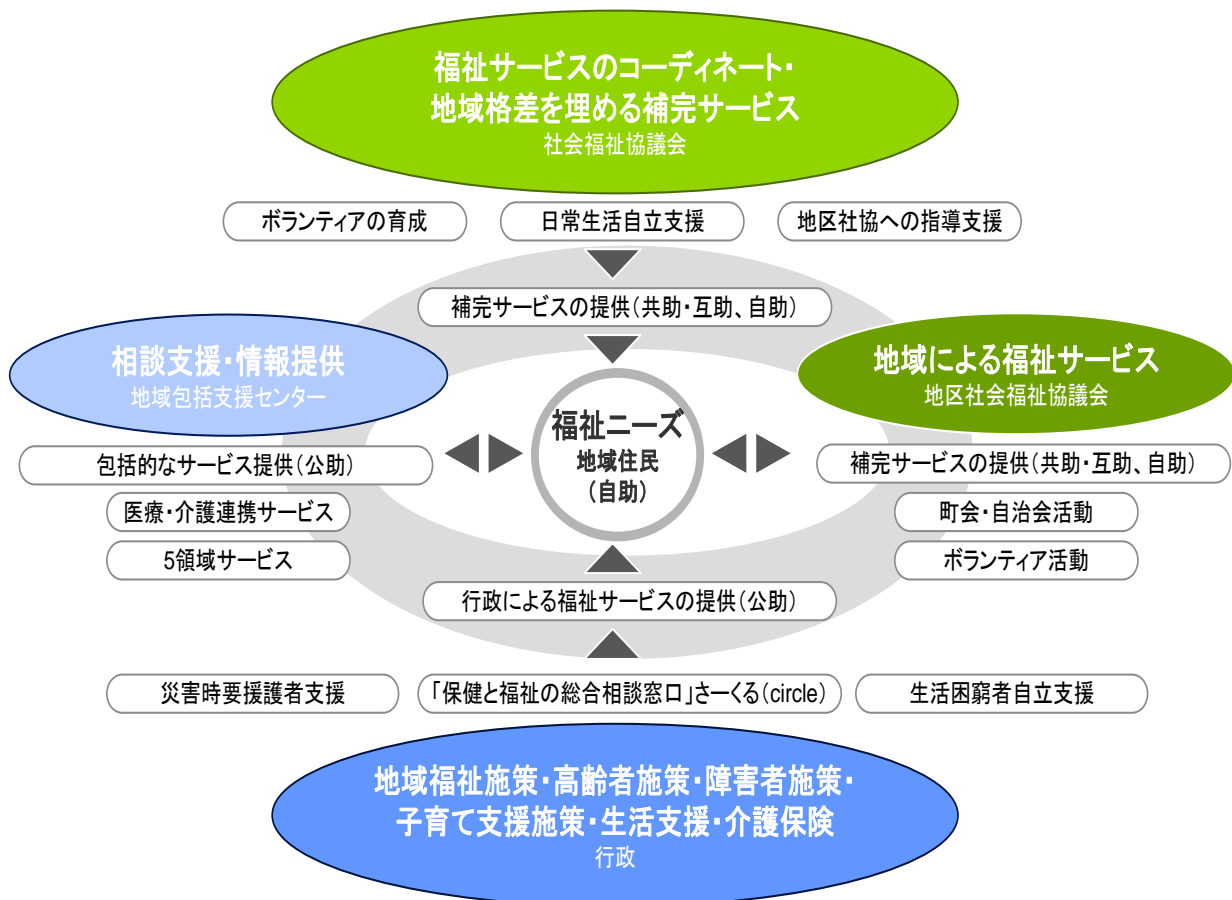
地域福祉を効率的に推進していくためには、社会福祉協議会を中心とした地域における住民の主体的な福祉サービスと行政の実施する全市的な福祉サービスとの連携を図っていくことが必要です。

特に、地域福祉を推進していく上で中心となる地区社会福祉協議会の事務局員については、地域コーディネーター（公的な制度や地域の人的・物的な資源について幅広い知識を有し、個人、組織、制度などをコーディネートして地域の中でさまざまな課題の解決にあたる人）として、今後も資質の向上を図ります。

4. 地域福祉を推進するための仕組みづくり

地域においては、地区社会福祉協議会がコーディネート機能を持ちながら、町会・自治会、地区民生児童委員協議会、NPO、ボランティア団体、社会福祉事業者などの地域の諸団体が連携し、多様な地域の福祉ニーズに対応できる体制づくりを進めます。特に、あらたな取り組みである「生活困窮者自立支援事業」や市としての取り組みである「災害時要援護者避難支援事業」を円滑かつ有効に推進するためには、関係団体の連携や協力が重要になります。また、平成37年までに「地域包括ケアシステム」の構築を進めることから、多職種・多団体の人が互いに協力し合い、地域社会が一体となって取り組むような仕組みをつくります。

図表 50 地域と行政の連携概念図



5. 個別計画と調和のとれた総合的な福祉の推進

福祉の個別計画として、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者施策に関する計画」「障害福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」などが策定されています。

地域福祉計画は、健康・福祉部門の横断的な計画として、「ふなばし健やかプラン21」とともに、健康・福祉部門のさらなる充実に向けて両輪として機能していくことが期待されています。

また、福祉の部門だけでなく、「生涯学習基本構想・推進計画」や「都市計画マスタープラン」、「移動円滑化基本構想」等の各部門で策定された個別計画で捉えている課題を横断的、かつ総合的に福祉課題として捉えることができる計画が地域福祉計画です。いずれの個別計画も総合計画の各分野を実現していくために策定されたものであり、基本的な理念は一致していますので、地域福祉計画でも各計画に記載された関連事業について推進を図ります。

また、高齢者等を狙った詐欺被害の増加や子どもを狙った犯罪など様々な社会問題が散在する中、公的な福祉サービスについても多様化が求められています。特に、日頃から何らかの支援が必要となる人や、近年増加している生活保護受給のリスクを抱える生活困窮者への対応については、行政のみで全てを解決することが難しくなっています。

このような新たな社会問題に対し、行政はもちろん、地域の諸団体全てが連携しながら対応していくことが必要となってきます。

また、生涯学習やまちづくりなどの保健福祉部門以外の分野の、市民が生き生きと暮らしていくために欠かすことのできない計画や構想についても、既存の福祉の枠を超えて連携していくことが必要です。

さらに、船橋市社会福祉協議会が策定した「船橋市地域福祉活動計画」は、地域福祉計画のうち、地域住民や福祉関係機関・団体が主体となってすすめる「共助・互助」の部分について、長期的な視野にたって実践的な活動を行うことを目指して策定されたものです。この「船橋市地域福祉活動計画」と相互に連携を図りながら、「自助」「共助・互助」の項目の具現化を図ります。

2 計画の進捗管理と評価

1. 進捗管理と評価の体制

計画の実現に向けて、市が本来なすべき施策はもちろん、部局間の枠を越えて連携するだけでなく、地域住民、ボランティア、事業所、船橋市社会福祉協議会などの関係団体や機関とも連携を図り支援を行う一方、計画の進捗状況について定期的な進行管理や評価を実施する必要があります。

そのため、本計画を推進するための体制として、市民委員で構成された「地域福祉計画推進委員会」を組織し、その推進委員会で進捗管理をしていきます。

2. 進捗管理と評価の方法

船橋市地域福祉計画を進捗管理する仕組みとして、公助項目については項目を具現化する個別事業を、関連する担当課や関係部局に毎年調査をして、自己評価や改善点、今後の予定を含めて回答してもらい、「地域福祉計画推進事業要覧」としてとりまとめて、庁内各課だけでなく市民にもホームページ等で公表しています。共助項目については、船橋市社会福祉協議会が策定した「船橋市地域福祉活動計画」の進捗状況の報告を受けています。

この「地域福祉計画推進事業要覧」と船橋市社会福祉協議会からの報告を、「地域福祉計画推進委員会」に提出し、その内容を検証・評価した後、推進委員会からの意見を市長及び船橋市社会福祉協議会会長へ提言することで、今後の取り組みに活かしています。

こうした進捗管理の仕組みは、今後も継続していきながら、より良い仕組みについても検討していきます。

なお、今後の地域福祉計画は推進委員の意見や社会状況及びさまざまな福祉制度の変化などを踏まえ、次期計画策定の際に見直していきます。

資料

1. 船橋市地域福祉計画策定委員会

(1) 策定の経緯

策定の経緯は次のとおりです。

年 月 日	概 要
平成26年2月19日	第1回船橋市地域福祉計画策定委員会 ・地域福祉計画改定の趣旨について ・地域福祉計画推進委員会からの引継ぎ事項について
平成26年7月8日	第2回船橋市地域福祉計画策定委員会 ・第1回 第3次船橋市地域福祉計画策定委員会の振り返り ・年間討議計画について ・計画目次案について ・計画書案：第1章、第2章についての検討
平成26年8月5日	第3回船橋市地域福祉計画策定委員会 ・策定委員からの意見について ・計画書案：第1章～第3章についての検討
平成26年9月10日	第4回船橋市地域福祉計画策定委員会 ・策定委員からの意見について ・計画書案：第1章～第5章についての検討
平成26年11月6日	第5回船橋市地域福祉計画策定委員会 ・策定委員からの意見について ・変更箇所の説明 ・計画書案：第1章～第7章についての検討
平成27年2月17日	第6回船橋市地域福祉計画策定委員会 ・生活支援コーディネーターについて ・パブリックコメントについての報告 ・市民説明会についての報告 ・広報特集号発行について

(2) 船橋市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法第107条に規定される地域福祉計画を策定または改定するため、船橋市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の設置に必要な事項を定める。

(策定委員会の業務)

第2条 策定委員会は、次の事項について協議し、市長に報告するものとする。

- (1) 地域福祉計画の策定または改定に関すること。
- (2) その他必要事項

(組織)

第3条 策定委員会は、次に掲げる者をもって組織し、市長が委嘱する。

- | | |
|-------------|----|
| 一 学識経験者 | 1名 |
| 二 市民組織代表者 | 5名 |
| 三 社会福祉関係事業者 | 6名 |

- | | |
|-----------|----|
| 四 医療関係者 | 1名 |
| 五 学校教育関係者 | 2名 |
| 六 公募委員 | 2名 |

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する事項について市長に報告した日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理し、これを代表する。

4 副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第6条 策定委員会は、委員長が招集し、議長となって議事を整理する。

2 策定委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見や説明を聴くことができる。

(議事録)

第7条 策定委員会は、議事録を作成し公開する。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、健康福祉局福祉サービス部地域福祉課で行う。

(災害補償)

第9条 委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

(3) 船橋市地域福祉計画策定委員会 委員名簿

No	委員種別	所属団体等	氏名
1	第1号委員 (学識経験者)	聖徳大学短期大学部	大野 地平
2	第2号委員	船橋市民生児童委員協議会	府野 れい子
3	(市民組織代表者)	船橋市自治会連合協議会	本木 次夫
4		船橋市老人クラブ連合会	岩口 仁
5		船橋市ボランティア連絡協議会	渡邊 千代美
6		船橋市身体障害者福祉会	荒川 信一
7	第3号委員	船橋市社会福祉協議会	藤代 幸喜
8	(社会福祉関係事業者)	地区社会福祉協議会	加瀬 武正
9		地区社会福祉協議会	穴戸 久子
10		船橋市老人福祉施設協議会	石神 敏明
11		船橋市障害福祉施設連絡協議会	宮代 隆治
12		船橋市私立保育園協議会	高橋 克文
13	第4号委員 (医療関係者)	船橋市医師会	玉元 弘次
14	第5号委員	船橋市立飯山満南小学校	近 邦夫
15	(学校教育関係者)	船橋市立飯山満中学校	増戸 隆之
16	第6号委員		中谷 弘美
17	(公募委員)		瀬下 玲子

2. 船橋市地域福祉計画検討委員会

(1) 策定の経緯

策定の経緯は次のとおりです。

年 月 日	概 要
平成26年9月30日	第1回 船橋市地域福祉計画検討委員会 ・地域福祉計画 概要説明 地域福祉計画の背景と目的 新たな取り組み（生活困窮者自立支援制度について） ・第3次計画策定のこれまでの経緯及び今後の予定 ・骨子案の確認依頼

(2) 船橋市地域福祉計画検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成15年7月23日に設置された「船橋市地域福祉計画策定委員会」による船橋市地域福祉計画の策定にあたり、庁内の意見の集約・調整を目的とする船橋市地域福祉計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）の設置に必要な事項を定める。

(組織)

第2条 検討委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第3条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は福祉サービス部長を、副委員長は地域福祉課長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、これを代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第4条 検討委員会は、委員長が招集し、議長となって議事を整理する。

2 検討委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見や説明を聴くことができる。

(代理出席)

第4条の2 委員は、やむを得ない事情により検討委員会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(庶務)

第5条 検討委員会の庶務は、健康福祉局福祉サービス部地域福祉課で行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月12日から施行する。

(3) 船橋市地域福祉計画検討委員会 委員名簿

局・部		委員名
健康福祉局	福祉サービス部	福祉サービス部長 地域福祉課長 高齢者福祉課長 介護保険課長 包括支援課長 障害福祉課長 生活支援課長
	健康部	健康政策課長 健康増進課長 国民健康保険課長 保健所総務課長 保健所保健予防課長 保健所衛生指導課長
	子育て支援部	子ども政策課長 児童家庭課長 保育課長 児童育成課長 療育支援課長
市長公室	危機管理課長 広報課長 市民の声を聞く課長 秘書課長	
企画財政部	政策企画課長 財政課長 管財課長 男女共同参画センター所長	
総務部	総務課長 行政管理課長 職員課長 情報システム課長	
市民生活部	自治振興課長 市民協働課長 市民安全推進課長	

環境部		環境保全課長
経済部		商工振興課長 消費生活課長 農水産課長
建設局	都市計画部	都市計画課長
	都市整備部	都市整備課長 公園緑地課長
	道路部	道路管理課長 道路建設課長 街路課長
	下水道部	下水道総務課長 下水道建設課長
	建築部	住宅政策課長
消防局		指令課長
病院局医療センター		経営企画室長
教育委員会	管理部	教育総務課長
	学校教育部	指導課長 保健体育課長
	生涯学習部	社会教育課長 文化課長 青少年課長 生涯スポーツ課長
農業委員会事務局		事務局長

3. パブリックコメント

実施時期	平成27年1月5日（月）～2月6日（金）
対象	市内在住・在勤・在学の人と事業者
閲覧場所	市ホームページ、地域福祉課、行政資料室、各出張所、船橋駅前総合窓口センター、各公民館、各図書館、船橋市社会福祉協議会、各地区社会福祉協議会

4. 市民説明会の開催

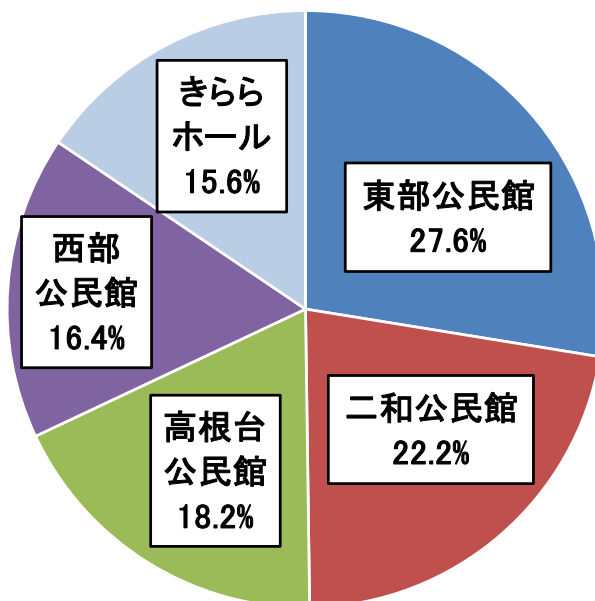
(1)開催状況

開催日時	会場	参加者数
平成27年1月9日（金）	14:00～ 東部公民館	77人
平成27年1月13日（火）	14:00～ 二和公民館	74人
平成27年1月15日（木）	14:00～ 高根台公民館	69人
平成27年1月18日（日）	14:00～ 西部公民館	40人
平成27年1月20日（火）	18:30～ 市民文化創造館（きららホール）	63人
合計		323人

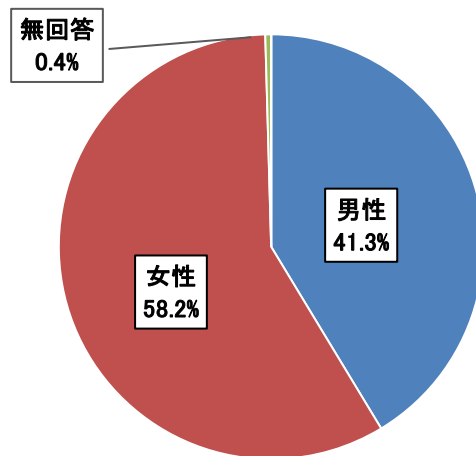
(2)市民説明会(参加者)アンケート集計結果

※ 集計の構成比については、端数処理の関係上、合計と内訳が一致しない場合がある。

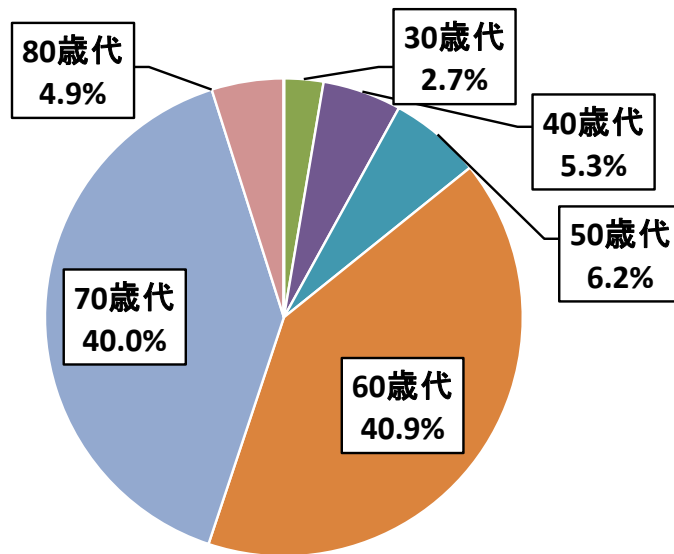
[開催会場別アンケート回収数]



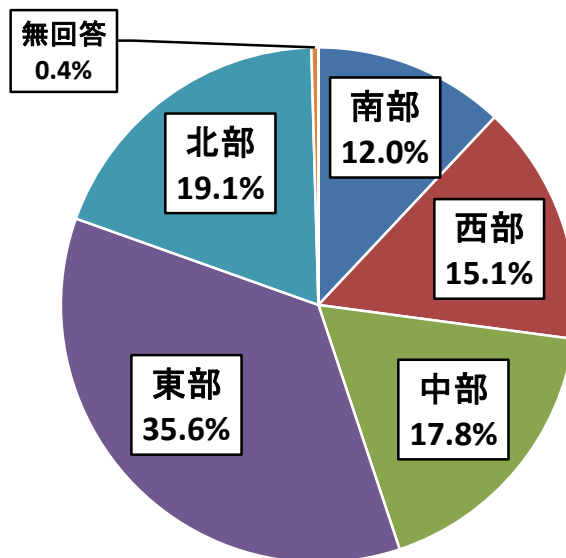
Q1 あなたの性別は？（ひとつに○）



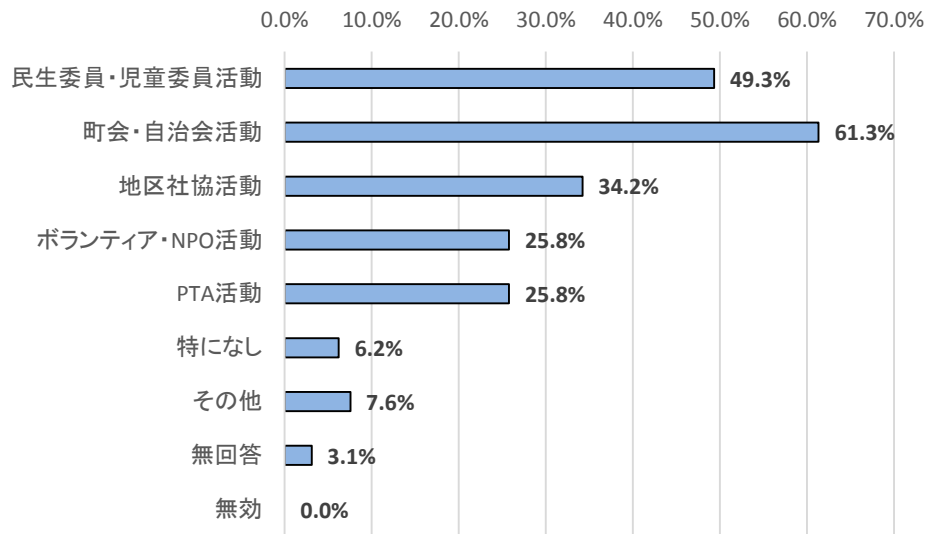
Q2 あなたの年齢は？（ひとつに○）



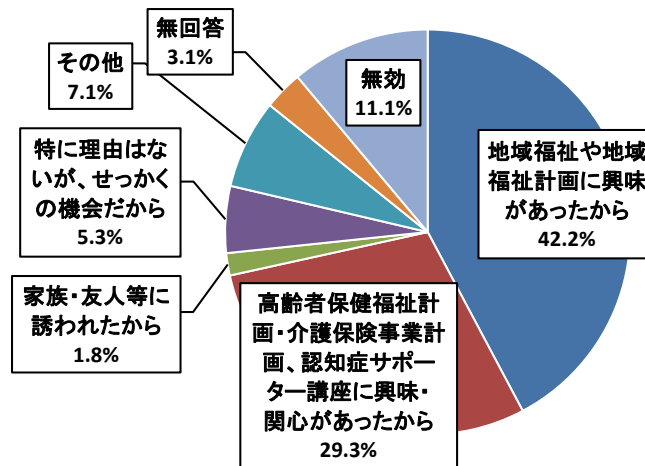
Q3 あなたがお住まいの地区は？（ひとつに○）



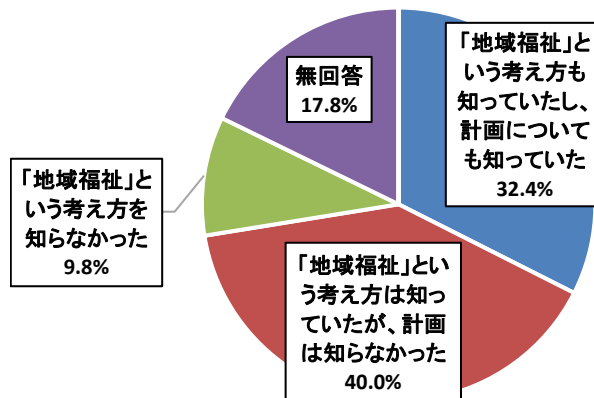
Q4 今まで携わってきた活動はありますか？（複数回答可）



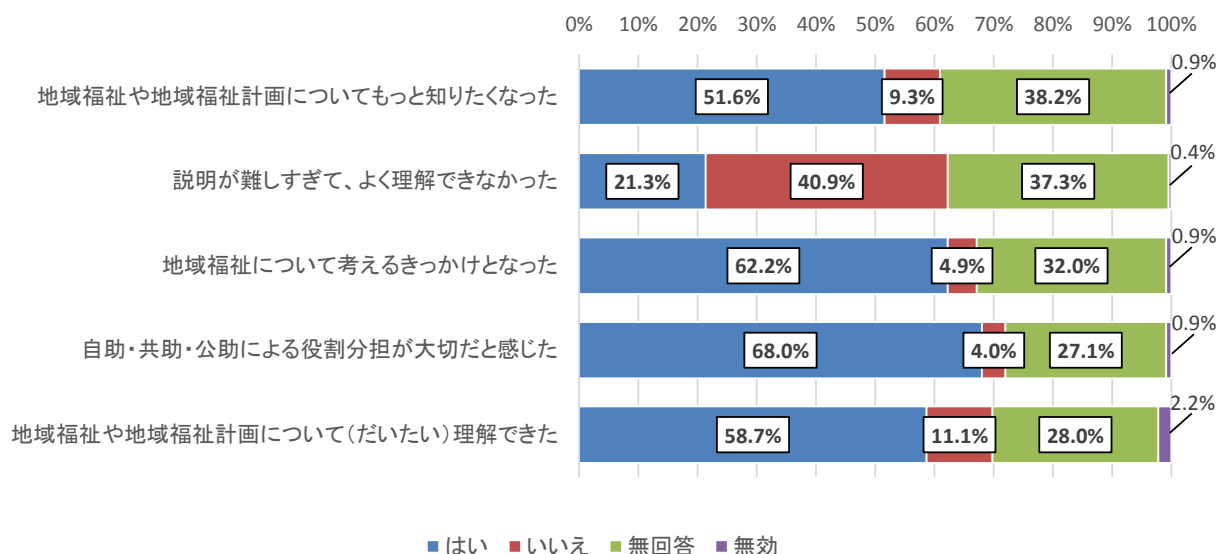
Q5 本日の市民説明会に参加されたきっかけはなんですか？（ひとつに○）



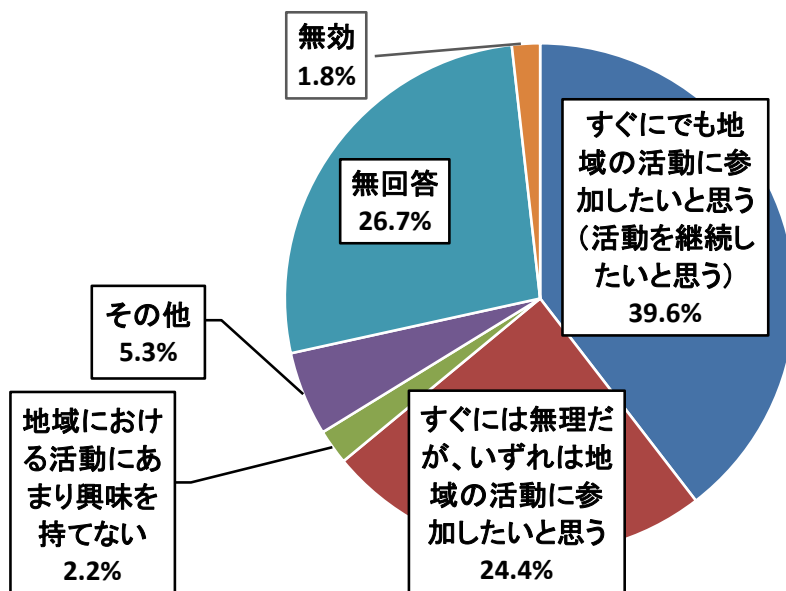
Q6 「地域福祉」と「船橋市地域福祉計画」について知っていましたか？（ひとつに○）



Q7 本日の市民説明会に関する下記の質問についてご回答ください。
 (「はい」か「いいえ」に○)



Q8 本日の市民説明会に参加されて、地域における活動についての意向を教えてください。(ひとつに○)



Q9 自由意見

● 地域福祉計画について

- 地区社協の活動は女性ばかりで行きづらい。もっと具体的な提案がほしい。
- 第3次計画に期待している。
- 誘いが無いと活動に参加しづらい。
- 地域住民が理解しているのか疑問。そのため広報活動が重要。それが無いと絵に描いた餅。
- 大切だが難しい課題。
- 災害時要援護者と安心登録カード事業の重複解消を。
- 地域のイベントを増やしたほうがよい。そのためにも若い人たちへの周知が大切。
- 情報の共有化と個人情報の兼ね合いに懸念。
- 地域の支えあいは、国が責任を持ってやるべき。
- 熊本市で行われている「ジュニアヘルパー」を取り入れたらどうか。
- 福祉に関しては個人情報の開示が必要では。
- ミニデイサービスがお友達の集まりになっていて、募金などで実施することかどうかが疑問に思う。
- 自助なんて無理。少子高齢化は今更の話。
- 計画に具体性が無い。
- 計画進捗の途中経過報告を希望する。
- 住民の意識の問題。無関心な人も多い。
- 内容はバラ色だが、本当に実現できるのかが疑問。
- 計画はわかりやすいが、計画倒れにならないようにしてほしい。
- 安心登録カードを知らない人が多いのでは？登録は70歳以上でよい。
- 生活困窮者自立支援制度について、具体的な事例などわかりやすい説明を。
- 町会・自治会の活性化が必要。
- ボランティアより、賃金を払った方が参加する人も増えるのでは？育成のための研修も必要。
- 第1次・2次計画のきちんとした検証が必要。
- 計画は船橋市の独自色をだしてほしい。
- ボランティアセンターの存在を知らなかった。
- ボランティアを増やすには住民への啓発活動が必要。
- ボランティア確保のための具体的な取り組みと、どの程度確保できているのか知りたい。

● 住民説明会について

- 説明が少々早すぎた。

- 住民向けの説明ではない。
- 具体例が乏しく行動のきっかけにはならない。
- 大体理解できた。機会があれば活動に参加したい。
- 言葉が難しいだけで内容のない説明会。
- 具体的な進捗方法を聞きたかった。
- 地域への出張説明を希望したい。
- 予備知識があれば十分理解可能。
- パネルディスカッションをもっと充実させてほしかった。
- 計画素案の説明が無く意味がない。
- 質問時間が短すぎ。もっと住民の意見を聞くべきでは。
- 簡潔で分かりやすいが、初めての人はわからないのでは？
- 計画周知はどうするのか。認知症講座は別の機会でよい。
- 計画は章立てて説明した方がよい。
- シンポジウム形式の導入はよかった。
- 参加者が少ない。説明時間を考えてほしい。

● 感想・その他

- 理解不可。
- 参考になった。
- 地域の助け合いは良いこと。声の掛け合いも重要。
- 安心して“徘徊の出来る街”をめざしたい。
- いつ自分が助けてもらう側になるのか不安になる。
- 消費税が福祉にどのように使われているのか知りたい。
- 地区社協の若返りを願う。
- 自分の住んでいる地域の活動が少ない。もう少し動きがあればと思う。
- 策定委員の意見が計画のどこに反映されたか聞きたかった。
- 自己中心的な人が多く、助け合いの社会は現実では困難。
- マンションで月1でサロン活動を行っているが、なかなか理解が深まらない。
- 理念は理解できるが、現実では壁が多い。難問題。
- 若い人を地域活動に参加させるためには、PTAでの親や教師との交流が大事。
- 現場の声を聴いてほしい。地区社協の強化をお願いしたい。
- 震災では若いボランティア多かったが、地域のボランティアは高齢化している。
- 役所は、社協などに仕事を頼むだけなのか。
- 地域課題がつかめないなので、何を考えたらいいのかわからない。

5. 用語集

	用語	解説
あ 行	移送サービス (p99)	自らの力で移動の自由が確保できない高齢者や障害者などに対して、目的の場所まで搬送する福祉サービス。
か 行	介助犬 (p89)	身体の不自由な人の手助けをするために特別なトレーニングを積んだ犬。日常生活における動作（起立やドアの開閉等）の補助をする。身体障害者補助犬と同義語。
	協議体 (p134)	地域の各種団体に構成される協議会として位置付け、地域で起こっている福祉に関する問題、課題を解決する場、情報交換の場となる。また、高齢者等の生活支援を行う地域の団体と情報共有を行う。
	協働 (p6)	市民（地域住民）と行政が役割と責任を分担し、対等な立場で協力・連携し同じ目的に向かって活動すること。
	ゲストティーチャー (p73)	普通の授業では学ぶことのできないさまざまな内容の授業を行ってもらうため、地域の有識者を先生として招くこと。
	ゲリラ豪雨 (p126)	突発的に発生した積乱雲が、数キロから数十キロの狭い地域に発生、一時的な豪雨になることで予測ができない。
	心のバリアフリー (p74)	高齢者や障害者が生活していく上で障害となる、人々の心の中の誤った知識や情報、差別意識等を改め取り除くこと。
	コミュニティビジネス (p86)	地域性・社会性+事業性・自立性を伴った地域事業のことを指し、市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決すること。また、コミュニティの再生を通じて、その活動の利益を地域に還元するという事業のこと。
さ 行	災害ボランティアセンター (p127)	災害発生時に、被災者の生活支援と被災地の復旧支援を目的に活動するボランティアの拠点としてコーディネートを行う。船橋市では、社会福祉協議会が設置し、市及び関係機関・団体と協働して運営を行う。
	在宅ターミナルケア (p115)	在宅療養中の治癒の可能性がない末期の患者に対し、その家族も含めて身体的苦痛の緩和だけでなく精神的苦痛の緩和も含めた総合的な措置を行うこと。

	用語	解説
さ 行	自主防災組織 (p4)	「私たちの地域は、私たちで守る」という精神、連帯感により自主的に結成する組織で、お互い協力しあい、地域が一体となって災害の予防・軽減のための防災活動を行うための組織。
	市民活動サポートセンター (p70)	福祉や文化、環境や国際交流などさまざまな分野で活動するボランティア団体やNPOを支援するために、打合せや会報づくり等ができるスペースのほか、活動内容の発信・情報提供なども行うことができる。
	市民公益活動公募型支援事業 (p109)	地域に根ざした市民公益活動を促進することを目的として平成22年度より始まった制度。設立3年未満の団体に対し1回限りで支援金を交付する「事業立上型」と、団体からの提案事業に対し3年を限度として支援金を交付する「事業提案型」の2種類の助成がある。
	住民参加 (p12)	行政の意思決定過程に住民が加わることであり、特に、地方自治体への参加を指して使われる。
	守秘義務 (p150)	職務上知ることのできた秘密を守る義務。公務員及び医師・弁護士のほか制度ボランティアもこの義務を負う。
	身体障害者補助犬法 (p90)	身体障害者の自立と社会参加を促進するための法律で、公共施設や公共交通機関に補助犬を同伴できるような措置を講ずることなどを定めている（平成14年10月施行）。
	制度ボランティア (p138)	国・県・市町村で定める制度に基づき、それらの長から委嘱を受けた民間のボランティアで、地域住民からの相談に対応したり行政機関との連絡調整を担っている。
	成年後見制度 (p152)	認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な人が、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要がある場合、判断能力の不十分な人を保護し支援するための制度。
	成年後見制度利用支援事業 (p152)	認知症高齢者、知的障害者又は精神障害者のうち、身寄りのない人について成年後見制度が必要にも関わらず申し立てができないことを防止するため、市長が代わって成年後見などの申し立てを行い、費用などの支払いが困難な人については市が助成を行う事業。

	用語	解説
さ 行	世代間交流 (p72)	各世代が同じ場所に集い、自分たちの持っている能力や技術を出し合いながら交流することによって、自分自身の向上と地域コミュニティの再構築を図ること。
	総合型地域スポーツクラブ (p4)	子どもから高齢者まで、スポーツを愛する市民が身近な地域でスポーツをするほか、指導や運営にも携わり、生涯にわたって活動することをめざした組織。
	SOHO (p84)	Small Office Home Office (スモールオフィス・ホームオフィス) の略称。自宅等をコンピュータネットワークで結んで仕事場にしたもの。フリーランスとして在宅で仕事することで時間を自由に調整できるなど、柔軟な働き方ができる。
た 行	第三者委員会制度 (p111)	サービス事業者が、苦情解決までの経過の公表などを通じてサービスの質の向上を図りながら苦情の解決に向けて公正・公平に対応する委員を選任する制度。
	第三者評価制度 (p111)	サービス事業者がサービス内容や経営状況、危機管理体制などの項目について専門機関に評価を依頼し、その結果を広く公表することにより、利用者のサービス事業者選択の目安とするための制度。
	男女雇用機会均等法 (p85)	正式名称は、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年7月1日法律第113号)」。法の下での平等を保障する日本国憲法の理念の通り、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を図り、女性労働者の就業に関して、妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。
	地域ケア会議 (p122)	地域包括支援センターや在宅介護支援センターを中心に、市の保健師や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員などで組織され、地域ケアに関する情報交換を行うとともに、要援護となるおそれのある高齢者に対するサービスの総合調整を行うための仕組み。以前は「地区高齢者地域ケアチーム」との名称であったが、平成25年度から名称が「地域ケア会議」に変更となった。

	用語	解説
た 行	地域コーディネーター (p69)	公的な制度や地域の人的・物的な資源について幅広い知識を有し、個人、組織、制度等をコーディネートして地域の中でさまざまな課題の解決にあたる人。本市では、24の地区社会福祉協議会に配置されている事務局員がこれにあたる。各地区において地域福祉の推進のため、各種事業の運営等を担う。
	地域福祉活動助成金制度 (p108)	「福祉と緑の都市宣言」の記念事業である福祉基金の果実を活用し、福祉の推進を目的とする事業を行う民間団体に対する助成を行い、地域福祉の増進を図る制度。
	地域福祉計画推進事業要覧 (p7)	船橋市地域福祉計画の公助項目を具現化する事業について、事業概要や実績、今後の予定、改善点、決算・予算額などを明らかにした要覧で、実施計画といえる内容になっている。行政資料室、各公民館、各図書館、各地区社会福祉協議会などに設置しているほか、ホームページ上でも公開している。
	地域包括ケアシステム (p11)	高齢者の尊厳と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう包括的に支援すると同時に、「介護」「予防」「医療」「住まい」「生活支援」が一体的に提供されるサービス提供体制の構築を目指したシステムである。
	地域リハビリテーション (p53)	高齢者や障害のある人々が、住み慣れた所で、そこに住む人々と共に、一生安全にいきいきとした生活が送れるよう、医療・保健・福祉および生活に関わるあらゆる人々がリハビリテーションの立場から行う活動のすべてのこと。
	聴導犬 (p89)	聴覚障害者と生活を共にし、耳代わりとなって生活に必要な音をユーザーに伝える訓練を受けた犬
	DV (p92)	Domestic Violence (ドメスティック・バイオレンス) の略称。配偶者や同居している恋人など、日常を共にする相手から受ける暴力行為のこと。
	定時定路線型 (p98)	決まった時間に決まったルートを運行する形態。

	用語	解説
な 行	日常生活自立支援事業 (p102)	判断能力が不十分なことにより、適切な福祉サービスを受けることが出来ない人のため、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理の援助などを行い、地域で自立した生活が送れるよう支援する事業。
は 行	パブリックコメント (p18)	行政機関が政策の立案等を行う際に、その案を公表し広く国民に意見を求めることで、提出された意見を考慮して最終的な意思決定を行う。
	バリアフリー (p70)	高齢者や障害者の生活行動の障害となるものを排除した環境のこと。
	PDCAサイクル (p6)	Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)の頭文字をとったもの。計画を策定する際には、実行や評価、評価をもとにした改善にかかるまで、一連のサイクル(循環)を意識して策定することが良いとされている。
	ふなばし市民活動情報ネット (p70)	市民活動を実施している人達が、他の市民に自分達の市民活動情報を広く発信できるサイトで、独自のホームページを開設することなく情報を発信できる。
	ふなばし市民活動情報掲示板 (p70)	市民活動団体の情報発信をサポートするため、市民活動サポートセンターに掲示される市民活動団体が作成した会員募集情報やイベントのチラシ・ポスターを電子化して、インターネット上に掲載するサイト。
	船橋市移動円滑化基本構想 (p96)	「高齢者、障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」に基づき、市全体の交通バリアフリーに対する考え方を示す構想(平成14年度策定)。
	船橋市商工業振興ビジョン (p85)	本市の商工業振興の指針として、基本的な考え方や将来像等を示すビジョン(平成14年度策定)。
	船橋市消費生活センター (p119)	市の消費者サービス機関。消費者からの苦情処理や講座などの啓発活動、消費生活情報の収集・提供などの消費者保護施策を行う。
	船橋市総合計画 (p16)	市の政策目標を示し、それを実現するための施策や事業を関連づけて総合的・体系的に取りまとめた計画で、基本構想・基本計画・実施計画から構成されている。市の施策や事業は、総合計画に基づいて進められている。

	用語	解説
は 行	船橋市男女共同参画計画 (p75)	男女共同参画社会の実現に向けて、市、市民、企業が一体となって行う施策の基本方針と事業の方向性を示す計画。 (平成 13 年度策定)
	ふなばし健やかプラン21 市民運動推進会議 (p93)	本市の健康増進計画の1つである「ふなばし健やかプラン21」を市民の立場から進めていく市民や団体による組織で、市民の健康づくりを身近なところからサポートする。
	ふなばし地域若者サポート ステーション (p84)	15歳から39歳までの就職、家事、通学をしていない人の職業的自立の支援を目的とした事業で、厚生労働省及び本市の委託事業として、平成25年度に開設された。
	福祉タクシー制度 (p98)	要介護者等及び心身に一定の障害を持つ人に対して、タクシーの利用料金を助成する制度。
	福祉有償運送事業 (p99)	NPO法人等が、身体障害者や要介護者など、単独で公共交通機関を利用して移動することが困難な人に対して送迎を行うなど、営利とは認められない範囲の対価によって行う個別輸送サービス。
	振り込め詐欺 (p3)	被害者に対面することなく、現金を自己の管理する預貯金口座に振り込ませるなどしてだまし取る、匿名性が高い知能犯罪で、警察では「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」「融資保証金詐欺」「還付金等詐欺」の4類型に区別して対策を行っている。
	ベンチャープラザ船橋 (p85)	支援スタッフ（インキュベーション・マネージャー）が常駐し、千葉県・船橋市・財団法人千葉県産業振興センター・経済産業省及び各支援機構と連携をとりつつ、起業や創業活動、企業の新事業展開などを総合的に支援する施設。
	「保健と福祉の総合相談窓口」 さーくる(circle) <small>(circle)</small> (p10)	対象を限らないワンストップの相談窓口として、福祉サービスのコーディネート、福祉の総合相談、権利擁護を行う保健と福祉の総合的な相談窓口。
ボランティアセンター (p65)	船橋市社会福祉協議会内に設置されている機関で、ボランティアを希望する人を登録し、ボランティアを必要とする人とのコーディネートを行っている。	
ま 行	盲導犬 (p89)	視覚障害者を安全・快適に誘導する訓練を受けた犬。

	用語	解説
や 行	有償ボランティア制度 (p65)	少額の報酬を伴うボランティア活動のことで、地域通貨や時間預託等とともに普及してきているが、報酬を伴う市民活動は、ボランティア活動ではないとする意見もある。
	ユニバーサルデザイン (p22)	年齢や性別、身体の状態等に関わらず、誰もが安全に使いやすくわかりやすい暮らしを実現するために、物や環境、サービスなどを設計段階からデザインすること。
	要配慮者 (p10)	東日本大震災の発生により、災害時要援護者（高齢者、障害者等）とその支援者（消防団、民生委員・児童委員等）が多数犠牲となった教訓を踏まえ、災害対策基本法が一部改正（平成25年6月公布）され、「災害時要援護者」は「要配慮者」へ名称が変更された。「要配慮者」の中で、特に災害時に避難支援を要する人については「避難行動要支援者」とされている。
ら 行	労働力人口 (p84)	満15歳以上の生産年齢人口のうち、所得を得るために労働している者（就業者数）と、休業中の就業者、そして労働をしたいと希望しながら仕事についていない者（完全失業者数）の総数。
	ロコモティブ・シンドローム (p94)	筋肉、骨、関節、軟骨、椎間板などの痛みや筋力低下、バランス能力の低下によって、歩行や日常生活に何らかの障害をきたし、要介護になる危険性の高い状態をいう。
わ 行	ワーク・ライフ・バランス (p68)	仕事と生活の調和。「ワーク・ライフ・バランス」が実現した社会の姿とは、「一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」。



第 3 次 船 橋 市 地 域 福 祉 計 画

発行 船 橋 市
〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25

編集 健康福祉局 福祉サービス部 地域福祉課
TEL : 047-436-2314 FAX : 047-436-3315
メール : chiikifukushi@city.funabashi.lg.jp

発行日 平成 27 年 3 月